

第四百回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第八号

昭和六十一年四月二十六日(土曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

石井 一二君

大川 清幸君

刈田 貞子君

佐藤 昭夫君

四月二十六日

坂元 親男君

添田増太郎君

石本 茂君

吉川 博君

佐藤 三吾君

安恒 良一君

補欠選任

坂元 親男君

田代富士男君

服部 信吾君

橋本 敦君

補欠選任

降矢 敬義君

水谷 力君

大河原太一郎君

志村 哲良君

粕谷 照美君

中村 哲君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

嶋崎 均君

北 修二君

倉田 寛之君

真鍋 賢二君

矢野俊比古君

鶴山 篤君

村沢 牧君

中野 明君

石井 道子君

石本 茂君

大河原太一郎君

金丸 三郎君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

運輸大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

(総務庁長官)

中曾根康弘君

鈴木 省吾君

安倍晋太郎君

竹下 登君

海部 俊樹君

今井 勇君

羽田 孜君

三塚 博君

林 道君

江藤 隆美君

小沢 一郎君

江崎 真澄君

政府委員

内閣法制局長官

臨時教育審議会

事務局長

警察庁刑事局長

総務庁長官官房

審議官

総務庁人事局長

総務庁行政監察

局長

経済企画庁調整

局長

経済企画庁国民

生活局長

経済企画庁調査

局長

国土庁長官官房

長

国土庁土地局長

法務省刑事局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局次

長

茂串 俊君

齋藤 諒淳君

仁平 昭雄君

百崎 英君

手塚 康夫君

竹村 晟君

赤羽 隆夫君

横溝 雅夫君

丸茂 明則君

吉居 時哉君

田村 嘉朗君

岡村 泰孝君

梶原 清君

亀井 敬之君

保田 博君

水野 勝君

足立 和基君

吉田 正輝君

行天 豊雄君

国務大臣

(北海道開発庁

長官)

(沖縄開発庁長

官)

国務大臣

(経済企画庁長

官)

国務大臣

(国土庁長官)

古賀雷四郎君

平泉 涉君

山崎平八郎君

農林水産大臣官房予算課長	鶴岡 俊彦君
農林水産省畜産局長	大坪 敏男君
食糧庁長官	石川 弘君
通商産業大臣官房審議官	松尾 邦彦君
通商産業省生活産業局長	浜岡 平一君
運輸省運輸政策局長	栗林 貞一君
労働省労働基準局長	小粥 義朗君
建設大臣官房長	高橋 進君
建設大臣官房会計課長	望月 薫雄君
建設省建設経済局長	清水 達雄君
建設省住宅局長	渡辺 尚君
自治大臣官房審議官	持永 堯民君
自治大臣官房審議官	渡辺 功君
自治省行政局選挙部長	小笠原臣也君
事務局側	
常任委員会専門員	桐澤 猛君
説明員	
会計検査院事務総局第五局長	秋本 勝彦君
参考人	
大阪大学名誉教授	木下 和夫君
日本銀行総裁	澄田 智君

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として大阪大学名誉教授木下和夫君及び日本銀行総裁澄田智君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（嶋崎均君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（嶋崎均君） 次に、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 私は、きょうは連休前の土曜日でございますので、できればきょうこの委員会が連休明けにあればと思っておったのでありますが、政府・与党のたつての強い希望でありました。そこで、ひとつ問題にして、どなたがお答えになるのかお聞きをしたいんですが、私は大臣を、十大臣御出席をお願いしました。ただし、そのときに、いわゆる政府の代理としての公用であるとか、私の用事で例えれば御親類に御不幸があったとか、こういうことがあればお申し出を願いたい、その大臣については、こう言ったんです。官房長官は、御承知のように、きょうは本四架橋の問題で政府代表ということで、結構でございます。と言つて、あと建設や国土庁からもございまして、官房長官一人行かれて、私の質問が終了した後に、お行きくださいるのは御自由でございます。と、こういうやり方にしたんですが、お国入りをするからぜひひとつ譲ってもらいたい、こういう平泉長官の方からのお申し出がございました。私はそれはまかりならぬ、本当ならお国入りしたいのは私もである、こういうことでした。んですが、平泉さんお国入りはもうおやめになったんですか。——そうですか。それじゃ結構です。から。そういうことで、委員会を招集された以上、やはり全大臣、要求大臣を出すということになっておりますから、そういうことでお願いをしたいと思ひます。

そこで、今、燃糸工運問題で大変お忙しいようですから、そのお忙しいところから先にやらさせていただきます。順序不同になりますが。

まず、平和相互銀行問題についてお聞きしたいのですが、私は三月の予算委員会、平和相互銀行問題は金融自由化の大蔵省の検査のあり方と政治の信用、名譽の根本姿勢を問う重要な政治倫理の問題があるということで、大蔵大臣を初め法務大臣等いろいろな質問をいたしました。その中で、いわゆる「時代行列」の代金の流れについて、八重洲画廊の真部氏の入金状況とその先の資金の流れについて大蔵省、法務当局で調査すべきではないかと、さらに株式譲渡不履行と「時代行列」購入問題については、平和相互銀行の経営陣に背任の疑いはありはしないか。それからまた、これを仕組んだ連中には詐欺の疑いが持たれるが、厳正な捜査を要求いたしました。法務大臣もいわゆる約束されましたが、その後まだ状況があらわれてきておりません。燃糸の後というお考えなのかもしれませんが、何かお忘れではないでしょうかという感じを持ちますので、これらの問題点についてどのように進んでおられるのか。その考え方を法務大臣、それから税制は大蔵省でございますので、大蔵大臣等からお答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣（竹下登君） あるいは国税庁からお答えするのが適当かと思ひますが、個別の事柄につきましては答弁を差し控えないかならないという立場は御理解をいただきたいと思ひます。

一般論として申し上げるならば、予算委員会において私からも答弁をしております。国会で御議論された事柄や新聞、雑誌等で報道された事柄については重大な関心を持って対応すべきものであると考えております。必要ある場合には税務調査を行うなどして、大蔵省の立場で言えば課税の適正を期したいということに尽きると思ひます。

○政府委員（岡村素孝君） 検査当局といたしましても、平和相互銀行に關連いたしましていろいろな報道がなされていることや国会で御議論されていることは承知いたしておるところでございます。この關係につきましては関心を持って対応しているところでございます。ただ、個々具体的な事柄につきましては申し上げかねるところでございます。

○安恒良一君 竹下大蔵大臣、あなたが言われたことは予算委員会でも言われたんです。国税当局としても重大な関心を持って対応するというのは、もう同じことを二回言っているが、対応していかどうかと聞いています。対応していかどうかと聞いています。

○政府委員（塚越則男君） 大変恐縮でございますが、個別にわたる事柄でございますので答弁を差し控えないかならないということを御理解いただきたいと思ひます。

予算委員会でも大臣からも御答弁がございましたように、国会での御議論をいただいた事柄等につきまして重大な関心を持って一般論として対処していくということだけをお答えさせていただきます。と思ひます。

○安恒良一君 いや、中身を言えと言っているんじゃないのです。予算委員会では重大な関心を持って対応させますと言われたんだから、国税当局はそのことを受けて対応されていますかどうか。それで、対応してはいますか。中身については言えない、こうおっしゃるならそれはわかるんですが、対応しているかどうか、それを言わなきゃだめだよ。

○政府委員（塚越則男君） 国会で御議論いただきましたような事項につきまして、重大な関心を持って課税上有効な資料を収集してまいらるということでございます。

○安恒良一君 それじゃ両大臣に申し上げておきますが、ひとつ厳正な対応をぜひやっていただきたいと思ひます。

それから次に、検査の姿勢にかかわること

○委員長（嶋崎均君） 本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（嶋崎均君） ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

それでその後、あれは冗談だったと言つて打ち消したとか、あるいはベーカー財務長官とボルカーさんとがそれぞれ国会で証言されましたが、これはまた非常に平面的なお話をなさったとか、そういうようなことが影響があることは否定するものではございませんが、私が別にベーカーさんに、連絡は確かに密にしておることは、私のみならず通貨当局者はそれは密にしておるわけでございませうけれども、ちょうど二十四日の日は参議院の木曜クラブの先生方がお集まりになっておるところへ遅く参りました。それで皆さんが、いや為替でも大変でしょうねというふうな発言があつて、そして間もなく電話がかかりまして、出たら何かベーカーさんに電話をかけたんじゃないか、考えてみるとその時間はベーカーさんは恐らくまだ起きてないような時間だと思つて、いろんなことが飛ぶものだ、その晩に政治部と経済部から緊急懇談を求められたというふうなことがございまして、まさにそれほど注意しなきゃならぬものだということを感じたわけでございます。

が、問題は、安定が重要であるという考え方は持つております。それには、今おっしゃいましたように、まさに政策協調が大事だ。が、相場が余りにも急なときには、これは適切に介入もあり得るという一般論を絶えず合意しておるわけでございします。常日ごろから連絡を密にしておりますので、具体的にいつはどのような話をしたとかいうことにはなりません、これは為替市場への影響もあることとございします。私、言わないようにいたしておるわけでありまして、ただ、きょうの相場の評価というのを毎日するわけでございしますけれども、これはニューヨーク市場の評価でございしますけれども、いわゆるマルクが円以上にちょっと高くなつております。言うなればドルの全面安という状態ではないか。それは、マルクが高くなりましては公定歩合の引き下げが見送られたというところが一つと、それから、あすこも貿易収支の発表があつて目標よりも高かつたということが理由で、それに付られて、マルク高につられて

他通貨もドルに対して高くなつておるといふのが一般的評価であるようでございます。したがって、私どもは絶えず安定に気を使わなきゃなりません。

それから、中曽根総理がちょっと、私も聞いておりましたが、小わざではだめで大わざが必要というふうな表現がございましたが、この小わざと大わざが、どういふものが小わざでどういふものが大わざかというところになりますと、これはちょっとなかなか表現がしにくいわけでございします。あるいは介入の手法等につきましても、ちよぼちよぼたいていくのと一遍にやる場合とか、よくプロの人が小わざだ、大わざだ、たまたまなんと言いますが、本当は余り私もその具体的な手法はわかりません。感じとしては何かわからないわけでもございせんけれども、具体的な手法は私は素人ではわかりません。

○安倍良一君 いや、なかなか言いつらいということですか。そうすると、竹下大蔵大臣としては日米協調介入が必要だということと働きかけをされているのかどうかということですね。それからいま一つは、中曽根さんは、一発大わざをかけなきゃならぬ、こう言われるわけですね、小わざの乱発ではだめだ。だから私は官房長官出てこいと言ったんですが、出てこれないということとで、あなたに答えてもらふということですからね。

具体的に、一発大わざをどういふ中身でいつおかけになるつもりになつておるのか。というのは、今、円高問題というのには非常に、後からずつとほかの日本の経済に及ぼす影響も聞いていきまされども、大変なものですから、国会でそういうことを言われたということですから、中身があつて私はおっしゃったんだらうと思うんですね、一発大わざ、小わざの乱発じゃだめだ。一発大わざをかけなきゃとてもこれはどうにもならぬ、こう言われているんですから、その中身を聞かせていただきたいと、こういうことを言っているんです。

○国務大臣(竹下登君) 協調介入を働きかける働きかけないというの、これもやっぱりこの場で申し上げるべき筋のものではなからうと思ひますが、ただ、協調介入というのは、あれはG5で合意したしております一般論というのは、いわば二国間というふうな感じではなく、総体的に、もちろん各国それぞれが外貨準備の不足している国もございしますし、同じ歩調でやるわけのものではございせんけれども、一般論として協調介入必要と認める場合はこれをやるというその姿勢は持ち続けております。

それから、大わざ小わざは、結局やつぱり感覚的な問題で、私も毎日為替の動きを見ておりますけれども、一日に二十五億ドルぐらゐりましたり、それから六十何億ドルというふうなときがあります。そういう場合は売って、すぐ買つて、売つて買つてという、投機筋の恐らく小さい幅の利食ひなんかで動いていくのが小わざのうちへ入るのか。それから、こいつばかりはちよつと、かなりの専門的知識がありませんと、売りが出た途端に買いが出るとか、買いが待っているとか、その辺の事情というのにはちよつとこれは竹下登さんの説明の外と御理解をいただかざるを得ないと思ひます。

○安倍良一君 それではわかりませんから、また機会をとらえて御本人から聞くことにいたしますよう。

そこで私は、安倍外相にもお出まし願つておるの、もう今日のこの日米間の問題、その他いろいろ考へてみますと、円高問題というのは、さつきも私が言ったように、通貨外交政策だけでは片づかないところに来ている。そういう意味から、きょうは特命にもお出向きを願つておるんですが、やはり何と云つても、一つは日本とアメリカのこの問題について、総理もアメリカに行かれたし、竹下さんも行かれたし、安倍さんも行かれていろいろとされているようですが、やはり円高問題を解決するためには、私は通貨外交以外、全般的な日本の貿易収支の問題からありとあらゆる

ことについて積極的に取り組まないと、アメリカ側は今の円高は当然だ、おまえのところの貿易の黒字をまず減らせ、内需を拡大せい、このこと一点張りなんですよ。しかし、この前から同僚委員がいろいろ聞いているように、今の円相場というのが必ずしも妥当なのかという、我が国にとつては大変厳しい過激なところになつていますね。そういう点について、この問題を、そしてまた国内的にも、例えば宮澤さんや河本さんから建設国債の増発問題、いわゆる積極財政への転換が提起されています。それから野党からは大幅な減税の問題なり内需喚起問題等いろいろ提起をされておる。そういう問題について、本日に政府が外交的にも内政的にも考へて、総力を挙げて取り組まなきゃならぬところに来ているんじゃないだろうかと思ひますが、これらの点について、それぞれ関係大臣のお考えを聞かして欲しい。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、さつき大蔵大臣も御答弁しておりましたように、ちよつと隣同士ですから、毎日、円高の情勢、そして取引量を見ておられますと、ふだんは二十五、六億ドルです、それが六十億ドルとか、やつぱりスベキキュレーターが何か参加して特に操作しておる様子が見れるわけです。

そこで、確かに現在の情勢というものは円が高くなり過ぎた。しかし、フロート制のもとで介入をするということも、これはなかなか大蔵大臣が言いますように、そう簡単じゃないと思ふんです。日本が介入したということになれば、逆にその情報によつてまた売り方に回る人もあるだろうし、それに便乗する人もある、そのときの情勢によつて。ですから、なかなか大蔵大臣が説明しにくい面があると思ひますし、私どもも国際経済の特命相でありますから、絶えず隣同士で動向を見せられておるわけですから、一体、後どうするんだ。まさに、困つた中小企業についてはこれは再度にわたつて対策を講じてきたところでありまして、それこそ転換を含めての不況対策をどうするか、これはもう政治的には当面の極めて重要な問

題だと認識をいたしております。そしてまた、通貨当局においてそれぞれ大つびらには動きはできませんが、やはり少し行き過ぎだぞという話は、そのためのグループ5でありグループ10であろうと、こういうふうに思います。したがって、一々ここで説明はないものの、それなりの責任者としての対応は当然しておるものと。

ただ、こゝでもう一つ考えられることは、日本の経常収支が五百億ドルにもなった、多過ぎる、アメリカとの貿易インバランスも七百億ドルにも

もうなるんじゃないかというふうな、それだけのことでアメリカが日本をいじめる、そう私は単純なものだとは考えておりません。なぜかならば、アメリカもだんだん金利を下げましたね。日本は三回にわたって下げておりますね。これは、そういう態勢になってまいりますと、ドル安ということになれば世界の何といつても基軸通貨であるのはドルでございまして、このドルが全面安というふうなことになるならばアメリカは一体どういうことになるのか。債務超過の問題は多くを申さなくても御承知のとおりであります。その一番貸与をしておる、資金協力をしておるのアメリカでありまして、当然アメリカ側の経済的な大きな破綻にもなってくるんですね。これは日本の円が貿易収支の異常なインバランスのうちにマネーゲームに走ってアメリカの高金利に投資しておつた、いやそれは往復びんじやないか、貿易でもうけてまた金利でもうける、それはそつちの勝手です。去年の秋、一昨年来、昨年にかけて五百億ドルぐらゐというものが常にアメリカ市場に投入されておりましたね。しかし、それはアメリカのドルの権威というものを維持する上には大きく一面では役立っておつたと思ひますよ。それがだんだん金利も安くなる、ドルも安くなる、妙味がなくなるといふことになりまして、アメリカにドルが還流してこなくなる、投資も少なくなるというふうなことになる、これはアメリカだけの問題じゃなくて、その次は日本も相当

な融資を世界各国にしておりますから大変なことになる。だから、フロート制というものもやはり考えようによつては自律性のあるもので、アメリカが日本だけを特段に痛しめようと思つて痛しめられるものでない。やはり下がつていくというところは大変なことを起こすし、一つ間違えば世界的な大きな経済的な影響も出てくる、こういうわけでありまして、このところはやはりそれによつて犠牲をこうむつた人に対策をする。

それからもう一つ、長くなつて恐縮ですが、物が高くなつたといふときには、これはもう与党も野党も挙げてけしからぬといふことで、物価の高くなつたことにはお互いに関心が深いわけでありすが、これだけ円が高くなつて、もう優に七カ月を経過したといふならば円高メ리트の還元です、痛く痛いと言つて痛みを訴えておる人の声は大きくこれは届いておりますね。けれども中にははくはくで、不当利得を懐にして笑いがとまらぬといふ、円高メ리트の恩恵に浴しておる人もあることを忘れてはならぬと思ふんですね。これをどういふふうに変換するの、これは各党、各派でやろうじやありませんか。特に与党が先頭に立つてやつぱり円高メ리트の還元、これは当然のことです。もつともプラス要因になればこれは税金でつぱり国税庁がいただくでしようけれども、その前に消費者に還元してもらひにやないまけんね。この運動をもつと国会を通じて私大きく声を上げたいものと、これが私の率直な意見でございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 日米関係につきましては、先般も総理大臣も私も参りましたが、日米関係といふのは非常に安定した、いわば同盟関係であります。話し合ひはあくまでも外交、防衛、あるいはまた貿易、経済、援助といった全般的なものにわたつたわけでございますが、そういう中で、金融とか通貨といふのは、これは非常に専門的な分野になるものですから、どちらかという大蔵大臣の分野ということ、これまでG5等で交渉が続けられておりました。しかし、そう

いう中でも円の最近の急激な上昇ということによりまして、日本経済にもいろいろと面倒なことが出てくるという空気がありまして、さらに上がりそうだというふうな状況もありまして、そうした国内の空気を踏まえて、アメリカには大統領に対して総理大臣も、またシュルツ長官に対しては私からもやはりこの円ドル相場というものは安定させることが必要である。急激な乱高下というものは日米関係だけじゃなくて、世界経済に非常に悪い影響を与えるので、やはり安定ということを考える必要があるといふことを強く言つた経緯があるわけでございます。

しかし、これがどういふ形でやられるかといふことは、これはやはり通貨当局間、依然として協調体制といひますか、そういう枠組みというものは崩れていないわけでございます。各国間のそういう枠組みの中でのいろいろとこれから行われるのではないだろうか、こういうふうな思つております。

○安倍晋太郎君 サミットも行われることですから、もちろん為替相場とか通貨問題は外務大臣の専管事項でありますけれども、私はもう大蔵大臣のところでだけ片づかぬところに來ておるといふ意味で申し上げていきますから、このサミットを契機に、やはり大臣が答えられましたように、今の円高といふのは異常だと思ふんです。率直なことを言ひまして異常だと思ひます。ですから、これはこの安定についてサミットの機会にじっくりお話し合ひをしてもらひたい。というのには、安倍外務大臣も同盟国だ、同盟国だと言つても、貿易、経済問題になると必ずしも、じゃ今の動きは本当に同盟国的な動きになつていくかどうかといふのを国民側から見ると心配になるんです。率直なことを言ひますね。ですから、軍事関係だけの同盟国じゃ困るわけですから、そういう意味で幸いサミットが近くございまして、こゝで私は、この円高の正常化問題については、通貨当局だけの問題じゃなくて、総理、外務大臣、関係大臣を含めてやはりお話し合ひをされて、俗稱サミ

ット相場なんといふのも、これも俗稱と言われましてけれども、なるほどそう言われたとおりサミットが終わつたら安定化の方向に向つたかといふことになれば、これはなおいいことなんですから、そのことを要望しておきます。

次に、六十一年度の円高マイナス効果で実質経済成長がどうなるかといふことを、これも予算委員会でも私初め各党からいろいろ質問をしたんですね。ところが平泉長官は、いや心配せぬでいい、実質四％は間違いない、こういうことを言われておつたんですが、御承知のように日本興業銀行が二十四日に六十一年度の経済見通しを発表しました。日本経済は、円高マイナス効果が原油安を上回る結果、六十一年度は二・七％だろう、特に下半期に公共事業の一兆円の追加を見込んでも政府の見通しの四％を大きく下回る、こういうことでもかなり具体的な数字を使つて説明してありますね。長官、今日になりました。今日の円高・ドル安の状況でも依然として自説である四％間違いないといふことを御主張しようか。それならば、興銀の指標が出ていますから、これと同じように定量的にこういう計算になるからやつぱり四％だといふことの御説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(平泉渉君) おっしゃるとおり、政府見通しをつつた後、円高それから原油価格の値下がり、こういう相対的な変化があつたことはおつしやるとおりでございます。当然円高になれば輸出数量は減少が始まつてきております。また輸入数量は当然増加の傾向になってくる、こういうことでもございますから、当然国民所得計算上は実質GNPに減少傾向が出てまいります。ただ、同時に円高の貿易条件改善といふようなものも効果が出てまいります。それから一方、原油価格の大幅な値下がりというものが既に今月はっきりあらわれてまいつておりますから、そういうことから実質所得が増大をする、そういうことで消費の影響が出てまいりまして、いい影響が出てくる、物価も非常に御承知のとおり落ちついておるわけでございます。実質的に見た政府部門の

寄与も高まる、こういうことでまた設備投資の動向につきましても、従来見ておられますと一応順調に拡大する傾向が見られる、こういう状況でございます。

全般的に見ますと、政府の当初見通しに比べますと、外需から内需へと重心が移るという形でGNPの構成が、割合が変わってまいり、こういうことにはこれはなるわけでございますが、全体としてのGNPの総合的な動きは、ことし全体で見ると場合に政府見通しの基本線と変わらないのではあるまいか、かように判断をいたしております。

ただ、時期的に見ますと、おっしゃるとおり円高の交易条件改善の効果、原油価格低下の効果も本当にあらわれてくるまでに若干のタイムラグが出てまいり、こういうことでございます。また、最近のところでは円高がちょっと急激でございますので、企業の景気に対する景況観といえますが、景気の先の見通しに影響が出てまいっております、こういう状況でございます。

政府は非常にこういう情勢を注意して見ておるわけでございまして、内閣中心とした景気の維持拡大を確実なものとしなかならぬということ、去る八日には総合経済対策を決定したわけでございまして、さらに公定歩合の再々引き下げということも二十一日に実施をいたしたわけでございます。

大体こういうことでございますが、今せっかくお話でございます日本興業銀行の見通しというものが出ておりますので、これは細かい数字の問題、さらに項目別のお話をお求めでございますから、専門家の政府委員から細かく御答弁をさせていただきます。

○政府委員(赤羽隆夫君) 大臣の御答弁に補足して数字的な点を申し上げたいと思ひます。

若干認識の説明におきまして大臣の御答弁とダブル点がございまして、それは御覧をいただきたいと思ひます。

四割の政府見通しを作業いたしましたのは十一月の後半から十二月の前半でございますから、もう既に五カ月たっております。その間に主要な前

提条件でございます円レートの想定、それから石油価格、これにつきまして大きな変化がございました。しかし、そのマイナス面、プラス面ということを考えますと、必ずしもマイナスの方が大きいわけではない。それに加えて公定歩合の三回にわたる引き下げ、あるいは欧米主要国の経済見通しがむしろその当時よりは明るくなっている、こういう外的な条件もございします。そういうことで、結局内需主導型、GNPの構成が変わるというお話がございました。この内需主導型への移行が促進されるだろう。それからさらに物価が一層安定するということで、インフレなき成長、内需主導の成長というパターンへ方向が出てくる、こういうことではないかと思ひます。

そこで、興銀の数字と若干比較して申し上げますと、興銀の数字も大勢として内需主導の成長へのパターンの変化ということが顕著でございますけれども、例えば民間最終消費につきましては、興銀は四・三％の実質成長、これが政府見通しでは三・六％でございます。それから住宅五・一％と見ておりますけれども、政府見通しでは四・六％でございます。設備投資につきましては、五・一％で政府見通しの七・五よりは低うございます。しかし、その反面で政府の支出、これは消費と投資がございしますけれども、消費が四％、投資が八・一％と、こういう見通しでございます。これに対して政府は両方平均して二％、興銀の見通しは平均をいたしますと大体六％になるかと思ひます。そういったような点を比べてみますと、むしろ政府よりも内需主導の見通し、こういう形になっていのではないかと、こう理解しております。

ただ、一層の円高あるいは原油代金の支払いの節約、こういうことでございまして、差し引きいたしまして若干黒字がふえるだろうと、こういう認識においては政府もそれから興銀も変わらないところだろうと、こう考えております。

○安倍良一君 これは後で資料をいただきたいと思ひます。それでまたやらないと、これで時間を

とっておいたら大変ですから。これは一年たてばすぐもう結果がわかることなんです。ですから、私はあえてきょうこれを取り上げたのは、こういう数字も出てくるからや、この円高問題をぜひ注意をしてもいいというところでこの問題を取り上げておるわけですから、担当大臣はその点をよく十分お考えになってください。でない、四割成長と言ったがふたをあけてみたら二割だった、三割だった、大変なことになったというときじゃもう遅いわけですから、そういう意味で。

そこでやはり問題は、どうしてもこの円高問題を解決していくための一つの問題は、また諸外国からも求められているのは内需の拡大ということだと思ひます。内需拡大問題についても、もう予算委員会ではいろいろ議論してきたところで、私が、私はその中の一つの大きな柱として住宅政策というのがあると思ひます。ですから、やっぱり私は円高問題を解決するためには経済構造、社会の転換と国民生活を豊かにしていく、いわゆるヒューマンなライフスタイルを創造していく、こういうことを考えていかないとなかなか内需拡大にならない。その中の一つとして住宅政策がありま

昨日の同僚委員の質問に対して、建設大臣が現在日本の住宅は平均五十平米だと、そこで大都市では九十平米に、それから地方では百二十三平米ぐらいの住宅を持つということを建設大臣が強調されました。私は、住宅政策非常に結構なことですが、私はやはり建設大臣が言われました平米であります。E Cやアメリカに比べるとまだ小さいと思ひます。ですから、私はやはりもうアメリカに次ぐGNP第二の経済大国になったのですから、平均四大家族ですから、四大家族で言なれば四部屋とダイニング、しかも部屋の広さは、平米というよりも私は畳の間で言った方がわかりやすいものですから言いますと、最低八畳ぐらいの部屋という方がいいんじゃないかと思ひます。

そこで、住宅問題を解決するためには広い家を建てようというところで資金問題、それから税制問題等々、それから土地政策、これが三位一体となつてやらないと片づかないんじゃないか。今のところ例えば住宅金融公庫の貸出金利の問題であるとか、それから与野党で住宅政策に向けての住宅減税問題、こんな問題は話が進んでいますが、肝心の土地政策というのが少しもないわけですね。ですから、特に大都市において住宅を建てるための土地政策について、これは建設大臣それから国土庁長官、どうお考えなのか。というのは、依然として大都市においては土地の値が上がつていくわけですね。ですから、これは私は税制と住宅資金だけでは片づかぬ問題だ。このところについて、これから内需拡大の一つのかきである住宅問題に対する具体的な土地政策を大都市の場合どうしようかとされているのか、両大臣から聞かしてください。

○國務大臣(山崎平八郎君) お答えいたします。ただいまお話しした土地政策でございますが、近年地価といたしましては全国的には比較的安定いたしておるわけでございますが、住宅建設促進のためには現在の地価の安定傾向をさらに長期的に定着させる必要があると存じます。このため、国土利用計画法の的確な運用等に努める所存でございますが、しかしながら、また東京の都心部、商業地等一部の地域におきましては非常に大幅な地価上昇が起つておりますことは御承知のとおりでございます。このため、東京都とも連携をとりまして、事務所用地等の供給の促進、投機的な土地取引の抑制等の総合的な対策を講ずるようになしてあります。

去る四月十五日に東京の鈴木都知事ともお目にかかりまして、一つは土地の供給対策を東京都においてはどうにすべきかという問題。もう一つは土地取引の調整、特に投機的な取引が起らないようにこれをしっかり抑制しなかならない。この二つの問題を中心にしていろいろ話し合いをいたしましてお互いに了解し合ったわけでござい

そこで、住宅問題を解決するためには広い家を建てようというところで資金問題、それから税制問題等々、それから土地政策、これが三位一体となつてやらないと片づかないんじゃないか。今のところ例えば住宅金融公庫の貸出金利の問題であるとか、それから与野党で住宅政策に向けての住宅減税問題、こんな問題は話が進んでいますが、肝心の土地政策というのが少しもないわけですね。ですから、特に大都市において住宅を建てるための土地政策について、これは建設大臣それから国土庁長官、どうお考えなのか。というのは、依然として大都市においては土地の値が上がつていくわけですね。ですから、これは私は税制と住宅資金だけでは片づかぬ問題だ。このところについて、これから内需拡大の一つのかきである住宅問題に対する具体的な土地政策を大都市の場合どうしようかとされているのか、両大臣から聞かしてください。

○國務大臣(山崎平八郎君) お答えいたします。ただいまお話しした土地政策でございますが、近年地価といたしましては全国的には比較的安定いたしておるわけでございますが、住宅建設促進のためには現在の地価の安定傾向をさらに長期的に定着させる必要があると存じます。このため、国土利用計画法の的確な運用等に努める所存でございますが、しかしながら、また東京の都心部、商業地等一部の地域におきましては非常に大幅な地価上昇が起つておりますことは御承知のとおりでございます。このため、東京都とも連携をとりまして、事務所用地等の供給の促進、投機的な土地取引の抑制等の総合的な対策を講ずるようになしてあります。

去る四月十五日に東京の鈴木都知事ともお目にかかりまして、一つは土地の供給対策を東京都においてはどうにすべきかという問題。もう一つは土地取引の調整、特に投機的な取引が起らないようにこれをしっかり抑制しなかならない。この二つの問題を中心にしていろいろ話し合いをいたしましてお互いに了解し合ったわけでござい

ますが、特に小規模な土地取引に対する指導の強化をしなければならぬという意味で、できずなら国土法自体の改正には日時を要しますので、東京都の条例等による届出の創設、新しい小規模なものを個々に取り上げていくというようなことについてもお互いに了解し合った次第でございます。

○国務大臣(江藤隆興) 私どもは、先ほどお話しがありましたが、五十平米に満たない家庭といふのが三百九十五万世帯ございます。これをなるべく早く解消したいというのが第一目標、それから都会地では御意見のように土地がなかなかありませんから、まあ四大家族で九十一平米、一戸建て、もしくは地方においては百二十三平米、四部屋といふのがありますけれども、夫婦は一組の部屋に寝た方がよいと思ひますので、三LDKといふことを考えておきまして、四大家族四部屋とは実は考えていないわけでありまして。

そこで、一体土地をどうするんだという話ですがこれは当然出てきますわけで、先般来、四月八日に経済閣僚会議で政府の方針が決まりました、まず土地を供給するためには規制の緩和が必要ではないか。例えば、東京を例にとりますと、環状六号線内に四百九十一ヘクタールの一種住専といふのがあつた。これは土地が高くなつたのにまだ低い家賃でこうして住まうておるといふのはいかにも不合理ではないか。したがって、なるべく早い機会に一種住専を二種住専に誘導するようにひとつしていききたい。これは東京都知事と建設省で合意をしたことでもあります。

それからもう一つは、東京ばかり言つておつて恐縮ですが、手元に資料がありませんから、この東京都内といふゆる開港といふものを考えたときに八千七百ヘクタール、そのうちのにもかくにも半分は以上といふものを宅地の開発地域、早速やろうではないかといふ地域、あと半分余りを開発誘導地域、これは将来の問題としてひとつ考へてもう一つの施策を講じていこう。

とに見直しといふのが実は余り進んでおりませんで、今私ども十五年たつたわけですから、せつかく十五年たつたので、実情に合うように線引きの見直しを実は都道府県に対して求めておりまして、随分と進んでまいりました。線引きの見直しをする、それから調整区域内の開発許可基準のこともやっぱ見直しをする。あるいは余り許可に時間がかかり過ぎるという問題もあります。あるいは二十ヘクタール以上でなきゃだめだといふ面積の制限もありますから、こういうものはひとつ五ヘクタールに引き下げて開発ができるようにしよう。あるいはまた、宅地開発の指導要綱を見てもみまうといふと、ひどいところになりますと十二メートルの道路をつくれ、あるいは公園をだつた広いのをとれ、思い切り公園をとれ、学校もとれ、下水道もやれ、こういうことになりまして、住居面積といふのが狭められるし、また民間の場合には投資が多額になつてくるわけですから、なかなかつてさういふことでは安い宅地の供給というところになりません。ですから、ひとつさういふ指導要綱の見直しといふものもやつて、そんなに十二メートルの道路は要らないのではないですかという適切な実態に沿つた宅地開発といふものを考へていつたらどうか。

それから、ことしから優良計画開発事業促進制度といふのを実はつくりまして、宅地開発について五十億ほど準備をいたしまして、建設大臣がこれは大変いい宅地開発だといふ五ヘクタール以上のものについては、区画整理あるいは宅地造成について、道路、公園、下水、あるいはまた河川改修、さういふことについて助成策を講じながら宅地の供給をしていこう、そして税制、融資制度、宅地供給、三本柱で住宅を進めていこう、こ

ういふ考へております。

○安倍良一君 私、今いろいろ聞きましたが、抜本的にやるために、率直に言つて個人の住宅を建てるための土地の百坪以内の売買は別ですが、大規模な土地の取引による土地の転がしによる利潤を大幅に抑制するといふことを考へるべき時期に來てゐるのじゃないか。

これは、イギリス、西ドイツ等を勉強してみましたら、土地の取引は、まず国ないし地方公共企業体が優先をします。個人の売買は、イギリスもやはり我が国の憲法と同じに所有権を認めています。しかし、個人の売買をやりますと、今私が申し上げましたような本家の個人の住民のさきやかな住宅の取引は別ですが、さうでないような土地について取引をしますと、利潤が上がりまして、ほぼ一〇〇%近い税金がかけられるという仕組みになつてゐるわけですが、戦後土地の値上がりはどの国も悩んだんですが、非常にイギリスや西ドイツは日本に比べると痛みが少ないわけですが、日本は、一時一億総不動産屋と言はれるような時代まで来て、むちゃくちゃに上がつてしまつたわけ

です。これは何も私は政府・自民党だけの責任だとは言ひませんが、かなりそちらに責任がある。私たちが野党側にも土地問題に手をつける勇氣が少なかつたわけですが、それはなぜかといふと、憲法による個人所有権といふものをどうしても優先的に今日まで政治の場で考へてきました。しかし、憲法による個人の所有権といふことと土地の利用権といふのは別だと思ふんです。

だから、さういふ意味からいいますと、今の税制はむしろ土地を売らせるために緩和の方向に竹下さんの考へが一つあるわけですが、これは、しかし、果たしてそれだけで今日の問題が解決するかどうかといふことになる、私はイギリスの仕組みとか西ドイツの仕組みといふのは非常に参考になるのじゃないか、さういふふうに考へます。この点についてもう時間がありませんから答弁を求めようと思ひますが、一週ぜひ研究をお願いをしておきたいと思ひます。答弁を今ここで求めようと思ひません。これは建設大臣も国土庁長官も、諸外国の土地購買が抑えられたといふことに、一つは今言つたことが非常にあらわれるわけですから、これは与野党とも大膽に私は取り組むべき時期にこの問題は來てゐるのじゃないかと思ひますから、関係閣僚の方で御研究をお願いしておきたいと思ひま

す。

次の問題に入ります。やはり、内閣拡大のためには、私は一つは労働時間の短縮問題を、これは予算委員会でも取り上げたんです。さうしたら、最近総理の諮問機関である国民生活審議会から、「長寿社会の構図」ということでワークシェアリングといふことではいろいろの貴重な提言がされてゐます。年間の総労働時間を二十一世紀の初めで千八百時間といふことになってゐます。一方、私が予算委員会で通産大臣や労働大臣にお聞きしましたときは、「二十一世紀産業社会の基本構想」の中の中間報告では、二十一世紀へ向けて千九百時間といふことだつたわけですが、そこで私は、千九百時間を二十一世紀に十五年かかつて達成するのは遅いじゃないか、もう少しスピードを上げなさいといふとき言つたんですが、明確な答弁をいただいたとは余り覚えておりません。さうしたら、さすがに総理の諮問機関ですから、今度は二十一世紀に千八百時間と、こう出てきちゃつたわけ

です。私は正しいと思ふ。

そこで、総理も私の諮問機関がお好きで、私的諮問機関で建議されるとアメリカまで持つていつていろいろ御説明されて、総括のときに議論になつたから、もう私は繰り返さうと思ひませんが、これは総理の公的諮問機関なんですから、そこがさういふことを提起したのでありますから、国民生活審議会の労働時間担当は経企庁長官ださうでございまして、この問題については経企庁長官、労働大臣、具体的なプログラムを早急におつくりになる必要があると思ふんです、千八百時間にしようといふことですから。

それから、定年制についても六十五歳までの延長、その他いろいろ提起されてゐます。ですから、この点について労働時間を二十一世紀に向けて千八百時間にすることを具体的プログラムをどうしようといふことにお考えになつてどのように実行されようとしてゐるのか、経企庁長官とそれから労働大臣からお聞かせをお願いしたいと思います。

○国務大臣(平泉渉君) 先般、私も今御指摘の報

告を受けておりまして、これはおっしゃるとおり大変大きな目標を掲げ、現在西ドイツ、フランスなどの水準を考えますと、既にそういうところに到達をいたしておるわけでございます。

我が国は、まだ週休二日制が完全に普及し切っておられないという問題もございまして、おっしゃるとおり相当努力をしなければならぬと思うわけでございます。そういう意味でも労使の自主的な努力というものがあっても基本でございまして、企業の規模、業種、業態などの実情を踏まえて、週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進、そして連続休暇の定着等のことにつままして、各業界団体等への働きかけ、また現労働時間法制度のあり方の検討などの推進によりまして、労働時間短縮のための環境整備に一層努力をしてまいりたいと思っております。

○国務大臣(林道雄) 国民生活審議会の政策委員会報告では、労働時間は二十一世紀に向けて欧米先進国並みの水準を目指すべきである、こういったことがなされたわけでございまして、これも、これは一つの重要な指摘であると私も受けとめております。もっとも具体的な水準といたしましては、一つの案として千八百時間が念頭に置かれておりまして、産業構造審議会では千九百時間内とされるなどのいろいろな考え方がございまして、労働省といたしまして、二十一世紀に向けての長期ビジョンについて長期労働政策ビジョン懇談会というものを設けてまして、今議論をさせていただいてるところでございます。

労働時間の短縮は行政の重点課題の一つでありまして、かねてから内需拡大に関する政策などに基づきまして、当面の目標といたしましては、昭和六十五年までに休日の十日程度の増、あるいはまた年間総労働時間二千時間の達成を定めまして、週休二日制の普及などを重点に積極的推進をいたしているところでございます。具体的には、労働時間シンポジウムの開催などによりまして社会的、国民的合意の形成を促進する、こういったこととともに、労働時間短縮援助事業の

実施などによりまして、労使の自主的な努力を援助促進を促してまいりたいと考えております。また、労働基準法の改正につきましましては、労働基準法研究会報告を受けてまして、今後中央労働基準審議会の審議を踏まえて検討していくと、こういったようなことを考えておるところでございます。

○国務大臣(江崎真澄) 公務員の方の勤務担当です。簡単に補足しますと、御承知のように今週五休体制をとっておりますが、六休制に向けて試行中ですね、四分の二で。特に、この八月から郵便局の窓口が銀行と歩調を合わせて閉鎖します。そういうことになれば、この四分の二のせめて四週六休制に向けて、八月のこの動向を眺めながら、人事院が直接我々に勧告する立場にありますが、これはぜひせめて四週六休の方向を進めたいと、こういう努力をしております。

二十一世紀に向けてのスケジュールは、今両大臣から答えられたとおりでございます。

○安倍良一君 私は三人の大臣にお願いしておきたいんですが、これもこれ以上論争する時間があるまいから、私はまず一つは、いろんな提言があるというけれども、産業審はこれは通産大臣の諮問機関ですわね。ところが片一方、これは総理の諮問機関ですからね。ですから、総理の諮問機関が出したやつは千八百時間ということですから、あれもある、これもあると迷う必要はないと思うんです。そして千八百時間に向けて、労使の自主的ということとを両大臣強調されますけれども、私はやはり具体的なプログラムをつくり、法改正の必要なものはして進めていかないと、労使の自主的なことだけでは、現在二千二百時間ぐらいです。それをこの十五年間で千八百時間までにしようというんです。これはやはり政府として総合的な政策を持ち、具体的なプログラムを関係大臣でお立てになって意欲的に推進をされないと、私はなかなか進まないと思うんです。ですからそのことをお願いをしておいて、この問題は終わりにしておきたいと思っております。

次に、これもいろいろ最近政府は次から次に発表されますから、厚生省関係でお聞きをしたいんですが、吉村さんが中心となる高齢化社会における総合政策を検討してました高齢者対策企画推進本部が四月八日に一つの報告を出しました。その報告の中で、いろいろ問題になることがたくさんあるんですが、きょうは全部やろうがありませんので、二点だけちょっとお聞きしたいんですが、一つは、今後の医療費の増加と国民所得の伸びの問題についてです。手元におありと思いますが、私は具体的に細かく引用いたしません。率直なことを言って、戦後我が国は医療費の伸びが国民所得の伸びを大きく上回った。そういう中で、これはもうとても負担にたえかねるというところで、医療費の伸びを国民所得の範囲内にしようではないかというのが政府の大きい方針で、医療保険制度の改正とか、医療制度の改正とか、診療報酬支払いのあり方とかということを一貫してやってきたと思うんです。

例えば、軍事費がたつたGNPの二%以内というのが一つの指標ですね。それから、財政再建問題で幾ら私どもが竹下大蔵大臣や総理に、いわゆる六十五年赤字公債脱却の旗をおろしたらどうですか、破綻してると言っても、絶対おろせないと、こうおっしゃるんですね。掲げておくと、一遍棒を外すと大変になると、これも予算委員会です。それで、そういう中においても私はやっぱり、この医療費の問題についても国民所得の伸び以内ということは一つの歯どめだと思っております。だから、医療費は安かろう悪かろうではないかと思っております。しかし、一たんこの歯どめを外してしましますと、医療費というのは非常に勢いでふえていくということになると、負担の問題は大変なことになると思っています。そんな意味で、どうも肝心の厚生省が医療費の増加は今後の国民所得の伸びを上回るという形でいろいろな数値を使って推計していることがわかりませんので、この点について厚生大臣の考え方、それから財政を預かる竹下さんと

ついでにお聞かせください。

○国務大臣(今井勇吾) 医療費の問題であります。医療費の国民負担を適正なものとしていくためには、先生おっしゃいますように、医療費の伸びというものを国民所得の伸びの範囲内にとどめることが理想でございまして、これを当面の私どもは政策目標として医療費の適正化に努力しているところでございます。

そこで、今、推進本部のことを申されましたが、私もこの報告というものはこれから十分精査しなきゃいかぬと考えておりますけれども、私は医療費の伸びというものを国民所得の伸びの範囲内にとどめるといふ政策目標を、これは変更する考えはございません。そこで、この目標を達成するために、これまで以上に医療費の適正化のためのいろいろな問題を講じてまいらうと、こう思っております。

○国務大臣(竹下登君) 二十年前、安倍さんが中央医療協議会委員でありました当時、私一週間ぐらい勉強させていただいて覚えたファンダメンタルズなお話でございまして、それは今、厚生大臣からお答えがございましたように、基本認識は変わっていないというふうに私も理解しております。

○安倍良一君 基本認識は変わっていないということですから結構ですが、私はどうも事務当局は人口の高齢化、それから人口の増加等で将来は伸びが上回るといふような感じを持っているようですが、私は人口の高齢化ということについては、やはり成人病の予防医学の徹底ですね。そういうことに全力を上げるべきであって、人口が高齢化するから、老人の罹病率が高くなっていくからというところで安易に私はこの医療費の伸びを国民所得の範囲内に——私はその範囲内で適正な配分がされるべきだと思っておりますから、このことは重ねて注文をしておきたいと思っております。

次に、この中でいま一つお聞きをしておきたいんですが、どうもきのうも同僚の佐藤委員も地方の事務移管問題と絡んでいろいろお聞きし

たんですが、いわゆる国民健康保険をどうしよう
とされているのかというのが、これは厚生大臣、
自治大臣両方に關係することですが、非常に私は
重要なことだと思ひますが、あれでしようか、こ
れはまず、厚生省の高齢者対策企画推進本部が四
月八日に出された報告書は、いわゆるこれからの
厚生省の長寿社会に向けての基本方針としてまず
受けとめていいでしようか。

○國務大臣(今井勇) 今の高齢者の対策本部の
ことでございますが、我が国は今非常に高齢化が
進んでおりますが、とりわけこれから二十一世紀
の当初までの間というのは本格的な高齢化の社会
に移るわけでございます。そこで、スムーズな移
行のためには今から整合性のある高齢化対策を考
えていく必要があるということのために対策本
部を設けまして、いろいろ協議をして、その結果
を取りまとめたものが先般の報告書でございます。
そこで、今後さらに検討すべき課題もございま
すけれども、大筋として厚生省の高齢者の対策に
關します考え方をこれは集約したものだといふ
うに私は考えております。

○安恒良一君 私、一読しましたところ、民活導
入に代表されるように国庫負担が非常にふえてい
く、これを何とか抑えたい、こういう面が強く出
ておりますね。そういう印象を受けます。

そこで、私は今回は医療保険の面だけに絞って
質問をしていくわけですが、国民健康保険の現状
をどう認識をされているのか、そしてこれをどう
いうふうにしよとされているのか、これを見る
となかなかわからないわけです。というのは、五
人未満の事業所の被保険者に政府管掌を適用して
いく、さらに必要に応じて組合管掌へと行くこと
について私は何も反対じゃないし、我々も主張し
てきたところです。ただ、その面がだんだん抜
けていきますと、国保財政の基盤が崩れるわけ
ですね。そうすると、国保の対象者を減少してス
リム化する、それだけが先行していつて、何とな
く一時は国保をなくしてしまうんじゃないか、こ
んな心配が今度出てくるわけですね。ですから私

は、五人未満の事業所の従業員をいわゆる政保に
入れていくということについてはいいことな
んですが、そういう状況の中で国民健康保険制度とい
うのを厚生大臣としてはどういうふうにしてい
こうとされるのか、またこれらの事務その他をい
ろいろ受け持つておられる自治大臣として、これは
どういうふうにしてこの国民健康保険制度を今後
運営されていくとするのか、この報告書を見ま
すとどうもわかりがたいんですが、そこらはどう
なんでしょうか。

○政府委員(幸田正孝君) 国民健康保険の今後の
問題につきましては、今御指摘のありましたよう
な五人未満の事業所の被用者保険への移行とい
う問題がありますが、それ以外に国民健康保険は高
齢化の影響を最も強く受けている集団であります
し、さらに国民健康保険内部におきましても、都
市部と農村部との間で保険者の規模なりあるいは
財政力の格差というものが拡大をしている状況で
あります。さらに、年金受給者を初めとしたしま
すいわゆる無職の方が非常に国保の中でふえてい
る、こういうことであります。御指摘のとおり
、今後の国民健康保険制度の維持発展というこ
とについては非常に厳しい環境であります。私
どもは、やはり今後の我が国の医療保険制度を考
えまして、被用者保険と並びまして地域保険
である国民健康保険は大きな二大支柱である、こ
ういう考え方があります。したがって、これを
維持発展させるという考え方がありまして、そ
ういった方向に向けてどういふ具体的な手だてを
講じていったらいいかというものが私どもの今後の
大きな検討課題である、こういう認識でありま
す。決して国民健康保険をなくすというような考
え方は毛頭ございません。

○政府委員(持永義民君) 国民健康保険は、今御
指摘ございましたように、特に最近では退職者医
療制度の見込み違い等もございまして、大変厳し
い状況にあるわけでございます。したがって、こ
れ、今後国保の安定化を図るためにはやはり医療
費の適正化の問題、あるいはヘルス事業を徹底し

まして疾病の予防に努めるという問題もあると思
います。さらには保険者間の負担の調整という問
題もあるかと思ひますが、そういうことを積み
重ねることによりまして、基本的には現在の仕組
み、現在の枠組みを今後とも守っていくべきだろ
う、このように考えております。

○安恒良一君 私はこれもいろいろ何回か聞きた
いと思つたんですが、三十一分までしかありませ
んの、まだほかの問題がありますからこの程度
にしておきますが、私は大臣に要望しておきたい
のですが、行政の現実への妥協だけではいけない
んだ、やっぱり将来についてあるべき姿というも
のをきちんと追求をする、そういう面がどうもこ
の報告書を見ますとやや欠けている点がある、これは
国民健康保険のところですよ、あると思ひます。
ですから、やはり今後十分な検討を重ねてもら
いたい。そして、他の諸政策との整合性というもの
がないとできない。これは六部門か何かに分かれ
てつくられて、最終的に次官のところまでとめ
られた、こういうことであります。ある面には
かなり具体的な提議がありますが、ある面には
本当に問題点の指摘というやうなことで、それ
はなぜかという、今も大臣が言われたように、
今後の厚生行政の基本方針に据えたいと思つて
いる、こういうことですから、基本方針に据える以
上、今言つたやうなことについてきようは具体的
に一つ一つのことを指摘する時間がございませ
んでしたから、また改めて時間があれば指摘をさ
していただきたいと思います、そのことを要望し
ておきます。

そこで、次は補助率引き下げ問題について少し
議論したいんですが、これももう総括の段階か
ら、さらにきのう同僚の佐藤委員から補助率引き
下げが地方財政へ与える影響のマクロ的なもの
もかなり議論されたと思ひますね。ですから、
マクロ的なものも時間があればと思つて、少し私
は私なりの観点からやろうと思つて用意してお
いたんですが、残りの時間がありませんのでやむ
を得ませんので、マクロ的な説明は今までの同僚

委員の質問に答えていただいたということにし
て、感想だけ少し申し上げておきますが、どうも
数字合わせがなされている。そして、補助金削減
に伴い地方への肩がわりは大変問題が私はあると
思ひます。

そこで、ミクロ的な問題で少し議論をしてみた
いと思ひますが、まず建設地方債によつて経常経
費を賄うことが可能なかどうか、それはどんな
便法を用いるんですか、そのことをちょっと聞か
してみてください。

○政府委員(持永義民君) 財源措置といたしまし
て、経常経費の財源につきましては、マクロとし
ては今御指摘のございましたようにたばこ等で二千
四百億を穴埋めをしたものを除きまして三千七百
億を地方債で賄う、全体の収支はそういう形で合
わせることにいたしております。

ところで、個々の地方団体に對します財政措置
でございますけれども、個々の地方団体の経常経
費系統の影響につきましては地方交付税で全額算
定をいたすわけでございます。そういったしま
す、地方交付税の財源が足りなくなりますので、
それは従来投資的経費に充てられておりました交
付税からいわば振りかえをいたします。そうしま
すと、結果として投資的経費の財源が不足する、
こういうことになりますので、そこに三千七百億
円の建設地方債を充当するという玉突きのような
方式をとるわけでございまして、市町村なり県で
予算を編成される場合には経常経費はあくまで一
般財源で充当し建設事業については起債が入って
くる、こういう形に相なるわけでございします。

○安恒良一君 すなわち建設事業から財源を回し
て、その分を経常経費でふえた一般財源の負担に
充てる、これが調整債の増発による財源対策の実
態だということに私は思ふんです。ところが、そ
ういう数字合わせでは、例えば公債費率が高い団
体や適債事業のない団体は建設事業によつて一般
財源に弾力性を持たせることはできないのではな
いかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(持永義民君) 公債費率の高い団体も

かなりあるわけですが、今回の調整債の元利償還につきましては元利償還年度におきまして地方交付税で財源措置をすることにいたしておりますので、確かに数字の上では公債費は当然ふえますけれども、その分は別途地方交付税の算定を通じて財源措置をしていく、こういうことに相なっておりますから、この起債がふえることによつて形の上では当然公債費はふえますけれども、実質的に非常に窮屈になるということには相ならないと考えております。

それからもう一点の、適債事業のない団体についてのお尋ねでございますが、これは実は私も昭和六十年度におきましても同様の問題がありまして、やや初め心配しておりましたが、県はもちろん心配ございませんけれども、小さな市町村でどんなものだろうかとということで綿密に各県の地方課を通じて調べたところ支障はなかったということでございます。それから六十一年度の場合におきましては去年よりも調整債がかなりふえます。ふえますが、この部分は大部分都道府県、ほとんど都道府県の方で消化をするという予定にいたしておりますので、現実問題としてこの受け皿がないという事態は考えられないというふうに考えております。

○安恒良一君 考えられないと言われていますが、私はそのような市町村では当然経常経費がふえる、それを一般財源で充当しなきゃならぬ、こういうことになりまして、なかなかこれは一般財源では充当できない。そうすると、手持ちの財源の中で捻出をするということになると、例えば経常経費の社会保障関係の補助率の引き下げによる負担増はもとに影響を受けることになりはしないかというふうに思います。ですから今年度から三カ年ということですが、六十一年度の分はこの地方財政対策は、建設地方債の増発のできる団体は経常経費の一般財源の負担増にも耐えられるが、公債費率の高い団体、それから適債事業のない団体は、経常経費の一般財源の負担増というのは従来の枠の中で捻出するしかなくなってく

る。そうすると財政力の格差が拡大する、こういうことになりはしないか、市町村ごとによつて財政力の格差が拡大するということになりはしないかと思ひますが、その点自治大臣、どうですか。さつきから事務当局ばかり答えさせぬで、あなた答えないでください。

○国務大臣(小沢一郎君) 私も余り具体的な仕組みの点までについて定かに理解をいたしておらないので政府委員から答弁させておきましたけれども、ただいま御指摘の点につきましては、この措置によりましていわゆる個々の地方団体間の財政力の格差をますます助長させるのではないかと、いうことでございますけれども、私もさういふことは、そのようない結果にはならない、またさういふような個々の地方団体の具体的な状況につきましては十分把握をしながら対処してまいりたい、そのように考えております。

○安恒良一君 なるほど答弁に立たないはずですね。わからないうちです。それじゃやむを得ませんから、少し中身について聞いてみたいと思ひます。

例えば保育所の措置費を例にとりますと、補助率の引き下げを受ける自治体側から見ると、五十九年度までは地方団体の負担は十分の二でよかったわけですね。六十一年度は二分の一を負担しなければならなくなります。そうすると、この自治体は二・五倍の保育所措置費のための一般財源を必要とすることになるわけなんです、一般財源。そこで、一般財源に余裕のない市町村は、その場合にどういうことになるんですか。

○政府委員(持永義典君) 保育所の措置費につきましては、今御指摘ございましたように、十分の二が十分の五になりますから二・五倍になります。これは先ほど申し上げましたように地方交付税の基準財政需要額の算定に当たります。若干技術的な問題でございますけれども、単位費用の引き上げあるいは密度補正の単価の引き上げ等によりまして、いわば二・五倍の措置費に対応できるように必要な算定をいたしますので、一般財源

は確保できるものというふうに考えております。○安恒良一君 これも同僚委員からいろいろ議論があつたように、あなたたちはさういふふうな一般財源は確保できるものだという全国的な視野で言ひますけれども、私は経常収支比率、これは公債費率の高い自治体では一般財源に余裕がないので、同僚委員からもさういふ心配があらましたやうな、いわゆる保育所の統廃合や合理化が進められる。または今度は逆に利用者負担増と、こんな形でこれがね返ってくることは事実ではないかと思ひますが、厚生大臣、自治大臣、さういふことは絶対ございませぬ。統廃合とか、それから利用者に対する負担増とか、今回の二分の一にしたことによつていわゆるさういふことはないと、さういふことは厚生大臣も自治大臣も言明していただきますね。迷惑をかけることはないと、さう言っているんですから、両大臣どうですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど政府委員からも答弁ございましたが、今回の負担率の引き下げにつきましては、その地方財政の増加分につきましては、交付税によつて一般財源を見ていくということにいたしております。それによりまして先生の御指摘のようないわゆる行政サービスの水準の低下というようないことは絶対もたらされることのないように、私も今後さらに個々の地方公共団体の実情も把握しながら対処してまいりたいであります。

○国務大臣(今井清君) 保育所の統廃合の問題でございますが、もう児童がだんだんといなくなりました、その結果なくなるといふことは私はあり得るんじゃないかと思ひますが、財政上の都合によつてさういふことが行われるということはない、そのように考えております。

○安恒良一君 最後の質問をします。もうたくさん聞きたいことがあつたんですが、時間がありません。

そこで厚生省に聞いておきたいんですが、団体事務移行後は厚生省はこの保育行政について、事

務についての条例、準則を作成していく考えがあるのかどうか。それから保育料も条例を根拠にして今後徴収していくことになると思うが、その点はどうなのか。また、この入所基準などについてはどういふふうにするのか、さういふことについてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(坂本龍彦君) 保育行政事務が団体委任化された場合におきましては、ただいまお尋ねのとおり、各市町村におきまして条例という形で基準を決めていくわけですが、あるいは、国におきましても一定の水準を確保して、あるいは、さういふ全国的に公平な措置が行われるように入所措置あるいは費用の徴収につきましてガイドラインといひますか、準則のモデルと申しますか、さういふ性格のものを地方にお示しして、それで実施していただくように考えておる次第でございます。

○安恒良一君 最後に結論で私は指摘をしておきますが、今までもさういふ角度で聞いてまいりましたが、政府の補助率見直しの底流には公的福祉をできる限り縮小もしくは撤廃をさせる危険がある、そして市場競争原理を取り入れて民間部門にできるだけ任せていく、これは臨調行革の考えですが、どうもその考えを中心に今回のような一括法案になつていくということを、私は非常に問題がある、危険性があるといふことを指摘いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員(嶋崎均君) この際、木下参考人が見えになりましたので、木下参考人に対する質疑に移りたいと思ひます。木下参考人におかれましては、本日は御多忙のところ、しかも急な時間的な制約の中での当委員会の出席要求にもかかわらず、早速に繰り合わせ御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会は連日熱心な審議が行われてまいりましたので、本日は私が委員会を代表いたしまして、ただいま議題となつております国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまし

て、これまでの委員会審議の中で補助金問題検討会について問題となっており、事項につきましてお尋ねたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

まず第一は、補助金問題検討会の性格、機能、審議内容がどうか、また審議に当たって地方公共団体の代表の主張、さらに昨年の補助金一律カットの法案審議の国会論議、記録等がどのように参考されたか、お伺いいたします。

○参考人(木下和夫君) それではお答え申し上げます。

補助金問題検討会と申しますのは、御案内のとおり補助金問題関係協議会の御要請に応じまして補助金問題、中でも昭和六十一年度以降の補助率のあり方について検討を行い、意見を具申するべく集まったものでございます。

また、私どもの検討会の報告がどのように活用されるかという点につきましては、これは専ら関係閣僚会議の判断によるものと、このように解釈をいたしております。私どもの検討会に特別の権能があるとは全く考えておりません。

さらに審議の対象でございますが、今申し上げましたように補助金問題、特に六十一年度以降の補助率のあり方についてでございます。具体的には提出いたしました報告の「はじめに」と題しております部分に詳しく述べておりますように、六十一年度以降の補助率のあり方につきましては、社会保障を中心といたしまして国と地方の役割の分担及び費用負担のあり方の見直し等とともに慎重に検討を重ねたところでございます。

なお、御質問にありました問題でございますが、検討会のメンバーには知事、市長、村長が加わっております。地方公共団体の行政の責任者の生の声を聞く機会を得ることができました。また、議論を進めるに当たりまして極めて有意義かつ大いに参考になったと存じております。

最後に、昭和六十年度の予算に関連いたしました補助金整理特別法案の国会審議の際の主要な御論点につきましては、国会の議事録等をもとに

たしまして勉強させていただいたところでございます。

○委員長(嶋崎均君) 第二番目としましては、国と地方の事務事業の見直しをどのように検討をされましたか。

また、国と地方の費用負担のあり方について検討会でのどのような形で審議が行われたか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○参考人(木下和夫君) 検討会におきましては、社会保障を中心といたしまして、国と地方との役割の分担及び費用負担のあり方について広範な角度から検討が行われたものと考えております。

例えて申し上げますと、社会経済情勢の推移、事務事業の地方公共団体への同定定着の状況等を踏まえまして、個々の政策分野の特性に配慮しながら行政の守備範囲をどこまでとすべきであるのか、また国と地方とでどのように機能の分担、費用の分担をなすべきか等の議論がなされたところでございます。

国と地方との機能分担の見直しにつきましては、基本的には住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理されるよう、事務の性格に即して見直しを進めようということがあるべき方向であると考へました上で、地方の自主性、独自性がよりよく発揮できるよう政策分野の特性に配慮しながら事務事業の見直しを図る、制度の簡素合理化を図る、地方への権限委譲に努力するといったことが必要であるという旨の御報告を申し上げたところでございます。

なお、費用負担のあり方につきましては、基本的には国と地方との関係についての幅広い角度からの見直しや事務事業の見直しをも踏まえまして検討すべき問題でございます。費用負担のあり方だけを切り離して私どもは考へてきたわけではございませんが、議論をいたしましたのは費用負担のあり方に集約したものの、これだけ切り離して議論をしたわけではございません。強いて申し上げれば、補助率の決定要素の議論とあるいは補助率簡素化の議論などはまさに費用負担の面に重

点を置いたものでございます。

報告に述べておりますとおり、補助率体系の簡素化、あそこでは数字が出ておりまして三分の二、二分の一、三分の一というように例示が出ておりますが、この補助率体系の簡素化の問題につきましては種々の御意見がございました。その点につきましては、そのいずれの意見についても報告の中でそのまゝこれを記録にとどめまして紹介をいたしておりますのでございます。

○委員長(嶋崎均君) そこで第三の問題でございますが、委員会の質疑の中でも、また法案審議のために出席を願った地方自治体の代表の方々からも、いわゆる地方富裕論に対するさまざまな議論が出されておりました。

そこで、検討会におけるこの地方の財政状況の問題、すなわち地方富裕論というような問題についての審議と、あわせて補助率の引き下げの基準、それから対象の選定、その中で特に生活保護の問題、それとともに憲法二十五条に規定されている生存権保障との関係等につきましてどのような議論がなされたか、お伺いしたいと思います。

○参考人(木下和夫君) まず、検討会での御議論といたしましては、国と地方とは基本的にはともに厳しい財政状況にあるという認識があったと存じております。

このような共通認識の上に立ちまして、まず全体としての地方財政における財政状況というものと国の財政状況とを比較すると、公債の依存度とか公債の残高などの指標で見ても、国は地方に比べてより厳しい財政状況にあるという御判断ないしは御意見というものがございました。その一方におきまして、他方におきまして、地方は約三千三百に上る団体の集合であつて、これをマクロ的に見るとのことではなしに、それぞれの個々の地方公共団体の財政状況というものを見ればかなりの差異がある、一概に財政が困りも豊かであるという判断はできないんだという御議論もございました。したがって、検討会といたしまして

は、今仰せのいわゆる地方富裕論を基礎にして御議論をさせていただいたことは全くございません。

次に、昭和六十年度の予算編成のころ以降の経緯でございますか、これを踏まえまして、検討会におきましては社会保障を中心に議論を進めたわけでございます。

生活保護につきましては議論の内容は、提出いたしました報告書に集約されておるとおりでございます。その補助率は、まず、総論に述べておりますような補助率体系簡素化の観点に立ちながら最高三分の二とするのが適当であるとする意見がございました。しかし他方では、生活保護にいたして、五十九年度以前の補助率に戻すことが適当であるとする御意見がございました。いずれの御意見にいたしまして、生活保護の考え方の源が、先ほど御指摘の憲法第二十五条の生存権にあるという御議論については十分私どもも議論の前提として考慮をいたしております。この認識はメンバーの方々すべてを通じて共通していただものと考えております。

○委員長(嶋崎均君) そこで第四番目の問題でございますが、補助金問題検討会の報告を受けた後の政府の措置についてでありますけれども、両論併記となった事項についての政府の取り扱いの仕方、また経常経費、投資的経費とも、たばこ消費税で賄った分はともかくといたしまして、建設地方債の増発で補てんをされているわけでございませうけれども、この措置についてどう考へておられますか、お伺いをいたします。

さらにまた、検討会の報告の提出が十二月の二十日に行われ、予算内示が同月二十三日という経緯から見まして、報告の扱いが妥当であつたかどうか。質疑の中で、検討会を隠れみのに使つたのではないかというような議論も出ておりますので、この点についての座長の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(木下和夫君) まず、生活保護につきましては検討会で十分御議論をいただいたところで

でございますが、その補助率のあり方につきまして、は最後まで意見が分かれた。したがって、残念ながら報告では両論併記とせざるを得ませんでした。その後、関係閣僚会議では、当面三年間、六十年と同じ十分の七とする旨の決定がなされた。聞いておられますが、検討会といいたしましては、一つの答えを出していません。以上、関係閣僚会議の決定に対して私から何らかのコメントをなし得る立場には置かれていないと考えます。

次に、検討会の報告には「補助金等の整理合理化に当たっては、途中省略いたしますが、地方公共団体が円滑な行政運営を行うために必要な経費については、地方財政計画の策定等を通じて所要の地方財源を確保する」ことができるよう、こゝも中略でございますが、「適切に措置すべきである」という旨を報告書の中に書いております。したがって、たゞ消費税と建設地方債の増発によって地方財政の運営に支障がないよう措置されたと聞いております。

さらに、私どもの検討会では、メンバーのそれぞれが日程調整をして多忙の中を集まりまして、前後十二回検討会をやったわけでございますが、常に時間オーバーをいたしまして、非常に広い検討対象につきましてかなり激しい意見交換を行いながら検討を進めてまいりましたので、時間がかかりました。そのため報告の提出が遅くなりました。これは御指摘のとおりでございます。これは、一つには取りまとめ役でございました私の力量不足ということだと思っております。しかし、予算の内示前に何とか報告を出すことができたのは、せめてとにかく責任は何か果たしたのだではないかと考えておるわけでございます。

そこで、先ほどお話ししました実態の追認とか隠れみよではないかという御批判でございますが、この点は私も耳にいたしております。しかし、検討会では予算編成の過程におきまして大蔵省と各省庁の間でいかなる議論がなされているか、いわゆる実態追認論の実態というものについて

て当局から説明を聞いたことはございません。いずれにいたしましても、検討会の報告をどのように活用なさるかあるいは活用すべきかを判断なさいますのは関係閣僚会議の役目だと思います。検討会といいたしましては、報告を提出いたしました段階でその任務は完了というように考えておるわけでございます。

○委員長（嶋崎均君）　そこで第五番目にお伺いたいことでございますが、報告の一番結びの方で「国・地方の財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題」とされておりますが、六十年の審議の経過を踏まえ、今後の課題にどう取り組み、検討することが必要だと思えか、座長としての今後の考え方についてお話を承りたいと思ひます。

○参考人（木下和夫君）　国と地方との間の税財源配分の問題につきましては、地方税、地方交付税、地方譲与税及び補助金等のあり方、さらには国と地方との機能分担、すなわち行政事務配分のあり方等を総合的に考慮いたしまして、国、地方間の財政状況の現状をも踏まえながら、今後引き続いて幅広い見地から検討を行っていくべき問題であると考えております。

今回の補助率の見直しを恒久措置とすることは適当でないと判断をいたしました理由の一つとして、御指摘のような意見を私どもは報告の中に述べておるわけでございます。しかし補助金問題検討会といいたしましては、国と地方との財源配分のあり方一般について検討を行うことを関係会議から要請されていたわけではございません。むしろ国、地方間の財源配分にかかわるものも手だてのうち、特に補助金について、しかも六十一年度以降の補助率について国と地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直し等とともに検討を行うことに限定されたものでございます。

私個人といたしましては、地方の税財源配分の手だてといたしまして、まず国税、地方税の配分の問題、二番目には地方交付税の問題、第三には補助金等の問題に大別できると考えております

が、このうちの一部についての検討の任に当たりました私どもが、このような広い範囲の問題の全体に対する取り組みの方向について何らかのお答えあるいは意見を申し上げることは、私どもに与えられました分を越えるものになると考えております。

○委員長（嶋崎均君）　以上で私の質疑は終わります。時間的な制約もありまして、私の方から言葉足らずの簡潔な質問をいたしましたにもかかわりませず、非常に要を得た御返答をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。（拍手）

午前十一時五十三分休憩

午後零時三十分開会

○委員長（嶋崎均君）　ただいまから補助金等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君　本法律案の総括的な質疑は既に終わっているわけであります。私は文部省関係について重点的な質問をしたいと思っております。

昨年の一括法で、教職員の旅費及び学校の教材費が国庫負担法から外された、恒久的な制度になつてしまったというところに、教育の質をどのよう確保しているのかという点で非常に危機感を持っているわけでございます。そういう意味で、文部大臣にまず義務教育費国庫負担法の制度というものの発足の理念というものはどのようなものであるかという点について、お伺いをしたいと思っております。

○政府委員（阿部充夫君）　お答えいたします。義務教育費の国庫負担制度は、古くさかのぼれば明治以来という長い経緯があるわけでござい

ましても、戦後、特に昭和二十八年に新しい姿での義務教育費国庫負担法という形で再スタートをしておりまして、その時点での考え方は、この法律の第一条に書いてございますように、義務教育について、国民のすべてに対してその妥当な規模と内容を保障するために国が必要経費を負担するのであると、こういう趣旨のことが記されておるわけでございますが、まさにこのとおりであると思っております。

○粕谷照美君　それでは、もう少し詳しく沿革について説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員（阿部充夫君）　最初は、先ほども申し上げましたように、大まかい話でございますけれども、明治二十九年に年功加俸についての国庫負担制度というのがスタートいたしました。その後、大きな改正をいたしましたのは、大正七年に俸給そのものの、教員の俸給について国庫負担の対象にするという市町村義務教育費国庫負担法というのができております。以後、戦後に至るまで、主として教員の給与関係につきまして各種の手当等を逐次対象に加えていくというような形で進んでまいりました。昭和二十五年に、戦後でございますけれども、地方財政平衡交付金制度の実施によりまして国庫負担制度が一時廃止になったわけでございますが、その後さらに、やっぱり義務教育のためには必要であるということで、二十八年に現在の姿の義務教育費国庫負担法という形で再スタートをしたということでございます。

特に、この二十八年以降の経過をいたしましては、逐次、特にその当時の地方の財政事情が大変悪かったというようなことを踏まえまして、旅費、教材費等を新たに加える、あるいはその補助率を引き上げる、さらには恩給、それから共済関係の経費、公務災害補償関係、児童手当等々についてだんだんと対象を広げてきたということでございます。御案内のように、昨年の一括法によりましては一般財源化という最近の実態にに応じた措置

がとられたという経緯になっております。

○粕谷照美君 阿部局長、もう一つ大事なものを忘れちゃ困りますね。四十九年に学校栄養職員が入ったということ、これをお忘れいただきますと、その次の質問とも関連いたしますので、困っちゃうわけですね。

○政府委員(阿部充夫君) 大変失礼をいたしました。

戦後の二十八年以降におきまして、学校事務職員がまず対象となり、そして先生御指摘のように、四十九年から学校栄養職員を対象とするというようになっております。

○粕谷照美君 文部大臣、この義務教育費国庫負担法が果たしてきた役割というものについて、大臣はどのような認識を持っていますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 義務教育が全国的にあるべき一定の水準を保ちながら妥当な内容になっていくようにしたい、こういう願いでこの制度は起ったものと思えますし、また全国的にそのような役割を果たしてきたと私は受けとめております。

○粕谷照美君 大蔵大臣、去年教材費と旅費が減らされた、外されましたね。教材費が減らされたということは、今文部大臣のおっしゃったこの全国的な水準がこれから維持できていくのだから、その私の疑問にどのようにお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) ちょうど私が昭和二十二年の十二月一日から昭和二十六年の三月三十一日まで教師をしていました。あの平衡交付金のおかげで、それで県議会へ出た後、たしか国庫負担法が、二十六年から出ましたから、それは一年後ぐらいにできたというふうに思っております。が、去年、教材費ということは、言ってみれば国と地方との費用負担、役割分担の中で大体ある種の水準というものは到達できるであろう環境が整ったというような認識であったというふうに記憶いたしております。

○粕谷照美君 それじゃ、大蔵大臣のその御答弁が正しいかどうかということをし少し立証してみたいと思うのでありますが、文部省、去年実態調査をしたと思えますけれども、その報告をいただきたいと思えます。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十年度から教材費についての一般財源化を行ったわけでございまして、六十年九月補正後の段階において各県を通じまして調査をいたしましたところによりまして、全国的な予算措置の総額はおおむね前年度と同程度、あるいはわずかでございまして上回っているという状況にございます。しかしながら、これを県単位に分けて見ますと、三十三の県において前年度を下回るという状況が出ておるわけでございます。残りの県については前年度と同程度あるいはそれを上回るという状況に相なっております。

○粕谷照美君 文部省にお伺いいたしますけれども、確かに三十三の自治体が、県が前年度に比較をして減額されているという実態が出ております。しかし、これは県としての平均でありまして、それぞれ市町村ではないわけですね。その点はいつごろきちんとした統計の報告をしていただけますか。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のように、教材費につきましては各市町村で計上するということもございまして、私も各市町村について現在調査を行っているわけでございしますが、単にそれぞれ幾らの金額を計上したかということではなくて、それに加えて、一体どういう事情になっているのかというあたりのところも十分聞きながらやりたいということで調査をしております。

関係上、なおもう少ししばらく時間がかかろうかと思っております。

○粕谷照美君 その際に、例えば国庫負担分とそれから地方交付税措置分との比較をしないと正しい数字が出てこないというふうに思えますけれども、それはどうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 前年度の予算額との比較ということをやっておりますので、要すれば国庫負担二分の一、五十九年度までやっていただけたわけでございますから、二分の一の国庫負担、それと同額を市町村がつけ加えて予算として計上しておった、それと六十年とではどう違うのかということと調査をいたしております。

○粕谷照美君 施設整備教材等委員会が、国庫負担制度の改正に伴う教材費の実態及び特色ある施設設備の調査というものを実施しております。たくさん市町村がある中で十の市町村に限ってやっておりますし、そのやった市町村の中でも回答が不十分であったために七とか八とか九とかという回答数しか統計することができなかったという不十分さはありますもの、集計結果は五十九年度と比較して減額となった学校、増額の学校、同額の学校の割合は、減額が全体の七割、増額の学校は二割、同額の学校は一割、こういうふうになっているわけでありまして、私も心が配したところ、教育水準の低下につながる教材費が各学校に減額されて配分されている、こういう実態を物語っているというふうに思えます。文部大臣、この点についてどのようにお考えでございますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 制度がそのようになりまして、私も教材整備十カ年計画というものを持っておりますので、その制度において果たそうとした水準はぜひ守ってみたいということとを地方の自治体にもそれぞれ指導もいたしてまいりましたし、また地方交付税措置において昭和六十年度には二・八%を上回るように措置していただいたと聞いておりますので、そのようなことが末端で起こらないように十分心がけて指導を続けていきたいと考えております。

○粕谷照美君 昨年のやはり特別委員会が我が党の久保委員が質問をし、当時の古屋国務大臣がこう答えているわけですね。「交付税が大体前よりも減っているというお話でございますが、これはまた私文部省とも話しまして、これは地方の市町村が交付税のうちでどういうふうに分けるか基準を示している。その基準を恐らく、どういう理由かわかりませんが、いろいろな理由によって減らしてあるのではなからうかという私は感じがしているのではありません」と、それで何とかしなければならぬ、こういうことをおっしゃっておりますので、文部省は自治省と十分連絡をとりながらこれが減らないように、今文部大臣おっしゃったように努力をしていただきたいと心からお願いを申し上げます。

次に、今回の補助金等の臨時特例措置で、義務教育費国庫負担法の一部改正と称しておりますが、私は改悪だというふうに考えております。共済年金に係る追加費用及び恩給費用等について国庫負担率を二分の一から三分の一に引き下げる、こういうものでありますけれども、削減額というのはどのくらいになりますでしょうか。公立養護学校関係についてもあわせて御報告をいただきたいと思えます。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま御指摘がございました共済年金の追加費用とそれから恩給費、退職年金等の関係でございますけれども、合わせまして八百四十二億円減額になるという数字でございます。

○粕谷照美君 これは三年間に限るわけでありまして、三年たちますとともへ戻るわけですね。いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 三年後の補助率のあり方ということについては、その時点で、すなわち六十四年度予算編成の時点で責任を持って事務事業の見直し、費用負担のあり方等を改めていただき、と決めるという考え方であります。したがって、ことごとくが五十九年度予算の状況に返って

くるという性格のものではないと。

○粕谷照美君 これは大変な問題だというふうに思うんですが、文部大臣、この点についてどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 大蔵大臣のおっしゃっているとおりであります。

○粕谷照美君 大蔵大臣、二分の一の補助が三分の一に引き下げられた、これは財政が非常に厳しいから率を引き下げたということでは、まあまあ、まだ納得のいく説明にもなるかと思ひます。しかし、この制度を国庫負担制度から外してしまふのかどうか、どうもちらちらと外すのではないかと、いろいろなおぼろげな感じがするから、その点については絶対にそんなことがあつては私はいけませんというふうに思ひますけれども、いかがお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) これは事務事業の見直しでありますとか、これはもう毎年毎年やらなきゃならぬという性格のものでございます。したがって、単純に現時点ですべてのものを確定づけるというわけにはまいらないというのが実態でございます。

○粕谷照美君 大変慎重でありますけれども、しかし先ほどから話がありましたように、この義務教育費国庫負担制度がずっと歴史的な重みを持つて定着をしてきた、特に恩給費については昭和三十一年からこの中に取り入れられた、昭和三十一年からは共済費について取り入れられた、この重みを私は簡単に消すようなことがあつてはいけません、このことだけは申し述べておきたいと思ひます。

次に、大蔵大臣、このようにだんだん切り込まれていくわけですが、人件費には該当させてはならないというふうに思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 大体、今おっしゃいますとおり、恩給費は昭和三十一年、共済費追加は昭和三十一年、それぞれ主として当時の財政事情を考慮して国庫負担の対象にこれを繰り入れた。

今日の時点で国と地方との財政事情ということになりますと、これはいろいろ見方はございますが、地方財政当局とも相談の上で共済費追加費用と恩給費等について六十一年から六十三年まで三年間の暫定措置として引き下げることにしたものであります。人件費並びに人件費相当分でも申しますか、これに切り込むべきでないと思ひますが、一般的に申し上げますならば、やっぱり今後厳しい財政事情のもとで聖域を設けることなく各種の制度について見直しを行つていくことが必要でございますので、各種文教施策につきましても各方面の意見を聞きながら、引き続き勉強していかねばならぬ課題だというふうなのが大体整理したお答えでございます。

實際問題、私は、補助率とか補助金のあり方というの、可能な限り定着した方が、安定した方がいいわけでございますから、したがって、あるいは五年間ということをお願いしてみようかとも頭の中では考えましたが、一つは、やっぱり社会保険関係の生活保護等について両論併記という検討会の報告をいただいておりますことが一つと、それからもう一つは、いわば国、地方の税制の抜本的なあり方について御審議いただいておりますという税制調査会の現状というのがあるならば、この辺でやっぱり三年でお願いすべきものが筋かなという結論になったわけでございますので、三年であらねばならぬというふうな哲学は率直に言つてあるかと言われれば、必ずしもない。しかし、三年間様子を見まして、税源配分の変化が全くないと言えませんかというし、そしてまた国、地方の財政がどうなつていくかということを見ながら、やはり人件費は完全に対象外だと今断定するわけにはまいらない課題であろうというふうに考へております。

○粕谷照美君 文部大臣はこの点についていかがお考えですか。人件費は対象外と断定できないというふうな大蔵大臣の今御答弁なんですけれども、私は制度の根幹にかかわる問題だというふうに思ふものですから、文部大臣としては絶対にこ

の点は守り抜いていただかなければならないと思ひますけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(海部俊樹君) 私どもは、いろいろな経緯の末、三年間の暫定措置であらうと、こう受けとめておるんですけれども、今大蔵大臣のいろいろな御意見の陳述等もあり、またその時期になつたら私どもの希望もしつかりと申し上げて御相談をさせていただかなければならぬ、こう思つております。

○粕谷照美君 文部大臣、三年間の暫定措置というの、共済の追加と恩給の問題ですね。私が今伺いましたのは、人件費にこんなようなことを拡大してはいけないというふうに思ふのだけれども、すかという質問なんです。

○国務大臣(海部俊樹君) それぞれの義務教育の段階においては、国と地方が責任を分担して、最終的な責任は国が負つてやつていく、こういうことになつておりますので、そういう立場からいって望ましい姿、形と、現実のいろいろ他の政策との整合性や、経済、財政事情と別の角度からのいろいろな議論もございましょうから、そういうことを一切政策の整合性の中でのいろいろ御相談をしていかなきゃならぬ問題でありますから、よく相談をさせていただきたいと思ひます。

○粕谷照美君 文部大臣、これじゃ大変心配です。よね、現場の人たちは、我々の給与費がいつ国庫負担法から外されるのか、それもわからない。文部大臣もそれを守りますという答弁をいただけない。これでは困るんです。もう一度お考え直してくださいませんか。いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 具体的に言いかえますと、例えば現場で学校運営の基幹的な職員として、教長先生を中心に学校事務職員と先生や学校栄養職員と皆さんが基幹的な職員として頑張つていただいております実情は私もよく承知しております。そういう立場、処遇というものは極めて大切だと、こう基本的に考へております。昨年のいろいろ御議論になったときも、これは制度として守つていきたい、このことを強く財政

当局にもお願いをして、現にそのようになっておるわけでありまして、そういう日ごろの考え方にももちろんきちと大切に買ひたいと思ひますので、今後のことについては、いろいろ私の考えをもとに財政当局ともよく御相談をさせていただいて、文部省としてはそういう考えを大切にしたい、こう思ひます。

○粕谷照美君 今の文部大臣の御答弁を伺つておりますと、普通の教員の話は出てこないんですね。だから、教員は義務教育費国庫負担法の中に当然入るんだという前提で今御答弁をなさつていらっしゃる。どうも学校事務職員と栄養職員については、何か大変難しい条件が去年あつたような感じが、今御答弁であります。大蔵大臣、何か去年は圧力をかけられたんですか。

○国務大臣(竹下登君) 何だか被害者と加害者を並べておいて御質問いただいておりますような感じがいたしますが、加害者意識などは毛頭持つておりません。

○粕谷照美君 どうも意地悪な質問になりましたでしょうか。済みません。

ですけれども、学校事務職員や栄養職員はもう学校の本当に基幹的な職員であるんだと文部大臣もおっしゃつた。その他にも多くの声が上がつてゐる。そのことは十分御存じだというふうに思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、各方面から政界派を問わず先生がおっしゃつたような議論がございまして、予算編成の段階でもそれらを総合勘案いたしまして今回のような措置をとつておるということでございます。

ただ、私が窮屈なことを言つておりますのは、一つの制度が永遠不滅であるわけでもございませんで、また先の人々に御迷惑をかけてもいけませんので、自由裁量の余地を残しておることも申しましようか、そういう範囲でお答えをしておるというところがあります。

○粕谷照美君 今のところはつきり言えないけれども、よくそのことはわかつてゐるという温かい

気持ち持っていると、この次大蔵大臣じゃないんです、多分。私はそういうふうに考えているわけでありまして、私も、そういう意味では、ぜひこの制度というものは大事にしたいだかなければならないと思います。大蔵大臣も現場の経験があると先ほどおっしゃっていただきましたけれども、小中学校へ行きますと事務職員というのは大体一人か二人で、二人いるなんていうのは、県費の事務職員と市費の事務職員、あるいはPTAで、これはちょっと問題があるんですけども、入っているというふうな、そういう事務職員の人数です。千人いる学校でもそんな状態だと思ふんですけれどもね。高等学校へ行きますと、また事務職員の部屋がありまして、随分大勢の県庁職員が事務をとっているわけでありまして、義務教育における事務職員の方々のほうは大変な激務というんですか、もう本当に何もかも事務職員の方に雑務が回ってくるような感じだと思ふんですけれども、学校内における位置づけの認識をどのようにお持ちになっておられますでしょうか。

○国務大臣(竹下登) 私を生まれ在るは大変な田舎でございます、私も教師が全部で、中学校でございまして、六人おりました、事務に関することは時々役場から来ていただいたり、我々が代行しておたり、そういう時代でございました。ジャバニーズ・ティーチャー・ユニオンもその力がなかった時代であつたかも知れないというふうに思ふますけれども、その後、私もいろんなところで学校を見させていただいておりますと、事務職員の方の事務量というものは随分ふえたものだなという認識は持っております。

○粕谷照美君 いろんなことが整理をされてきますと、学校に備えつけなければならない書類、帳簿というんですか、これだけでも大臣が教員をしていらしたところとはもう格段の違いがあるわけでありまして、本間にこの人数は配置ももう不足で、足りないぐらいだと思ふに私は思つて、このように、こういうところに国庫負担

法の切り込みをするなどということは絶対にやめていただきたい、こういうふうに要望しておきます。ですから、もっと逆に言いますと、義務教育費国庫負担法の適用対象を変更したり、さらに縮小したりするようなことはしないでいただきたい。そしてまた、国と地方間の財政関係を基本的に変更するような措置はもうとらないでいただきたい、こういう要望であるわけでございます。一応このところを強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

義務教育諸学校施設費国庫負担法、これも十五年度関係で改正になるわけであります。この六十一年度から六十二年度、補助率を引き下げるということについて臨時特例法でありますけれども、一体どのくらいの削減額になるのでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 御質問の点は、この法律によつて公立文教施設関係で削減される額という御指摘だと思ひますが、約六十億円と、こう記憶しております。

○粕谷照美君 今回のこの法案は、急増市町村も政令で定める急増市町村も区別なく十分の五・五に引き下げるわけですね。ところが、先回はそうではないわけでありまして急増市町村は十分の六、政令で定める急増市町村は十分の四と、この補助率に区別があつたわけでありました。この区別はどのような理由でつけられていたのか、そして、今回のこの区別を取り払つたというのは一体どのような理由によるのですか。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十年度の際には、一般の急増市町村の中でも財政力に余裕のあるところについてはさらに一層御協力を願うという意味で十分の四という十分の六よりも若干低い額で適用させていただいたわけでございますが、今回は十分の五・五という数字を出してまいりましたので、全体がそれにのみ込まれるという関係で特に差をつけるということをしなかつたわけでございます。

○粕谷照美君 何というんですか理由がないと、こういうことですか。

○政府委員(阿部充夫君) 六十一年度は、十分の五・五という補助率を六十一年度以降三年間というふうにいたしましたわけでございますけれども、それは六十年度に設けました十分の六それから財政力に余裕のあるところについては十分の四という補助率のいずれよりも低い率で十分の五・五というものを決めたということでございますので、そこまで下げた以上富裕団体であるからといって差をつけることもないだろう、こういう判断をしたわけでございます。

○粕谷照美君 次は、施設費国庫負担法のこの規定によりまして「教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める」となっておりますが、これを根拠にして政令は最低基準として「学級数に應ずる必要面積」を定めていられると思ひます。小中学校全体の必要面積はどのくらいになりますか。そしてまた、保有面積は一体何割ぐらいいになりますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 御質問にございましたように、義務教育諸学校施設費国庫負担法におきましては学級数に応じて必要面積を定めるところに相なっております。これによりまして全国の小中学校の必要面積の総計をいたしますと、大変大きな数字でございますけれども一億二千万平米くらいに相なるわけでございます。これに對しまして全国の小中学校が持つております保有面積はやはり一億二千二百万平米というふうなことで、総体としては必要面積を上回つて保有しておるわけでございますが、ただ、個々の学校ごとに見ますと、個々の学校で自分のところは大変たくさん持つてあるものはこれは足りないという状況がございます。そういう意味で、個々の学校ごとに積み上げました保有面積の割合を私ども整備率と言つておりますが、これだけ足りないという率でございます。それは九二・四％ということでございますので、あと七・六％程度上積みますれば完全なところにくと、こういう段階までまいっているわけでございます。

なお、一人当たりの校舎保有面積を念のために申し上げておきますと、昭和六十一年五月一日現在で児童生徒一人当たり七・三〇平米となっておりますが、十年前六・一五平米という時代に比べますとここ十年間で二〇％ほど子供一人当たりの面積も増加をしている、かような状況にございます。

○粕谷照美君 未整備面積大体七・六％と、こういうふうに報告いただきましたけれども、この数字は何が原因でこのように残っているのでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 個々の学校にはそれぞれの事情があらうかと思ひますけれども、全体的な傾向として申し上げますれば、最近数年、ここ十年間ほどの間にかなり基準面積そのものの引き上げを行つてまいつたわけでございます。例えば、体育館の面積も引き上げをいたしましたし、あるいは多目的スペースのための面積の引き上げというふうなことも昨年でございましたか行つたというふうなことで、いろいろな形で相当程度面積基準を引き上げてまいりました。そこにまだ整備が追いついていないというのが非常に大きな理由であらうと思つております。

なお、文部省といたしましては、そういった資格のある面積についての予算要求が参りますれば、それには全面的に對応するというつもりで對應してきておるところでございます。

○粕谷照美君 これは必要最低基準なんですね。ですから、それを上回るのが当然でありまして、この基準の最低のものさえ守られないというふうな状況じゃ困ると思ひますが、要望があれば文部省としては必ずそこに予算措置をする、こういうふうには言われました。そうすると、要望がないからではないかと思ふんです。その要望がないという理由をどのように分析をしていらつしやいますか。

○政府委員(阿部充夫君) 必要最小限の面積ということに相なつておるわけでございますけれども、これはまた一方において補助の基準面積ということでもあらうわけでございますので、私どもの

する。教職員の給与費は、それぞれの学校の規模に於いて適正な級数を算出して、これに必要な教員員数が必ず算出されるようにし、これをもととして適正な給与費を算出する方法を定める。こうありまして、二番目に「学校維持費は過去の実績をもととしていろいろ研究した結果、教職員の給与費の三五%が必要であることが明かになったので、これを確保できるように定める。これによつてPTAによる多額な寄附金を解消し、将来教科書、学用品、給食等も無償で支給できる途をひらいておく。」「こういうふうな説明があるんですね。

そうしますと、今のこの施設費の国庫負担法にしろ給与等に関する国庫負担法にしろ、憲法によつての義務教育は無償とするというこの思想をやつぱり貫くためにこの法律があるし、この法律はその憲法があるんですから守つていかなければならないという前提に立つべきだというふうに思いますけれども、文部大臣いかがでしょうか、この点は。

○政府委員(阿部充夫君) 義務教育につきましては、国と地方公共団体とがいわば共同責任でこれをやつていかなければならない、そしてまた、制度を決めている国としては最終的に責任を負わなければならぬという性格のものでございます。そういうことから、給与費についての国庫負担制度、それから施設費についての国庫負担制度というものが車の両輪のごとくできておるわけでございますので、この制度の基本は大事にしていかなければならない、私もそういうふうな考えでおります。

○粕谷照美君 文部大臣に聞きましたのに、局長がかわつて答弁するなんてけしからぬですね。

それじゃ局長、もう一つ伺いますけれども、とにかくこの国庫負担制度、法律ができるときに、大蔵省は大体補助とするんだということを主張した。文部省は負担するべきだと、こう主張した。これは私は単なる言葉の争ひではないというふうに思いますが、負担法になってい

いうことの重みをどのように文部省としては主張していかれますか。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど申し上げたとおりでございます。負担ということで義務教育に対する国の責任を明確にしているものと、こういうふうな思つておりますので、このことは非常に重要なこととして受けとめておるわけでございます。

○粕谷照美君 その国の責任においてということに関連をいたしまして、会計検査院から大分法律補助についての厳しい指摘をいただいておりますね、補助金について。ちよつとこの一、二年の具体的な文部省としての把握、実態認識、御報告いただけますか。

○政府委員(阿部充夫君) 先生の御質問は、いわゆる水増し問題でございますか。

○粕谷照美君 まだほかにありますか、指摘を受けたもの。

○政府委員(阿部充夫君) 最近で会計検査院から御指摘をいただいておりますのは、一つは教職員定数についてのいわゆる水増し問題でございます。これは各市町村の小中学校が毎年四月に新しい学級編制で臨むわけでございますけれども、児童生徒の異動等が三月から四月にかけて相当数ある、それによつて学級編制に影響がくるというようないくつかございまして関係上、実際に異動しておくとくたつた生徒をそのままのままでいるかのごとくしておくとくたつた生徒が幾つか全国の例で見られたわけでございます。これはとにかく事実上反することでございますし、それによつて国庫負担金を多額に、過大に支給を受けるということになるわけでございまして、まことに遺憾なことだと考えております。

これらにつきましては、直ちに過大交付になつた国庫負担金についての返還の措置を講じたところでございまして、また文部省といたしましては、特にこういう児童生徒数の状況について正確な把握を報告をするということが絶対に必要であるということと、それから万いろいろな諸

般の事情でどうにもやむを得ないような場合があった場合には、それぞれの県なりあるいは市町村なりで工夫をして、それに準じて形式的に処理をするのではなくて、弾力的な対応をするという方策がないかどうか十分検討してほしい、こういう二点についての指導を昨年の暮れに文書で行つたところでございまして。

なお、そのほかに会計検査院から御指摘をいただきましたのは、公立文教施設の整備につきまして、七件ほど補助対象外であるべきものを補助対象に入れてしまつたというような手違いと申しますが、その点につきましても指摘をいただきました。これについても全額過大交付分については返還をさせ、その後そういうことがないように関係の団体に対して指導を行つておるところでございます。

○粕谷照美君 私も現場におりましたので、その現場の苦しみはわかるわけですね。入学すると思つていたのに急に工場がなくなつて生徒が減つたとか、あるいは転校していったとか、たくさん例がある。すると、クラスができていたのに途中で二つに分けるなどということができない。二つになつていたものを一つにするなどということも、例えば小学校一年生なんかは特に微妙な段階でありますので、なかなか困難である。親の方もぜひ今のままでやつてもらいたい、こういうことが積み重なつてきていくという事情があるということもまた了解をしていますが、法律というものを守らなざるを得ないという教育委員会や学校長がそういうことをやつたということは、や

つぱりこれは厳しく指摘をされるということはやむを得ないことだと思ふに思ふ。当然のことだと思ふに思ふ。ところが、今局長がおつちやつた何とか市町村がうまいぐあいにそういう問題を解決できないだろうか、こういうことを言われましたけれども、具体的にそんなことができませんか。

○政府委員(阿部充夫君) どういうやり方があるかということでございますけれども、例えば現在

の標準法によりまして教職員定数の算出は、各学校ごとに算出してこの学校が何人と決めているわけではなくて、県全体として何人というものを決めておるわけでございますので、具体的にその数の教員をどのように分配するかということは各県で考える余地があるわけでございます。そういう中で、幾つかの県におきましては若干のいわばプール定数のようなものを持つておりまして、特に必要なところに追加配分をするというふうなケースもあるわけでございますので、非常に問題のあるようなケースにつきましてそういう仕組みを適用するということがあり得るのではないかと、こう思つておるわけでございます。ただ、これをまた余り大声で申しますと、今度は非常に児童生徒数の見直しを立てる場合に、安易に立てられるということになりますと始末がつかないという問題にもなつてまいるのでございます。そういう意味で、運営が難しいわけでございますけれども、やり方が全くないわけではなからうということと、事情等を十分把握しながら工夫してほしいと、こういう指導をしたわけでございます。

○粕谷照美君 プール定数というのがありますけれども、こういう定数というのは大体県単なんです。県単ですから負担法の中にはなかなか入つてこない。したがつて定数はほとんど減つていく、こういう実情にあるというふうなことを考えております。とにかく、何らかの形で具体的に困つてい

る学校には措置をするということについての文部省としての積極的な指導を私は要望しておきます。

さて、今施設関係と教職員の問題についてはあつたんですけれども、もう一つ、私学の振興財団に対してでありますけれども、文部省関係しているわけでありますから、この辺はいかがなもので

○政府委員(國分正明君) 検査院の指摘事項にかかわります私学助成関係でございますが、概括的に申し上げますと、五十八年度の会計検査におきましては六件、約六千三百万円、それから五十九

年度の報告におきましては九件、約六千一百万円の不当事項の指摘がございます。

これらにつきましては、いずれも補助金配分基礎資料の作成に關しまして学校法人が技術的に誤りをしたという性格のものでございますが、私学振興財団におきましては、指摘されました過大交付額につきましては全額返還させる措置を講じております。また、文部省といしまして、私学振興財団とともに、当該学校法人のみならず学校法人全体に對しまして、このようなことがないようという注意喚起をしているところでございます。

○粕谷照美君 次から次へと補助金がカットされ、あるいは補助率が低められていくときにそのような不当な事項が起きるといことは、逆に言つて非常に反発を招くわけでありますから、きちんとした体制というものをとるように御指導いただきたいと思ひます。

最後に大蔵大臣にお伺ひいたしますけれども、臨教審が教育改革と財政問題について大蔵省にヒアリングをしております。そのときに、大蔵省としては一体どのような態度で臨教審の財政問題に對しての意見を申し述べられたのでしょうか。

○政府委員(保田博君) 三月の十九日であつたと思ひますが、臨教審の運営委員会懇談会というのが開かれまして、その懇談会に臨教審側からの求めに應じまして、主計局の方から現在の財政の窮状並びに将来にわたる展望をまず一つ述べました。そういうものを踏まえた上で、教育改革に對する財政当局の考え方を申し述べたわけであります。

まず第一点の財政の現状と展望でございますけれども、御承知おきのようによ、我が国の公債依存度が非常に高いこと、したがつて五十八年以降四年間連続で一般歳出を前年度同額以下に抑えざるを得なかつたということ、それから将来にわたりますともこのような財政事情からしまして財政改革に向けて苦しい道を歩んでいかなければならないというようなことを申し述べました。

そういう我が国の財政の現状並びに将来に對する展望を踏まえまして、教育改革に對する我々の考え方といしましては、現在の公財政支出教育費、これは地方の負担も含めてのことでございますけれども、この公財政支出教育費はここ十数年來我が国では非常に大幅に上がつてきてまして、實際的には一番高い水準に既に到達をしておる。それから総行財政費比率の中におきまして最も高い水準にありまして、この總体の財政支出を将来にわたつてそう大幅にふやしていくわけにはいかないのではないかと。したがひまして、教育改革を進められるに当たりましては資金の効率的、重点的な配分が大切である。スクラップ・アンド・ビルドという考え方に立つて既存施策の見直しも積極的に行つていただき、新しい諸施策に充てる財源を捻出していただきたい、こういうことを申し上げたわけであります。

○粕谷照美君 時間が参りましたのでこれで終わりますが、大蔵省の今の態度は教育改革をやるという態度ではないということだけを申し述べ、私の質問を終わります。

○吉川春子君 それでは質問いたします。

戦後政治の総決算の名のもとに、中曽根内閣は文字どおり我が国社会保険や福祉の積み上げてきた成果を転換、転覆させました。本法案もしばしば指摘されてきたように、憲法二十五条の具体化として創設、継承されてきた国の負担金や補助金の負担率等を一律に覆すものです。その上、さらに政府は主に国民の負担を強めることによって高齢化社会に對処しようとしているのではないですか。

厚生省に伺ひますが、厚生省が週日発表いたしました「高齢者対策企画推進本部報告」を拝見して驚きました。まず高齢者対策の基本原則として五つ挙げておられるわけですが、「自立自助と支援システムの構築」、それから「社会の活力の維持」、「地域における施策の体系化と家族への支援システムの強化」、そして「公平と公正の確保」、「民間活力の導入」、こういうふうに行挙げておりますが、例えばその中で「自らの能力と責任による人生設計を行うことが可能となる環境づくりを行う」と、こういうことが述べられております。また「公平と公正の確保」のところでは「より一層給付と負担の両面において公平かつ公正であることが重視されなければならない。この場合、同一世代内での公平とともに世代間の公平をも確保する必要があります。」「こういうことも述べているわけなんです。

ここには自立自助、みずからの責任による人生設計とか、負担の公平とか、民間活力の導入とか、要するに専ら国民に努力せよ、負担せよということばかりで、国や政府が社会保険、福祉の充実に第一義的に責任を持つ、そういう姿勢がないわけでは、憲法二十五条の精神が全然ないと言わなくてはなりません。厚生大臣、これは国民の福祉や社会保険の充実に責任を持つてゐる厚生省が、率先して憲法二十五条の空文化に走つてゐると言われても仕方がないんじゃないですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 高齢者対策本部の報告で五つの項目を挙げてゐることはそのとおりでございます。

今、先生のおっしゃいました例えば「公平と公正の確保」というような点でございますが、高齢化の進行に伴ひまして社会保険給付が非常に増大するわけでございます。非常に膨大な給付でございます。ですから、給付と負担と両面にわたつて公平、公正を期するということは社会保険制度の安定の上で不可欠の問題でございます。そういう一考え方からこういふ「公平と公正の確保」、給付と負担のバランスというものを基本原則の一つとして考へておるわけでございます。ほかの「地域における施策の体系化」、それから高齢者に支える「家族への支援システムの強化」、こういったような問題につきましても将来ともぜひ必要なこととして考へておるわけでございます。福祉の問題について厚生省として後退するということはない考え方は一つもないと思つております。

○吉川春子君 今、高齢化社会の問題で反論されましたけれども、こういう論法は現行の国民負担方式の延長線上にあるわけで、もともと我が国社会保険は労働者の負担が非常に大きくて事業主負担が相対的に軽いのが特徴であります。力のある大企業等から応分の負担を求めるといふ発想が全然ないわけで、こういう発想こそ情勢の変化に對した方法であるといふことが言えると思つてゐます。最初、大臣に質問したんですけれども、大臣いかがですか、この問題について。憲法二十五条の健康で文化的な最低限度の生活保障、そういうものを空文化することに厚生省が走つてゐるのじゃないかと思つてゐるんですが。

○國務大臣(今井勇君) 今回の高齢者対策の問題で私も考へておるものは、やっぱりこれから二十一世紀の当初までの期間本格的な高齢化社会へ移行する過渡期でありまして、その間に整合性のある高齢化対策を考へていくことが極めて大事だといふことで、私も高齢者の対策本部をつくりまして、そしてそこではいろいろ対策を練つたわけでございます。先ほど局長が答へいたしましたようにこの問題は高齢化対策の基本原則とか、各施策の改革の方向について自由に討議したものでございまして、私も憲法二十五条の精神に沿つたものとして考へておるものでございます。

○吉川春子君 とんでもない答弁だと思ひます。それでは伺ひますが、社会保険の後退は明らかであると思ふんですが。例えば厚生年金について、「高齢者雇用の動向等を踏まえつつ年金支給開始年齢問題について検討していく必要がある。」と五ページに述べられてゐます。医療保険については、給付の公平化の名のもとに「原則八割程度で統一する」と十ページに述べられておりますけれども、本気でこういう方向を目指すんですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 年金の支給開始年齢の問題につきましては、これは高齢者の就業動向に非常に大きく関連する問題でございます。その報告におきましてもそういうことを述べておるところでございます。就業の年齢が上がつてくれ

ばまた考えることでございまして、就業動向を十分踏まえて検討していく、こういう考え方をとおしていただきたいと思います。

それから、医療保険の問題につきましては、これはかねてから給付の公平という観点から、各制度を通じて、現在の状況を申し上げますと、国保については給付率が低いわけでございまして、それから被用者保険については給付率がそれに比較して高い、こういう状態がございまして、全国的な給付の公平というのを考えますと八割程度に統一したい、こういうようなことはかねてから方針として持っておるところでございまして、そのことを述べておるところでございまして、

○吉川春子君 今の答弁は明らかに福祉の後退を指摘している、そういう答弁であつたと思ふんです。

その上、さらに難いたことに「民間活力の導入」、こういう考え方、単なる考え方だけではなくて原則にしている、こういうことも初めて出てきたと思ひますけれども、大変な驚きです。その中で、「今後とも国民皆年金・皆保険体制などを通じて公的システムで対応することを堅持するが、これに併せて、民間の創意工夫を生かした適切な私的サービスを導入し、助成し、」云々と、こういうことを書いておられるわけです。

厚生大臣、この考え方を進めると、力のある人はますます富み、負担能力の乏しい人との格差がますます拡大するといふふうになるとは考えないんですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 社会保障の分野におきまします民間活力の問題につきましては、当委員会でも以前に議論になったわけでございまして、医療あるいは年金の部分につきましては公的な制度、公的な医療保険、公的年金、これを基盤として堅持していく、民間の制度につきましてはこれを補完的なものとして考える、こういうことはたびたび申し上げておるところでございまして、

そのほかに、今回の報告書で述べておりますのは、いわゆる高齢者のシルバー産業の問題が主に

意識されて書かれておるわけでございまして。高齢者は非常にふえるわけでございまして、このうち七割ないし八割は健康な老人でございまして、しかも今後年金の充実によりまして所得もかなりの水準に達すると考えられるわけでございまして、い

わば寝たきりの方あるいは所得の低い方以外の一一般の老人の方につきましては、こういった方々の孤独の解消でございまして、あるいは生きがいの対策というふうなことをこれから考えていく必要があると思つておるわけでございまして、例えば老人向けの住宅をどうするか、手すりのある家、あるいは車いすでも動ける部屋というふうなことでございまして、あるいは老人向けのスポーツあるいは老人向けのレクリエーション、こういったような問題を今後高齢者が非常にふえる社会でございまして考えていく必要がある。こういった面

につきましては非常に幅広く考えなきゃならぬといふのはなかなか困難な面がございまして、これまでこういった面での企業その他の民間の活動が、どつちかというところまで不十分でございまして、こういった産業面での対応につきましてもう少しその考え方をそつちの方に振り向けていく必要がある、そういったところを今回の報告書で民活導入の大きな分野として考えておるといふようなことが民活の中心になっておるわけでござい

います。

○吉川春子君 さらに「公的医療保険と民間保険」、この問題についても、「公的医療保険にのびて、今後一層多様化する国民の医療ニーズのすべてにこたへることには限界がある。そこで、公的保険は必要にして適切な医療を保障するという基本方針は堅持し、民間保険については、その補完という立場から、公的保険との整合性に留意しつつ、適正な導入を図る。」、こういうような問題とか、非常に民間活力の導入、そして私的保険というふうなことが出てきておりますけれども、まず政府が公的な社会保障の充実こそ力を注ぐべき責務があると思ふんです。それなのに、公然と社

会保障制度に私的保険制度を導入したり、あるいは結合させる方針というのは政府の責任放棄につながるのじゃないかと思ふんですけれども、厚生大臣、この点はいかがですか。

○政府委員(幸田正孝君) ただいまもお答えを申し上げましたように、国民皆保険体制は私どもも今後とも堅持をいたしてまいりたいと考えております。必要にして適切な医療は公的な保険で保障する、こういう考え方は従来と全く変わっていないわけでありまして、例えば健康保険で認めております一部負担の問題、あるいは健康保険で公に認めております保険外負担の問題等については、民間活力の導入というところで民間保険の導入を考えてもいいんではないか、こういうことでございまして、私どもは、社会保障についての国の責任を放棄するといふ考え方は全くございません。

○吉川春子君 公的な保険制度を充実するのではなくて、そういう方向に持っていくということ、経済的な余裕のある人はそれはいいでしょう。しかし、経済的に余裕のない、そういう民間の保険に入れない人々にとっては非常に悲惨な状態になるわけです。先ほども触れましたように、中曽根内閣になって、医療保険、年金制度の大改革を初め、児童扶養手当、児童手当まで改悪して、またその上、社会福祉補助金の補助率を引き下げる、こういうのが本法案なので、その口実

は高齢化社会に対応するためであり、実態は国庫負担の全面的削減、そして患者と国民に負担を転嫁するものといふことで、私は絶対に許すことができないと思ふわけです。

さて、次の問題に進みたいと思ふのですが、大蔵大臣に伺います。

先ほども少し出ていきましたが、臨教審とのヒアリングあるいは臨教審に対して教育改革と財政問題に関する基本的な考え方、こういうことを大蔵省はお示しになり、その中でスクラップ・アンド・ビルドという形でいろいろのことを言われているわけですが、これは臨調行革の原則を教育改革にも当てはめると、こういうことでござ

いまいしょうか。

○政府委員(保田博君) 教育改革の必要性は我々といひましたも十分に認識をいたしておるわけでございまして、教育改革の実施のためには、その項目によりましては巨額の財政負担を伴うといふものもあるわけでございまして。他方、我が国の財政は、先生も御承知おきのような厳しい事情にございまして、これからの高齢化社会を迎えるに当たりまして、社会保障の充実もしなければいけない、あるいは国際的社會の一員としてODAその他の経費についても世界から増額を要請されている、そういうような将来の見通しに立ちますと、財政改革もまた緊急の課題なのであります。

したがって、当面、教育改革と同時に、あわせて財政改革との両立を図ることが必要なのであります。いずれかだけ優先するといふふうな考え方に立つわけではもちろんございせん。思ひ長い教育改革を進めていくためには、当面は財政改革を進めていくことが必要なのでないか、こういうふうな考え方をしております。

○吉川春子君 大蔵大臣に伺いたいんですが、国が進めております臨調行革、これと教育改革の関係ですけれども、やはり教育改革といふものもこの臨調行革という大きな基本方針に合わせるべきだ、そういうふうには大臣はお考えなんですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる臨時行政調査会、それからその後行革審、こういうところでそういう角度からの分析をいろいろしていただいております。一方、新しく教育臨調といふものができて、教育の中長期にかけた基本改正をやっていくこと。しかし、その中に、教育のプロの方々のいろいろな議論の中にも、財政そのものを全くネグレクトして御議論をいただく性格のものではないかろう。したがって、私どももいたしましては、財政的に実現可能なものとするためには、厳しい財政事情の中であるからスクラップ・アンド・ビルドの考え方に立つて既存施策の見直しについても具体的検討が必要ではございせんでしょうか、こういうような意見を申し上げておるわけで

あります。

したがって、総じて一つの枠内の議論にしてください、必ずしもプロの先生方にそういうことを申し上げるわけのものはございませんが、財政的な立場から考えると、このような環境にありますと、その中でもよろもろの工夫をやっているならば、スクラップ・アンド・ビルドというの必要な手法としてお考えいただかなければならないでございましょうかという御意見を申し上げておるとい立場でございいます。

○吉川春子君 それでは文部大臣、この大蔵省の教育改革に対するスクラップ・アンド・ビルドの考え方についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 私どもはきょうまでの文教施策の中でも既に目的を達成したのではないかと、あるいはこれはもう少し我慢をしてもいいのではないかとというようなところは、もうきょうまででございりる我慢をしながら詰めて努力をしておるつもりでございいますから、先生今おっしゃる効率的に見て有効に必要なところに税金を使っているという方針は、我々もそれは当然受けていかなきゃならぬことだと思ひますし、現下の財政状況の厳しさは私どももよく承知しております。

けれども、その中で我慢するところはしますけれども、これは大切だからどうしてもやらなきゃならぬという政策、例えば四十人学級の前進であるとか、私学振興助成法に基づく手当てであるとか、諸外国との関係をよくしていくためにいろいろな学術研究の峰を高くしたり、留学生の交流とか科学技術の研究費というのは、総額厳しい抑制の中にありましてもこれは横ばいしないし少しは芽を出していこうと、そのような努力を一生懸命文部省といたしましては省内でございりる努力をしておりますから、スクラップ・アンド・ビルドという言葉は私は必ずしも好きな言葉じゃないんですけれども、文部省の中で必要なものには重点を置いて一生懸命努力をしてきた、このことだけはどうぞ御理解をいただきたいと思います。

○吉川春子君 教育改革を進めるとい方向を改

府は一方で出しながら、もう一方では臨調行革で大きな振るう。本間に教育改革をやる気があるのかどうかというところは疑わしいわけですが、臨調行革の名のもとに教育予算を削っていくということは許されたいと思ひます。

それで、具体的な問題に入りますが、きょうは養護学校の問題について少し伺ひます。

養護学校の建設補助金もこの臨調行革のあおりを受けて、この五年間で何と二八・四％、公立学校施設整備費が削られている中で非常に大きなしわ寄せを受けているわけなんです。今度の補助金一律カットの対象となったものの一つに養護学校の建設費補助金があるわけですが、このカットは障害児教育のための充実に足を引っ張るもので、養護学校のマンモス化の解消にも支障を来しています。昭和五十九年度に埼玉県久喜養護学校が建設されましたけれども、このときの国庫補助は幾らだったんでしょうか。もしこの国庫補助が今回提出の法案どおりに減らされていると幾らになったんでしょうか。数字わかりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 久喜の養護学校のケースについての御尋ねでございしますが、昭和五十九年度に久喜の養護学校の校舎の新増築事業ということで小中学部と高等部と両方につきましての補助をいたしております。小中学部につきましては、事業費が五億四千万、補助率三分の二でございいますので、国庫補助金で三億三千五百九十万八千円、また高等部につきましては、事業費が二億四千万で、補助率は高等部の場合は二分の一ということになりました。したがって、国庫補助金が一億九百六十六万四千円という数字で、合計いたしまして事業費総額七億四千万、国庫補助金が四億四千五百五十七万二千円ということ、地方の負担費が二億七千七百六十一万九千円ということでございます。

係上、国庫補助金が二億七千七百七十二万四千円ということになりまして、五千八百七十八万四千円従来のケースよりは減ると、こういうケースになるわけでございます。

なお、念のためつけ加えさせていただきますけれども、この差額分につきましては全額超額償による措置を認め、そしてその後年度負担につきましては元利償還すべて交付税措置をする、こういうことにいたしておりますので、後年度まで含めた全体の姿でございりたければ、地方の負担増ということではないというふうに考えております。

○吉川春子君 この埼玉久喜養護学校というのは、実は春日部養護学校が児童生徒数が多過ぎまして、いわゆる過大規模校の分離のために建てられた学校なんです。私はこの二月二十日にマンモス養護学校である春日部養護学校を視察してきました。久喜養護学校が完成してここに百三十三名の生徒が移りましたが、視察した段階で春日部養護の児童生徒数は二百七十七名、埼玉県内最大のマンモス養護学校です。ここで教室数が不足して養護訓練室、図書室、図工室、理科室などを普通教室として使っているのが現状で、運動会は一学年一種目、朝一番で競技すると、あとの時間はすべて見学に回っているという教育上好ましくない事態です。また体育館の使用も、障害児教育にとって毎日規則正しく体を動かすことは欠かせないわけですが、使用できるのが一学年一回一回というわけです。今年度プールもでき上がりますが、使えるのは二週間に一回になるかもしれないという先生の声も聞いてきました。

埼玉県はこれまで二十一校の養護学校を開校して設置数全国第四位となっておりますが、それでも児童生徒数二百名以上のマンモス養護学校が五校あります。県内では引き続いてこのマンモス校の解消に努めて、六十二年度の大宮養護を開校するのを含めて六十四年までに四校を開校する計画ですけれども、補助金の削減がこういう計画に多大な影響を与えるということは明らかなんです。

それで伺ひますが、全国で児童生徒数が二百名以上在籍する養護学校というのは数は幾つあるんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 児童生徒数二百名以上という御指摘でございしますが、養護学校が二百一名から三百名までのものが七十七校、三百一名から四百名が十三校、四百一名を超えるものが一校ということでございますので、九十一校であろかと思ひます。

○吉川春子君 さっき局長が御答弁になりました一校当たりの負担率、今度のカットによる影響額というのは五千万とか六千万とかいう金額なんですけれども、これが全国で九十一校の養護学校のマンモス校化を解消するためということ、数字で見ますと非常に大きな数字になって自治体にかぶっていかうと思ひます。また、学校だけではなくて、体育館の建設などについてもやはり今度の補助率のカットの影響を受けるわけで、私はマンモス校の解消、そして行き届いた障害児教育をするために、やはり今度の補助率のカットというのは、起債の措置があるというお話でしたけれども、それもまた地方自治体の借金でございまして、そういう点を考えるマンモス校の解消ということが進まなくなるのではないかと、こういう懸念を持たざるを得ません。

それで、東京都の場合、学校建設費国庫補助率の前減による影響額は六十一年度で二億九千六百万円ほどなんですけれども、いろんなところが全部切り込まれますから、そういう中で、じやどういいう方向でこの負担を解消しているかという一つの例ではないかと私は思ひますけれども、東京都の教育委員会では、昭和五十九年の十一月に足立養護学校、久我山盲学校、文京盲学校、三校の寄宿舎の廃止計画を提示してきました。文部省は、この計画については話を聞いておられるでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 先生から御質問があるということ、東京都に電話で問い合わせ等をいたしましたところ、都内の盲聾学校十三校ございま

すけれども、そのうち寄宿舎のある学校が盲学校四校、聾学校二校であるということをごさいます。

近年、交通機関の発達等がございまして、通学困難な児童生徒が減少していることなどを考慮いたしまして、盲学校関係四校の寄宿舎を二校に、それから聾学校関係二校にある寄宿舎を一つに統合したいという計画があるということだけは聞いております。

○吉川春子君 障害児学校の寄宿舎の設置に関して学校教育法ではどういふふうになっていゐるんですか。七十三条の二です。

○政府委員(高石邦男君) 学校教育法の七十三条の二では、「盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。」として、同じく「寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。」「寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。」というところで、幼児の養育に従事するというわけにのたために寄宿舎を設け置いているわけでございます。

○吉川春子君 今御答弁がありましたように、障害児学校の寄宿舎の設置というのは原則としてこれを行わなければならない、行わなくていい場合は特別の事情のある場合だと、こういうふうな法律で規定しているわけですね。そして、東京都の寄宿舎の問題で、児童生徒の数が減った、あるいは交通機関が発達したと言いますけれども、児童生徒数の減は確かに小学校全体で減っていますからあるんですけれども、しかし逆に寄宿舎に入る子供の比率というのはふえていゐるんですね。今度なくされる足立の場合も、子供たちの収容率が八割から十割だと、こういうことなわけなんです。だから、全体の児童生徒の数が減ったからというところで寄宿舎をなくしていいという理由にはならないというふうな思ふわけですし、また、例えば交通機関が幾ら発達しても、いろいろな障害を持つた方が多いところから通学するということは非常に

に困難を伴うわけで、介添えも必要なわけで、そういうことも考慮に入れないといけないと思うんです。

それで、さっきの法律の七十三条の二に書かれているように、障害児学級の義務化に当たって文部省が障害児の就学や生活、教育の保障にあわせてこの寄宿舎の役割を正しく評価してこれを法律に格上げしたわけでしょう。東京都のこういうやり方は、障害児の教育を受けることを困難にして法の原則にも反すると思うんです。こういうことを提案してくる背景にはやはり補助率の一割カットの影響もないとは言えないんじゃないか、こういうふうな思ふわけなんですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(高石邦男君) 寄宿舎は、本来通学に困難を伴う子供たちのためにあるわけでございます。東京都の場合には具体的に寄宿舎に入る希望者が非常に減少しているということが一つ、それから施設が非常に老朽化しているというふうな実態を背景にいたしまして整備計画を進めているということでございます。本来希望する必要な子供たちの収容を狭めるといふ角度でないと承っておりますのでございませう。

○吉川春子君 老朽化したから建て直すというのだったらわかるんですけれども、老朽化したからやめちゃうというのはどういうわけなんですか。これはもう納得させる理由にならないと思ひますし、先ほども申し上げましたが、寄宿舎の収容者数に対してそれを満たしている率というのが八割から十割なわけですから、これは入寮を希望する子供たちが減っているというふうにはならないわけなんですね。

この計画が、文部大臣、もし実施されますと、視覚障害者、聴覚障害児、そして東京の東にある足立区や葛飾区から西の立川や八王子に転校しなければならぬんですね。だから、足立から立川にどうやって通っていくのか。足立に住んでいるわけじゃありませんけれども、その近辺に住んでいる人が今度立川や八王子に転校しなければなら

ない。そして、それに伴って家族の負担とかいろいろなものがかぶってくるわけなんです。さらに最近では障害が重度化する中で基本的な生活習慣の獲得、友達同士のかかわりの保障など生活指導面での寄宿舎の果たす役割も大きくなっている、その重要な場を奪うものであると思うんです。だから、遠くへ通わなければならないとなるとすれば、寄宿舎へはもう入れられないとかいふような問題があるわけなんです。そういうわけで、こういう問題について文部大臣としてはどういふふうにお考えなのか。

さらに言えば、文京盲学校を例に挙げますと、通学困難な子供が寄宿舎を奪われ、もし自主通学のために生活指導の場を奪われるとすれば、例えば飯田橋の駅はホームと電車の間が広くあいていますね。そして、しかも国鉄の分割・民営化の中で国鉄のホームから職員がいなくなるんです。ホームから転落して亡くなったという盲人の方の例があつて、十数年間裁判で争われてきましたけれども、そういう危険を冒して子供たちは通学しなかならなくなる、こういうような状態になりますので、何とか寄宿舎の廃止という問題については文部省の指導によってやはり思ひとどまるようにしていただきたいと思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 詳細はいろいろ局長が御答弁申し上げたことであらうと思ひますけれども、私も御質問を聞いておりましたし思ひますことは、自身養護学校を見せたいだきに行つたことがあります。そして、あそこで行われておる至れり尽くせりの教育を見て、本当にこういう教育もあるのだと。特に教えていらつしやる先生方には率直に敬意を表しました。

そのとき、帰つていく児童生徒も見送つたんですけれども、みんな特別のスクールバスに乗つてそれぞれのお宅に帰られるのを、私は二つの養護学校を見て二つながら見てまいりました。それで、直ちに寄宿舎の制度だけがその児童生徒にとつていいかどうか、やっぱりそういう至れり尽

くせりの車があるならば、別にプラットホームから無理して電車に乗つていただかぬでも、送り迎えできるならば、それでお宅へ帰つていただくことが、親子の心の通い路というものも大切でございまして、結局はその児童生徒のためになるような教育をどうして行かうかということで養護学校もできていると思ひますので、具体的な問題につきましては、そういった点に十分重点を置きながら東京都ともよく相談をさせてみようと思つております。

○吉川春子君 ぜひ東京都の実情をつかんで文部省でも正しい指導をしていただきたいと思います。が、一点、送り迎えの問題は、東京の広い、しかも交通渋滞の中で、今でも新宿まで集まつて、新橋までバスが来てそれで養護学校へ通う、通学している子供たちはそういう方法をとっているんです。だから、立川や八王子まで足立の方からスクールバスが通つていく、あるいは東京のいろんなところから、もう一カ所になるわけですから、すべての系統を回つてスクールバスで送り迎えするというのが実は不可能なんです。だから、今、送り迎えはできないということも含めてこの寄宿舎の廃止に強く反対の声が出ているわけなので、重ねてお願いいたしますけれども、ぜひ東京都のこういう計画を思ひとどまるように、あるいはまた養護学校の児童生徒や父母の過大な負担にならないような方向で御指導いただきたいと思ひます。――文部大臣が頭をうんとうなずかれましたので、私は期待をしております。

続きまして、厚生省は一月の九日に国立病院・療養所の全面的な再編成計画を公表いたしました。この結果、簡単にいいんですけれども、どういふ中身か、ちょっと御説明いたさせていただきます。

○政府委員(木戸脩君) それでは簡潔に御説明をいたします。

国立病院・療養所の再編成は、他の医療機関が担うことが困難な高度の専門医療及び政策医療を初めといたしまして、臨床研究や教育研修といった国立医療機関にふさわしい指導的役割を果たせ

るように、国立医療機関全体の質的な強化を図るというのを目的といたします。再編成計画は、おおむね十年で施設同士の統廃合及び他の経営主体への経営移譲というところを行く、こういう内容でございます。

○吉川春子君 十年を目途にハンセン氏病の療養所を除いて二百三十九施設中七十四施設を切り捨てる、経営移譲が三十四、統廃合は四十、それからまた百六十五施設を機能強化を図るという名目でナショナルセンター、基幹施設、高度総合医療施設、専門施設等に振り分けていく、こういう計画なわけなんです。きょう伺いますのは、この国立病院・療養所の統廃合によって、そこに附属して設けられている養護学校の運命がどうなるか、こういう問題でございます。文部省はこのことについて具体的に何かんでおられるんでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 厚生省で計画の対象になっていることについては、公にされておりますので承知していただいております。その関係でいいますと、四十四カ所が養護学校ないしは分校、特殊学級ないしは訪問教育の対象になっている施設に該当するというふうに見ているわけでございます。

○吉川春子君 私の調査によりますと、養護学校等を併設する施設は百一施設ある。うち統廃合の対象になっているのが三十二で、地方自治体への移譲対象が四だ、こういうふうに見えておりますが、今の局長の答弁はちょっと数が違うようですね。

○政府委員(高石邦男君) とらえ方が違うのか基礎のデータが違ってくるかわかりませんが、現在厚生省において進められている国立病院・療養所の再編成計画の対象になっている施設が全体で百二十三カ所というふうに見えてくるわけでございます。したがって、その百二十三カ所についてはまず養護学校、分校それから特殊学級については先ほど申し上げたような数字であるということでございます。

○吉川春子君 そうしますと、この国立病院・療養所を統廃合する、こういうことで養護学校も同じ運命にあるんだということは、事前に知らされて文部省としてもやむを得ない、そういうことで厚生省の方に了解を与えているんですか、それともいいないんですか。

○政府委員(高石邦男君) これらの施設に併設されている養護学校等が幾つかの学校に統合されるようなこともございますし、それから統合されることによつて、今までその病院に訪問教育をしていたのが、新しく統合された施設に収容されることになるわけでございます。現に収容されている子供たちの教育に支障のないような対応が当然であるというふうに見えておりました、したがって、新たな統廃合のところにもまた統合された養護学校が整備されるというふうな理解しているところでございます。

○吉川春子君 全国一律ではなくて、いろいろな条件、いろいろな場所に国立療養所があり、それに附属している養護学校があるんですから、厚生省の出した数字をトータルとして文部省がこれはオーケーというふうにはできないんじゃないかと思つて、もしオーケーというふうな言い方については、一つ一つの養護学校がこれらになつても構わないのか、あるいは存続してはならないか、あるいは、あるいは具体的な検討をしなければ、この厚生省の計画を認めることはできないと思つて、それは今より悪くしますというふうな言い方ではないでしょうか、厚生省のそういう提示に基づいて、文部省が一つ一つの養護学校あるいは分校、特殊学級などについて実情を調査した上で、今局長がおっしゃったように、それで結構、こういう結論を出されたわけですか。

○政府委員(高石邦男君) 先生御存じのとおり、病院に置かれていた養護学校は通常は都道府県立養護学校ということが多いと思つて、したがって、そうなりますと、地元の教育委員会が

とそれから統廃合の対象になる病院側、そういうところと十分な話し合いが行われた上で計画が実行されるというところで、文部省が直接この施設に養護学校をつくるつもりはないという決定権を持っているわけではなくして、その決定権は、具体的には都道府県の教育委員会が決められてございます。したがって、今まであったところに病院がなくなつて養護学校がなくなるとした場合に、はどういう形でその子供たちを教育していくか、そしてどういふふうにして子供たちの教育について遺憾のないようにしていくかということ十分話し合いをした上で具体的な整備計画が進められていくものである、また、いっているというふうな承知しているわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、各都道府県から具体的に統廃合の問題についてどうなんだという、その報告がもうかなり文部省の方に来ている、こういうことですか。

○政府委員(高石邦男君) 六十一年度においては、具体的な内容が進められているようなところでは、既にそういう話し合いが行われているという二、三の報告は承つておりますが、文部省が全部個別の内容についてチェックしてオーケーを与えるという仕組みではございませんので、先ほど申し上げたような形で教育上十分な配慮を加えて対処されるように、文部省としては厚生省に事実上の話し合いをしているところでございます。

○吉川春子君 そうしますと、確認いたしますが、基本的にはこの統廃合の計画に文部省としては異存はない、こういうことですか、一言で言え

○吉川春子君 国立病院・療養所に併設する養護学校は、病虚弱養護学校がほとんどで、しかも重度重複児や重症障害児が多く在籍しています。つまり医療を必要とする障害児なので、そういうことになるわけなんです。このような子供たちの学校を統廃合したり自治体へ移譲したりすることは、大変多くの問題を抱えることになると思つて、大変ですが、養護学校を統合することによって、じゃあどんな問題が発生するかということについては文部省はつかんでおられないわけですね。

○政府委員(高石邦男君) 具体的な個別の内容はそれぞれ県の教育委員会が十分承知した上で、つかんだ上で、そして現在まで行われている養護教育に支障のないような形で具体的な統廃合並びに養護学校の整備というものが行われるように指導しているところでございます。

○吉川春子君 全部県に任せているというお話ですけれども、例えば国立病院や療養所に統廃合されて、そして養護学校もなくなつたりなんかするわけですけれども、その場合に、一つは通学の非常に遠距離化ということが言えるわけですし、またそこに勤務している教職員の通勤や生活の条件の変化、あるいは重症心身障害児の場合は同じ県内かあるいは県をまたいでかわかりませんが、気候とかさまざまな条件が変化するわけで、体に及ぼす影響ということも考えられます。ぜんそくを持っていて子供などの場合は、途中で息を引き取るといふような事態さえ発生するのではないかと、こういうことも現場の教職員から指摘されているわけですから、文部大臣、この養護学校の統廃合というものは病院も重大問題だと思つて、それをいとも簡単に、これは文部省じゃなくて自治体がよく話し合つてやればよいと、こういうような方向だけでオーケーを与えているとすれば、それは非常に問題なのじゃないかと思つて、そういふ仮に、じゃあ県がどうしても反対だと、そういうような態度を示してきた場合に文部省は厚生省と

かけ合せてやめさせる、そういう決意であるのかどうか、そういうことも含めてこの問題について大臣の考えを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 施設の統合の問題は、厚生省で今慎重に検討が進められておると聞いており、それによっても、私どもはそれに付随する養護学校、そこを必要としておる児童生徒の教育のことについては、これはもう十分配慮をして計画を立てていたきたい、このことは強くお願いをし要望をしておるところでございます。

○吉川春子君 もしもこういう問題で地元の県がどうしてもやらないうちでもらいたい、こういうような意見が住民の要望としても県の当局の意見としても上がってきた場合に、文部省としてはどういうふうに対応されますか。県立養護学校を特別にくる措置でもとられますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 私は、具体的にはそのことを今聞いておりませんが、そういうことが起こる可能性があるとしたら、その起こる前に十分話し合いをしていただきたい、また文部省側としては、そういう反対が起こらぬようによく御配慮を願いたいということを強く要望するものでございます。

○吉川春子君 自治体への移譲の場合に、自治体財政は今、補助金一律カットその他かなり苦しいわけですが、自治体への移譲というふうになった場合に財政的にどれぐらいの影響があるかということを自治省はつかんでおられますか。

○政府委員(持永義民君) 地方団体に具体的にどういう病院が移譲されるかというところはまだ決まっていなくてございまして、私どももいたしましては、今お話がありましたように地方財政も大変厳しい状況にある、それから地方団体が現に持っておりまわゆる公立病院の経営も大変苦しいわけございまして、そういうことから、地方団体への移譲という問題については慎重に対処してほしいということを申し上げているわけでございます、今のところ地方団体が移譲を受け

るところまで具体的に詰まったという話はまだ聞いていない次第でございます。

○吉川春子君 慎重に対処してほしいというのが自治省のお考えでそうだけれども、慎重に対処しても移譲というようにことが起こった場合には財政的な措置についても何か考えがおりませんか。

○政府委員(持永義民君) 地方団体では、例えば地域医療の確保とかいろんな多くの観点から検討をされて、その結果移譲を受けるということが仮に決まりました場合には、これは例えば新しく病院をつくるのと同じような形で地方債等の財源措置をしていく。ただ御提案されております法律にも書いてございまして、例えば職員も全部ひくく移譲を受ける場合には無償であるとかというふうなこともあるようございまして、けれども、基本的には今申しましたようなことで必要な財政措置はとっていくこととございまして。

○吉川春子君 さつきちよと高石局長の答弁にもありましたけれども、六十一年度着手となつていられる施設があるわけですが、これはどこのことですか。

○政府委員(木戸脩君) 六十一年度の着手は、箇所は八カ所、十八施設でございますが、このうちいわゆる養護学校等が三つ問題になりますのは北海道の帯広病院、それから三重の静養病院、それから高知の東高知病院の三カ所でございます、これは病院内で教育を行っているという状態にあります。

○吉川春子君 三カ所ですか。

○政府委員(木戸脩君) 統合に係る施設は十八施設でございますが、そのうち養護学校が移動しなければならぬという問題になります施設は、今申し上げました帯広病院、静養病院、東高知病院の三カ所でございます。

○吉川春子君 山口の宇部はどうかということ伺いますが、それからこの六十一年着手の問題について、そうすると文部省はこれは了解している

ということなんですか。

○政府委員(高石邦男君) 先ほど申し上げましたように、文部省が権限を持って了解する立場ではなくして、具体的な養護学校を設置している設置者である都道府県ないしはそれを処理している都道府県の教育委員会が病院側と十分に話し合つて、統廃合によって養護学校がなくなる、ないしは他のところに統合されるというふうなことになる場合にも、子供の教育上十分支障のないような配慮をして対応してほしいという話し合いをしているということでございます。

それからなお、統廃合で併設されているものは、大部分がその病院に入院している子供を対象にするわけですから、通学上の問題は別にないわけでございます。

○吉川春子君 今六十一年度から実施されようとしてこの四つの施設について、この養護学校が統廃合されても障害児教育の上で支障がないんだと、そういう立場で文部省はいらっしゃるのでしょうか。全部県の問題なんだと言つたって、義務教育は文部省の責任じゃないですか。具体的な施設を建てるかどうかというのは県の権限だとしても、こんなにくさんの養護学校が減らされて、しかも六十一年度からこういう形で出てくることについて障害児教育を進める上で支障がないと、そういう実態まで把握して文部省はそういうのんきな態度をとっているんですか。

○政府委員(高石邦男君) 先ほど何回も申し上げておりますように、例えば三つの病院が統合して二つになる、ないしは一つになった場合に、そこに入院している子供たちは全部一つのところに入れられるわけですね。その入れられている子供たちをそこに養護学校をつくって教育すれば何ら差し支えがないということ、この計画は全体的に進められているというわけでございます、現に養護学校がなくなつて教育が受けられなくなるというふうな事態は一般的に予想されていないわけでございます。

したがって、そういう養護学校が三つあったのが一つになるとか、それから今まで行っていた病院がなくなつて訪問教育をはか病院に行つてしなればならない、そういう変化はありますけれども、基本的に子供たちの教育を受ける権利がこのことによって侵害されているというふうには理解していないのでございます。

○吉川春子君 初中局長の御答弁とも思えないですね。大変冷たいと思うんです。机上のプランで、このこととこを一緒にしてこへ入れればいいじゃないかと、そういうことで子供の、しかも重症の心身障害児の家族やいろんな人たちのことを考えたなら、そういうことが言えますか。私は、むしろこの質問をしたら文部省は、臨調行革の方針でけしからぬけれども、心ぐらいいは痛めていると思つたんですよ。今の局長の答弁には、そういうことが私は残念ながら片りんも感じられなかつたんです。非常にけしからぬことだと思ひます。

それで、いろんなところへ統廃合されて子供たちが移されればどういふ影響を与えるかということとは、先ほど言いましたので局長もお聞きになつていたと思うんですが、この問題の最後に文部大臣に伺いますけれども、こういう事態が起こつていて、特に重症の心身障害児なんというの一番の弱者ですよ、社会的に。そして、起き上がることもできない、口をきくこともできないとか、いろいろもう私たち健康な者の立場からちょっと想像だにできないような、そういう負担を負つて生きていく子供たちなんです。その子供たちが机上のプランであつちへ移されたりこつちへ移されたり、そういうことが平然とやられるといことはもうとにかく許せないと思うし、文部省としては、全部これは自治体で決めることだじゃなく、こういう統廃合の問題についてやっぱり一つ一つ実態を調べて、適切なものかどうか、そしてこれが義務教育を一〇〇%の国民に受けさせるということとの兼ね合いでどうなのかということも含めて、ぜひ真剣に検討していただきたいと思ひますけれども、大臣いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 教育の必要性を痛切に感じておりますから、例えば学校とか施設へ来れない人のためには教師の方から出ていって教育を巡回してするというところまで心を配ってやっておりますので、今度の施設の統廃合に伴いまして、それらの子供さんたちに対する教育に悪い影響が出てこないように、これは厚生省にも地方自治体にも特に配慮していただくように強くお願いをし、指導をしていきたいと思います。

○吉川春子君 最後に大蔵大臣に申し上げます。質問ではありません。

まだまだいっぱい今度の補助金カットあるいは臨調行革の中で国民の生活にどう影響を与えるかということとはたくさんあるんですけども、とにかく弱い層、貧しい層、それから健康でない層に国の補助率の削減とか臨調行革で予算が減るといふことの影響がもたらかぶっていつてくるわけですね。だから私は、こういう問題についてはやはり非常に深いことをやっていってほしいと思ふんです。大蔵大臣は。そういうことは私は許せないと思ふんですね。そのことだけ最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○橋本数君 私は、罪深いことの一つとして、地方財政問題に関連をして質問をさせていただきます。と思います。

言うまでもありませんが、今回国庫補助率の引き下げということで、地方負担一兆二千八百億、まさに昨年の倍に余るわけですから大変なものであります。これをどうやって措置をしていくかということについては、既にたばこ消費税率の引き上げ、これで二千四百億、それから残りの一兆四百億がすべて建設地方債の増発ということになっていくわけでありまして、地方の負担は大変であります。

そこで、地方財政の現状を示す一つの指標として政府に伺いますが、地方債残高は現在でどれくらいになっておりますか。そしてまた、その関係で公債負担比率が二〇%、いわゆる危険ラインを超える団体がどれくらいあって、全体の何%に

なっておりますか。まず、この点をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(持永亮民君) 地方債残高でございますが、普通会計の地方債残高が、六十一年度末の見込みでございますけれども、四十三兆六千億ということでございます。

なお、そのほかに、いわゆる借金と申しましようか、私も言っておりますものは、交際税特別会計の借入金、残高が五兆六千九百億ばかりでございます。それ以外に、企業債の残高のうち普通会計で負担すべきものが九兆五千億ばかりございまして、全体のいわゆる借金は五十八兆八千億ばかりということでございます。

それから公債負担率でございますが、二〇%を超える団体でございますけれども、これは五十九年度で申し上げますと、団体数が千三百三十三団体ございまして、全団体数に占める割合は三一・三%ということでございます。

○橋本数君 大蔵大臣も今お聞きのとおりでありまして、地方財政というのはそれ自体大変な状況であります。

そこで、建設地方債の増発分、これは国として地方との関係でどのように財源手当てをしていくかということでありまして、この点は、大蔵大臣に伺いたいんですが、いかがですか。

○政府委員(保田博君) 建設地方債は、総計でたしか九千三百億増発をさせていただくわけでございまして。なお、この元利償還が将来出てまいりますけれども、これらにつきましては毎年度の基準財政需要に算入されることになりまして、交付団体におきましては交付税が交付されるということに相なるわけであります。したがって、今回の補助率引き下げによりまして、一時的にといいますが、形の上では確かに地方債の残高がふえるわけでございまして、交付団体におきましては将来の元利償還について実質的な負担増にはならない、こういうふうにご考慮しております。

○橋本数君 具体的に聞きますけれども、まず経常経費の穴埋めのための建設地方債増発分です

ね、これは四百億、六十六年度以降の地方交付税特別加算ということであるということと、やありませんか。

○政府委員(持永亮民君) 御指摘のとおりでございます。

○橋本数君 公共事業関係について聞きますが、これは補助率の引き下げによっての直接影響分が四千二百億と計算されておりますが、これと下水道関係一千億、これの穴埋めとしての建設地方債増発分は合計で五千三百億になるわけですが、その二分の一、二千六百五十億、これについての元利償還、これがまた交付税特別会に繰り入れる、こういうことになっているのは間違ひありませんか。

○政府委員(持永亮民君) 公共事業のいわゆる補助率引き下げ分については、二分の一を繰り入れることになっております。

○橋本数君 そこで、今も問題になりましたが、次の問題として、経常経費の穴埋めのための建設地方債増発、これのうち交付団体の影響額、この二分の一に相当する額が二千四百四十億ですが、これを六十六年度以降暫定的に交付税に特別加算する、こういうことになっている。そういうことですね。

○政府委員(持永亮民君) そのとおりでございます。

○橋本数君 そこで大蔵大臣、これは大臣に御答弁していただきたいんですが、この六十六年度以降の交付税特別加算、これは三年後に自治、大蔵両大臣が協議をして正式に決めるということになっている。聞いておるんですが、大蔵大臣、これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(保田博君) 御質問の意味が多少判然としないところがございますが、仮に御指摘が二千四百四十億のことであるとすれば、これは暫定的に加算をするということでございますから、暫定期間の終了後、自治省と我々との間で協議をして加算すべきかどうか相談をする、こういうことでございます。

○橋本数君 そこをはっきりもう一つ聞きたいんですが、自治大臣、この暫定的だといっている問題についてどういうふうにお考えですか。

○政府委員(持永亮民君) 二千四百四十億につきましては、今お話ししましたように、補助率が現在のところ三年間の暫定措置でございますので、暫定期間を終わりました後に両省でさらに調整をしていくということでございます。

○橋本数君 この問題で調整してどうなるかというところが一つは非常に重大な懸案事項で残っているわけで、大蔵当局の責任ある措置というものが大事だと思うんですね。今のようないくつかをやっても、残りは四千九百十億円ということがどう手当てされるかが問題になってくる。これはどうされるんですか。

○政府委員(持永亮民君) 四千九百十億と申ししますのは、発行する地方債のうち、将来、暫定分も含めて国が加算をするというものを除いた分だと思ひますが、これにつきましては、現在のところといましようか、今の段階で具体的にこれをどう扱うか、どういう財源措置をするかということについては決まっていないわけでございまして。したがって、将来の毎年度におきましてこの元利償還は当然払っていくべきものでございまして、これは毎年度の地方財政の収支の状況を見まして、毎年度の地方財政計画の策定によって全体としての地方財源を確保する、必要によつては交付税の特例加算ということも別途考えまして、全体として地方財政の運営に支障がないように、この償還が出来ることによつて地方財政が回らなくなるというようなことがないように対応をしていくべき問題であると考えております。

○橋本数君 今、事情によつては地方交付税の特例加算というお話が出ましたが、どちらにしても特例加算がはつきりするということならばそれはそれとして、交付税で手当てをしていくということになりますと、これは国の政策で自治体に課せられたやむを得ない借金、つまり建設債の増発ですけれども、本来固有の財源である地方交付税で

先取り的にそこはもう埋めていかなくちやならぬ、こうなつていくわけですから、これは地方自治体にとってはまさに将来の交付税がその分先食いされていく、こういうことになつていかざるを得ないという、そういう問題であるわけですね。それが果たして地方財政の確立ということから見ても妥当なのかどうかということになりますと、これは私は大変な大問題だと思ふんです。

例えば、今日までの状況でオイルショック以来地方財源不足ということである穴埋めをしてやつてきたわけですが、そのために増発された財源対策債、減収補てん債、こういった元利償還分を毎年交付税で措置してきたわけでありまして、けれども、六十一年度これが一兆四千七百七十億円になつておる。これは時間がありませんで聞きますが、数字は間違いないと思ひます。同時に、地方財源不足の穴埋めのために借り入れてきた交付税特会借入金金の二分の一が地方負担にさせられてきたわけですが、その利子分を毎年度の交付税総額から差し引かれておる、これも事実です。それが六十一年度で三千五百四十七億円、こうなつておる。以上の数字は間違ひありませんか。

○政府委員(持永義民君) 御指摘のとおりでございます。○橋本教君 そこで、もう一つあるわけですが、この借入金金の元金の償還が六十一年度から始まるわけですが、そうしますと、これを年平均でならしていきますと五千六百九十四億円、これが交付税総額から引かれていく、こうなつていくわけですね。

そこで伺いますが、六十一年度の国税三税、これの三二%ということで地方交付税を見ますと、その金額は十兆七千九百七十億円、こうなります。そこで、今お話をします第一の財源対策債、この元利償還費、これが一兆四千七百七十億円、二つ目の交付税特会の借入金金の利子分を加えるとこれが一兆八千三百十七億円、これを差し引きますと、六十一年度の国税三税の交付税が名目的に三二%

で十兆あるといつても実質はどうなるかといひますと、これを引きますと六十一年度交付税は国税三税の二六・一%にしかならないという、こういう状況になつておる。間違ひありませんか。

○政府委員(持永義民君) 計数的にはちよつと正確な数字は算出しておりませんが、いずれにしても三二%分から利子を払い、かつ財対債の償還を払うというところは御指摘のとおりでございます。○橋本教君 そこで地方交付税、三二%というけれども、国の政策の結果実質的には三二%ない、今私の試算によれば、六十一年度二六%程度しかないという状況になつてきておる。これは言つてみれば大変なことでありまして、臨調行革で地方交付税をもつと下げたらどうかという議論もありませんけれども、それは地方財政確立という建前から見ればとんでもない話で、地方交付税の引き下げなどは絶対に考えるべきでない、むしろ引き上げこそ地方の要求であり考える課題であるというように言うべきことははっきりしていると思ふんですが、大蔵大臣いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 今の六十一年度の数字の点をあらまし私も目算をしてみました。が、おおむねそのとおりであらうと思つております。いづれにせよ、出口ベースで地方財政についての御迷惑がからぬようにしよう、これだけは大局的に決めておるわけでありまして、交付税率の引き上げ等による国の恒久的財源を地方に回すという余裕はないと考えなきやいかぬ、三三%かにして回すという状態にはないと理解をしております。そこで、地方交付税の議論が時々あることは私も承知しておりますけれども、結局、国と地方との財源というものは、税源配分をどうするかあるいは交付税をどうするか、補助金等がどうあるか、密接な関係にございまして、交付税というものをやっぱ議論しますときには、国と地方との間のまことに基本的財源配分にかかわる問題です。から、地方税、地方譲与税あるいは国と地方との機能分組、費用負担のあり方、そういう総合的な幅広い見地から検討していくべき問題でございまして

ので、短絡的に、若干比較していいから下げるとかいう性格のものではないというふうに、私も私なりに位置づけをいたしておるところであります。

○橋本教君 端的に言うならば、今私が指摘したように、地方交付税三二%という問題は、大臣もお認めのように、実質的には三二%九々行かないという状況がやっぱ恒常化しつつあるわけですから、いろいろな評価、検討はあるとしても、こういう状況ですから、地方交付税率三二%、これを下げる、そういうことは大蔵大臣としても当面考へていないということとは、そう伺つてよろしいんですか。

○國務大臣(竹下登君) 仮定の話を申しわけありませんが、例えば税調で税源配分ががらつと変わつてくるとかいうことになつた場合には、下げることも、あるいは上げることもあり得るかも知れません。これは、たまたま税調が今あるものですから、税調にはあらゆる予見を挟まないという前提をとつておるものから、そういうことはどうやらこのことも皆無とは言えない。しかし、現実の問題としてこれを仮にいうことになりますれば、それこそ税源配分から何から全部検討した上でないで軽々に考えるべきものでないという問題意識は私も持つておるつもりであります。

○橋本教君 まさに軽々に考えるべき問題でないことを私は指摘したわけですが、自治大臣としては、こういう現状から交付税率三二%の引き下げということは、これは賛成できないというように前に御答弁いただいたと思つておるんですが、お考えはどうでしょうか。

○國務大臣(小沢一郎君) 地方の財政状況につきましては、先生御指摘のとおりであらうと思ひます。そして、地方交付税の中に占める公債費の負担率も上がつてきております。したがって、今後交付税総額を何としても確保していかなければならぬというものが私どもの立場でございまして、したがって、今の財源配分の仕組みを前提としてですが、引き下げるなどということは私

どもとしては考えられる現状でない、そのように思つております。

○橋本教君 そういうことに關連して別の角度から伺ひをしておきたいんですが、私の手元に自治省からいただいた「普通補助負担金等を伴う経費の内訳」という資料がございまして、これで非常に重要な幾つかのメルクマールがあるわけですが、臨調行革が始まる昭和五十六年度とそれから昭和六十一年度を比較すると非常に重要なことが出てくるわけですね。

この表でいきますと、生活保護費負担金、これを見ますと、五十六年度の国の負担は九千九百億、七九・七六%、地方負担は二千五百億、二〇・二四%。ところが、臨調行革が始まつて六十一年になりますと国の負担は七一・二二%に減りまして、地方の負担が二八・七八%と増大をする。身体障害者保護費負担金を見てみますと、五十六年度の国の負担は七十七%あったのに六十一年度になると何と半分近い四九%に激減。逆に地方負担は二二%から五〇%に激増であります。公共事業について見ますと、治山治水では、五十六年度国の負担は五七・二一%、それが六十一年度後退して五〇%になる。地方負担は四二%から四九%に増大をする。道路整備を見てみますと、五十六年度国は六四・九八%の負担、六十一年度は後退して五六%、地方は逆に三五%から四三%へと負担が大きくなるわけですね。

だから、臨調行革が始まつたこの四年間に国と地方の負担割合を主な事業について見れば、国の負担が減つて地方の負担が増えていくというのはいくらも歴然と出てくるわけですね。これを総合的に地方財政における補助事業全般で見てみますと、五十六年度国の負担は六四・一三%、地方は三五・八七%、こうなります。それが六十一年度には国は五五%に減り、地方は三五%から四四%にふえる、こうなつていくわけですね。この数字に間違ひありませんか、自治省。

○政府委員(持永義民君) 生活保護、身体障害者、それから道路、治山治水については御指摘の

とおり確認をいたしております。

最後にのちの数字についてはちよつと算出したしておりますので、多分傾向としてはそういうことだろうと思ひます。

○橋本教君 自治省からいただいた資料ですが、御答弁のとおり間違いないんですが、この点について自治省としては、これは明らかに地方財政に新たな財政需要をつくり出しているというところであることは明白ですが、この点について自治省はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(持永亮民君) 今御指摘のとおり数字でございますので、地方の財政需要がふえておる、財政負担がふえておるというところは、そのとおりでございます。

それのよつて来るゆえんは、まさに今御審議をいただいておりますこの法案に基づくわけでございまして、その法案の趣旨といたしましては、この経常経費、生活保護は若干問題がいろいろございまして、身障者、保育所等については一定事務の見直しをした上で、経費の負担割合を暫定的でございまして、国の大変厳しい財政状況の中で、一方で内需の拡大ということも必要である、あるいは地方公共団体としても公共施設の整備をやばり促進したいというようなことから、これも暫定的でございまして、負担割合の変更をした。こういうことの結果、地方の負担がふえてまいったということでございます。

○橋本教君 この法案によつて補助金カットがこれから三年間ということになりますと、今私が自治省からいただいた資料で傾向づけしたこの傾向は、つまり国の負担割合が減つて地方の負担割合がふえ、それだけ地方の財政需要が大きくなるという傾向はさらに助長されるということは当然予測されると思ひますが、自治省はどう見ていますか。

○政府委員(持永亮民君) 今回のお断りをいたしておりますこの補助負担率については三年間の暫定ということでございます、それ以外にこの間

におきまして基本的に補助率をいじめるようなことはしないという取り決めもあるわけでございまして、三年間の間は少なくとも現状のような負担割合で推移するだろう、ただ単価のアップとかそういうことで金額はふえることはありますけれども、割合としてはそう大きな変化は三年間はないのではなからうかと考えております。

○橋本教君 そう大きな変化はないと言ふけれども、よくなる可能性なんというのはゼロなんです。そうでしょう。

そこで、もう時間がなくなりまして最後の質問になりますけれども、こういう状況を見ますと、先ほどの問題にもう一度立ち返らなくちゃならぬのですけれども、こういつた新たな財政需要の増大、こういうことに対しての財源として、これはどうしても交付税率の引き上げを含めて、現在の国税三税の三二%というこれにやばりプラスしながら、なかなかやならぬ、積み上げていかなくちゃならぬ、そうしないといふことが数字の上でいよいよ明白だと思ふんです。そういう意味で、最後にもう一度重ねて自治大臣に、今後地方財政充実のために一層の努力をなさることを期待して、御見解を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(小沢一郎君) 御指摘のように、地方の財政状況も大変厳しいわけでございまして、したがひまして、交付税の総額をとにかく財政需要が賄えるようにしなければいけぬということで、私も努力いたしております。

税率あるいはその仕組み等につきましては、税制の抜本改正等の問題もこれあり、そういう結果を見なければいけません。そういう仕組みにするかは答えられませんが、そういうようなこともあつて、出るとすれば、その中においても地方財源、地方税源を充実する方向で努力いたしたいと思ひます。

○橋本教君 終わります。

○村沢牧君 私は、最初に燃糸工連問題について質問いたします。

燃糸工連の汚職事件で自民党の稲村佐近四郎代議士が東京地検特別捜査部の取り調べを受けた。新聞報道によれば、特捜部は起訴に踏み切る方針だといふ。元自民党副幹事長、総務長官、そして国土庁長官の経歴が示すように内閣の要職にあつた人、しかも総裁派閥に属する人がどうとう検察の取り調べを受けたこと、このことはまことに不名誉なことであり許すことのできないことであります。同時に、国会と国会議員の品位を傷つける問題であります。総理は、自分の派閥に属する人がこのような事態を引き起こしたことに對して真相をどうしようにかんでいらつしやうしているのか、また今回の燃糸工連をめぐる一連の事件についてどう思ふのか、率直な気持ちを聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) きょうも参議院の本会議で申し述べましたように、燃糸工連の事件が稲村代議士にまで波及したことにつきましては、まことに遺憾なる事態であり、深く反省をし、これを将来再び起こさせないように党とも戒めてまいりたいと思ひます。事件につきましても、司法当局の手にある問題でございまして、推移を見守つてまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 法務省に聞きますが、稲村代議士に出頭を求めて取り調べにすることに對して、その容疑の内容を明らかにすることはできませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) 取り調べ等を行ひました被疑事実でございまして、衆議院の商工委員会委員としての職務に關して、昭和五十七年九月ごろ、燃糸工連の小田前理事長から現金数百万円を収賄した、こういう容疑でございまして、その職務關係について申し上げますと、昭和五十七年八月六日の衆議院商工委員会では横手議員が通産省側に質問するに当たりまして、横手議員に對しては、燃糸工連の行方設備共同廃棄事業の早期実施を求める質問をするなど燃糸工連のために尽力してもらいたい旨働きかけるとともに、通産省側に対しまして燃糸工連に有利な答弁をするよう働きかけた、その謝礼の趣旨の金員であると、

こういうことでございまして。

○村沢牧君 稲村代議士は本日の記者会見で、横手代議士に仲介をしたこともないし、また燃糸工連から金をもらったということもないと、こう言っているわけですが、燃糸工連は事実關係について自信がありますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察当局といたしましては、証拠に基づきまして、ただいま申し上げましたような被疑事実が認められるということで捜査を開始したところでございまして。

○村沢牧君 衆議院選挙が告示をされ、検察当局の取り調べを受けている容疑者あるいは今後取り調べをしようとするような人が候補者になつた場合、捜査活動との關係はどうなりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) お尋ねの件は仮定の問題でございますので、具体的にどういふことだといふことはお答えいたしかねるものでございまして、一般論で申し上げますならば、検察当局はかかる状況のもとにおきましてもこれに適切に對処するよう努めておることでございまして。

○村沢牧君 燃糸工連の問題についてはこの国会でもいろいろ指摘をされておりました、徹底的な究明が求められているところであります。検察当局の半年余りになる粘り強い捜査によつてここまでございまして、努力は評価をしますが、今後黒いペールが次から次へと出されてくるであろうといふふうに思ひます。検察当局は職務權限の新しい判例をつくるつもりで、また政界、官界、業界の黒い癒着を断ち切るために徹底的な捜査をすべきであると思ひますが、その用意を持っていますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察当局といたしましては、これまで刑事罰法令に觸れる行為につきましては厳正公平に對処する、こういう方針でやってきましたところでございまして、今後ともそういう方針に変わりはなく思ひます。

○村沢牧君 稲村代議士の活動は党の政務調査会を基盤としていたことが報道されていますが、族議員と言われる人たちがその力を背景に役所に圧力をかけ、その見返りとして業界から活動資金の

提供を受けるというようなことは絶対にあってはならないことだと思ひます。このようなことがあつたとするならば、それは単なる個人的な問題として片づけられるべき問題ではない。総理の見解を求めます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 議員個人個人はいわゆる政治倫理をわきまえて行動しなければならぬと思ひ、その政治倫理綱領も国会におきまして各党合意の上でできておるわけでございまして、そういう意味におきましては廉潔をもって身を持していかなければならぬ、そう思つております。

○村沢牧君 然る工連から献金を受けたと言われ、自民党議員は同代議士のほかにも何人かおるとは、本院予算委員会において同僚委員から具体的に指摘をされておることであります。金を受け取る手段において、よしんばそのことが職務権限に該当するか否か、あるいは直接刑法に触れるか触れないかの問題は別といたしましても、政府に補助金や低利融資の施策をつくらせるために努力したとか、あるいは業界にその施策を適用させるために便宜を与えたというような理由によって金をもらつたということは、まさに邪道であります。

総理は、このようなことが自民党内に存在しないと言ひ切れますか。みずからの党内にこうしたことがあつたとするならば、いかなる措置をとりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 自由民主党員は、この政治倫理綱領のもとに、これを厳格に順守しつつ行動していると確信しております。

○村沢牧君 そのことは言ひ切れますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そのように確信しております。

○村沢牧君 今回の事件が発生し、しかも名前が挙がった人だけでは済まないというようにことが言われておる。また、政府の職員も逮捕されておる。このことは政界、官界そして業界との癒着の金権体質が依然として払拭されておらないことを物語つています。腐敗の根は深いわけです。今大

事なことは、政治倫理の確立をすることが総理としても国会としても最優先課題であり、解散、総選挙どころの話じゃない。総理は、この種事件を徹底的に調査し、国民に対して政治の信頼を取り戻すべきでありますけれども、具体的にどうなさいますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく事件は司法当局の手に移りまして、厳正なる聞き取りやらあるいは捜査が行われておることでございますから、我々の方といたしましては、これを静かに見守つて推移を見詰めていきたいと思ひております。

○村沢牧君 こういう事件が起こつた際でありますから、この際政治倫理を確立するために総理として何らかの措置をとる、そういうお気持ちにはありませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく遺憾な事態でありまして、深く反省していかねばならぬと思つております。しかし、刑事事件として司法当局の手に渡つておることでございますから、事件についてはこれを見守つていくという態度でまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 時間の関係で次の問題に移ります。税制改革に關連して伺いますが、政府税調の中間報告が昨日出されましたが、政府はこの報告を尊重して税制改革の第一歩を踏み出す考えでありますか、総理にお尋ねします。

○国務大臣(中曾根康弘君) あれは定性的な中間報告であります。よく党とともに検討して、大いに参考にしていきたいと思ひております。

○村沢牧君 大蔵大臣にお伺ひいたしますが、税調報告は所得税、法人税の軽減合理化の大きな考え方の方向を示しているだけであります。給与所得者あるいは法人の減税がどのようになるのか、一向これではわかりません。減税規模と方向についてどのようになっていくのか、おおよその考え方を示してください。

○国務大臣(竹下登君) 今も村沢さんから御指摘があつておりますように、ちよつと簡単に税制調

査会の会長談話を申し上げますと、「中間的なものであつて」、「中間報告を対外的に公表することとし、これを契機に、税制改革についての国民の理解と関心が一層高まり、各方面で活発な論議が展開されることを期待するものであります。」と。

したがいまして、今度の中間報告はまさにいわゆるその方向が定性的に示されたということに尽きるところと思ひております。

したがって、総合的ないわゆる安定した財源確保という点につきましては、これは今後の税制調査会の結論を待つて適切に対処すべき問題である。したがって実問題が、諮問の仕方も増、減

ということは言わないで、あるべき抜本的な姿と重圧感、ひずみ、ゆがみ、こういうところから入つてくださると、こういうことを総理から諮問されておるわけでございまして、いわゆる仮にアバウトでも、頭の中でこれぐらひになりますという

ようなことは今度の中間報告で読み取ることとはできない。言つてみれば、まさに今後の「包括的税制改革の中で一体として」論議されるべきものであると思つております。

もう一つだけ簡単に読みますと、「今回のとりまとめは、負担の軽減、合理化に資する方策を中心に部分的に定性的な方向を示すにとどまるものである。」と、こういうことが書かれてあります。が、全くそういうふうな理解しております。

○村沢牧君 この報告を受けて大蔵省としてはどのような作業を進めてまいり、そしていつごろまでに報告に基づくような結論を出そうとされるのか。その際、予算の審議の際に申し合せをしたか。こういうものとの関連はどういうふうになりますか。

○国務大臣(竹下登君) 若干私見も入りますが、今度の報告でまさに「累進構造の緩和」、「配偶者に対する特別の控除」、「給与所得控除の性格の明確化と実額控除選択制度の導入」と、こういうふうな所得税で言えば三本だと思ひます。粗っぽくまとめますならば。したがって、そういうことに

対して恐らく税調から刻みの分類とかそういうことをいろいろな資料として作業が当然命ぜられると思つております。そういう資料はあらゆる角度からの分析をしたものを税調に御報告を申し上げていくと、こういうことにならうかと思ひます。

それから、党の幹事長・書記長さんとの話し合ひの問題でございますが、これは私見と申しましたのはあえてその部分でございまして、年末までにと、こういうことをおっしゃいましたのは、恐らく税制調査会の進みぐあいを横目で見たらその意見も反映するような形で進めていくということではなからうか。したがって、これに

対しては、大蔵省にはこうしたものを出せとかいろいろな御指示がございしますので、それに忠実に御協力をすべき課題だと思ひます。

○村沢牧君 減税は当然やるべきであります。その場合、国税はもとよりのこととして、地方の税収入がより落ち込むであらうということは予想されます。国税と地方税の配分についてどう考えるのか。また、補助金カットに加えて地方税収入の落ち込みに対する一般財源の補てん等についてはどう考えますか。

○国務大臣(竹下登君) 原則的には、いつも申し上げますように、各年度の地方財政収支見通しに基づき所要の地方財政対策を講じて、絶対に地方行政の運営に支障は来さないように措置をいたしますというのがこれは原則で、今度の税調でこれらがどういふふうな方向へ地方税の審議が進められていくかというのは、ちよつと私もまだ定かな方向を察知していません。

○村沢牧君 税調の審議がそこまで進んでおらないとしても、一般財源による補てん、地方税収入の確保は地方財政運営上一体のものとして手当てをしなければならぬ。そうしなければ安定的な地方財政の確立にならないというふうな思ひますので、この税制改革に關連をして地方財政の確立のためにひとつ一層努力すべきだと思ひます。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) まさにゆがみ、ひずみ、重圧感、そのところから御審議いただいて、国民の皆様方に議論の素材を提供しようという形であえて公表したと、こういうふうに着かれてあるわけでありまして、国税、地方税の基本的あり方についてというものは、これは税調で、諮問あるなにかかわらず、いつでもこれは基本に置かれておる考え方でございまして、それらは当然のこととして国会の問答等も正確に報告し、厳密な議論が行われるであろうというふうに私も期待をいたしております。

○村沢牧君 総理、減税は我々も期待をするところでありまして。政府税調の中間報告が出されて大蔵省は作業を進めていくというふうに思いますが、けれども、その財源をどうするのか。やはりこの財源が同時に示されなければ国民は納得するものではないというふうに思いますが、減税をするものならば、その必要な財源対策をどのように考えますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) ともかく国民の皆様方あるいは野党の皆様方からも、シャープ税制以来長い間、ゆがみ、ひずみ、不合理性あるいは重税感、そういうようなことは訴えられておりまして、まずそれを直す、直すにはどうしたらいいか、どこが中心部でメスを入れるべきか、そういうような考えで諮問がまず行われ、大体的な報告が出ました。特に所得税等におきましては地方税を含めて六〇%台、それから地方税を含む法人課税が五〇%台という一応の基準が明示されてきたという点は今までにないことであるだろうと思えます。これは我々としても大いに検討していくべき問題であると思っております。そして、今度はこれで国民の皆さんに大いに議論していただく。これがどうあるべきかという点について、やはり新聞も大きく取り上げましたし、それから新聞の論説がみな出てきております。そういう意味において国民の議論が今起こりつつある、非常に歓迎すべきことです。

税の問題というものは国民の一番関心と呼んでおる問題であり、また国会が最も大きな対象として議論すべき問題でもあるから、国民を中心にこれが動いていくというところは望ましいので、そういうやり方をやったわけでありまして。次に税調におきまして財源等についても今度は御議論を願って、そして秋には包括的の一体として案をまとめていきたいと、そういうスケジュールで進んで、これからの税調の議論を見ていきたいと考えております。

○村沢牧君 税調の中間報告が出されたといっても、また議論をしてもいいといっても、一体幾ら減税になるのかこれは全然わからない。議論のしやうがないわけですね。大蔵省の作業だつて進んでいない。これは国民に議論せよといったってわからないですよ。現実これだけの人がこれだけ減税になりますということがあるれば議論の対象にならない。

そこで、総理はかねがね言っておりまして、今も答弁があらまされたように、まず減税の方法を出す、それから秋にはその財源を出してもらうということでありまして、減税の作業も進んでいまして、財源と減税と一緒にしたらどうですか。その方がわかりやすい。そうすべきだと思いますが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) まず一番不平不満の多い、国民がさわってほしいところにあるのが政治の順序だろうと、そう考えたわけでありまして。

○村沢牧君 政治の順序ではあるけれども、わからないですね。総理、わかりませんか。何かやって幾ら税金になりますか、中堅サラリーマンはこれだけ減税になりますよということが全然わからないじゃないですか。議論のしようがない。大蔵大臣、わかりませんか。

○国務大臣(竹下登君) これは、きのう中間報告が出まして、まさに言われているとおり、「中間報告を対外的に公表することとし、これを契機に、税制改革についての国民の理解と関心が一層高まり、各方面で活発な議論が展開されることを

期待するものであります。」と、こう税制調査会会長の談話が出ておりますが、ゆうべのテレビ、それからけさのテレビから、八百万をどうして、税率をどう割った場合はどうなる、あれは大変な議論が行われて、こっちがついていくのが大変だぞというぐらゐな気持ちで本当は私自身テレビを拝見しておいて感じたわけでございます。

それから、今数字が出ておりますのは、それこそ今も総理から答弁がございました、累進構造の中における税率の簡素化を図るため、所得税と個人住民税を合計した最高税率の六割台ということと、刻みを大幅に削減するというのが出ておるわけでありまして。それから、法人税については五割を下回ることとなるよう検討していくのが適当であろう、それが出ているわけです。したがって、それに対していろんな数値を前提とした、テレビを見ておった関係でございすけれども、いろんな博士さんが出られて議論されておりますから、これはやっぱり税調会長さんの意図しておられたように、一億総税理士みたいな感じにならないかというぐらゐな気持ちでございまして、たので、これが契機で、国民のいわゆる本当の国民次元に議論がおりていくではないか。最終的には総合的なものを含めて秋に答申をもらって、その後が政策選択、こういう順序ではなからうかと思っております。

○村沢牧君 各機関や報道関係がそこで自分で分析して出すのじゃなくて、大蔵省は自分でやったりですか。その方が一番国民にわかりやすい、信頼するんですよ。

その作業がいつごろになるか知りませんが、でも、この年の暮れになるんじゃないことじゃ、幾ら減税やりますよといったってびんとこないんですよ。どうですか、いつまでにやるんですか。

○国務大臣(竹下登君) 政策選択は、それは最終的な決定は予算編成の際にいたしまして、法案提出しなすなやなぬわけですが、どうした前提を置いたらどうなるという作業は、それは国民が信用するということをおっしゃっていた大蔵省

でございすから、一生懸命いろんなことを前提に置いた作業はしておると思っております。これから税調で審議されるに当たって、もちろんそのような正確な資料は提出していかなくやならぬと思っておりますのでございす。

○村沢牧君 総理、そんな状態では、選挙も近づいてくるようだけれども、その選挙に向けて政府はこれだけ減税しますよなんということは言えませんが。これはわからないですね。選挙に向けて減税の公約はしませんね、自民党として。

○国務大臣(竹下登君) やっぱ政府が定量的なものを示して選挙に備える性格のものではございせんが、各党ともそれはいろいろお出しになるのじゃなからうかと思っております。

○村沢牧君 総理、どうでしょうか、自民党の公約として、あの税調の中間報告を見て、これだけやりますよというようにこれはこれはいいかいですよ。どうですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 政府税調があいいうのを示しまして、党税調も同じように並行して検討してきて意見の表明もございました。いづれ政調会全体で審議していただく、選挙の公約というのは政調会で審議した結果出てくるもので、おたくの政党と同じ手続を経てやるものであります。

○村沢牧君 その程度のことだったら余り公約しない方がいいですね、中身わかりませんから。時間がないから次に進みましょう。

それから、この補助金特別法案が本委員会へ付託をされて以来、各委員が熱心に質問を展開してまいったわけでありまして、政府のあいまいな答弁のために幾つかの問題点を残しているわけですね。私は、確認の意味で何点が質問いたしますので、明快な答弁をひとつしてもらいたいというふうに思っています。

まず、政府の法案提出の時期がおくれるために予算と法律の乖離が生じ、国会、特に参議院の法案審議に制約を受けている。とともに、地方団体に多大の迷惑をかけておるわけです。昨年もこの

ことが大きな問題となり、本院特別委員長見解や附帯決議をもって、かかることのないように政府に強く要請をいたしておるところであります。

私も先日の総括質問で質問しましたけれども、しかし政府はこれと同じことを繰り返している。本委員会でも強く批判をされているところでありました。したがって、今後はかかることは絶対に許されません。そのためには法律案の作成、国会提出時期等に特段の留意をすべきであります。総理の前向きな答弁を求めます。

○国務大臣(竹下登君) 正確に答えますと、今回の措置の場合は補助金検討会十二回、そして十二月二十日の検討会の報告、それを最大限尊重するというところで、いわばまさに十二月予算編成ぎりぎりまで結論が出たわけでありました。したがって、昨年委員長見解等で示されております本委員会の見解につきましては、可能な限りの努力は行ったものの、その趣旨が十全に生かし得たとは私どもも思っておりません。せめて、私ども申しましたのは、予算案と同日に提出したということがぎりぎりの努力でありました。今後とも国会で十分かつ速やかな御審議をいただき、法律に基づいて予算の執行を適切かつ速やかに行うために、法案の早期提出についてできる限りの努力を払っていく所存でございます。

○村沢牧君 次は、一括法案についてであります。国の制度、施策の根幹にかかわるような法律改正を今回のように四十九をも一括して提案することとは、これまで国会審議を冒瀆するものであります。このことについても、昨年の本院特別委員長の見解として政府に要請をしておる。その際、総理も国会の意思を体して検討しますと、こういう答弁をされておるわけです。今後このようなことはしないようにすべきである、これもまた特段の配慮をしなければならぬが、どうなんですか。

○国務大臣(竹下登君) これも委員長見解から、一括法とすることの問題点等々の御指摘があったわけでありまして、それが、その委員長見解に

基づいて慎重に検討しましたが、今回の問題につきましては、最近における財政状況と累次の臨調答申等の趣旨を踏まえて行われる財政上の措置であること、二、国の補助金負担金等について行われる措置であること、三、財政資金の効率的利用を図るために行われる措置であり財政収支の改善に資するものであることという、これをいわゆる共通の性格として私どもが位置づけたわけでありました。したがって、その趣旨、目的は一つであり、一体をなしていることから、一本の法律として提案することが適当であると最終的に判断するに至ったわけでありました。また一方、全体として総覧していただくことによって、その立法趣旨に基づいてとられる措置を総合的に把握することが可能になるものという考えも持ったわけでありました。

今後におきましても、法案の策定に当たりましては、法案の趣旨、目的に沿って十分検討の上、委員長見解が存在し続けておることも踏まえて、適切に対処してまいりたいと、このように考えております。

○村沢牧君 大蔵大臣、補助金カットという同じような性質だから一括提案したと言いますけれども、大臣御承知のように、我が党のこの委員会における質問は、それぞれ文教なら文教、地行なら地行、社労なら社労、専門家を立てて一つ一つの問題について質問したんです。なるほど補助金をカットするということについては同じかもしれないけれども、中身は違うのです。ですから、これらを一緒にして提出することは間違っている。それから、全体として一覽してものうのに都合いいというけれども、そんなのは大蔵省が一覽表をつくらばいいことだ。法律の方が難しくてわかりにくい。ですから、今後はこんなことは絶対あっちゃいけない。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 委員長見解並びに村沢理事の御指摘は今後とも十分配慮して対応する課題である、こういうふうに考えております。

○村沢牧君 課題であることは承知していただきますか

ら、ぜひもう一回答弁してください。

○国務大臣(竹下登君) 大変重大な課題であると思っております。

○村沢牧君 去る二十一日の総括質問で、私の質問に対して政府から満足な答弁が得られなかったために理事会で預かりになった問題について、改めて答弁してください。

○国務大臣(小沢一郎君) 去る四月二十一日の本委員会における村沢委員の御質問に対して補足説明いたします。

六十一年度の地方財政は、補助率の引き下げを行う前では、臨時財政特別法の元利償還金を地方財政計画の歳出に計上した上で収支均衡することとなり、このため、六十一年度における補助率の引き下げに伴う地方財政への影響について別途所要の地方財政対策を講じ、地方財政の運営に支障が生じないよう措置することとしたところであります。

このような状況を踏まえ、六十一年度にお約束しました六十一年度において交付税に加算すべき臨時財政特別法の元利償還金の二分の一相当額については、中期的な地方財政の健全化を考慮し、六十一年度以降精算すべき交付税に加算することとし、交付税の一部改正法において御審議をお願いしているところであります。

昨年の法案審議におきまして、臨時財政特別法の元利償還金の二分の一相当額については、六十一年度以降交付税に加算する旨の御答弁を申し上げたのは事実であり、その点につきましては変更について何とぞ御了解を賜りたいと存じます。

今後とも、地方財政対策につきましては万全を期してまいります。

○村沢牧君 ただいまの答弁は自治、大蔵の統一見解であろうというふうに思いますが、六十一年度にお約束した方針の変更については何とか御了解を賜りたいと存じます。このことではありますが、国会答弁に相反する行為をとったこと、また、六十一年度から交付税に加算すべきものをすべて六十一年度から先送りしたことについて、何とも了解する

ることのできないことを改めて申し上げておきます。

国会で答弁をしたこと、国民に約束したことについて、これを変更する場合には事前に話があるとか、百歩譲っても、議員の追及によってそのような統一見解を出すのではなくて、この委員会の審議に先立って釈明があつてしかるべきだ。こうしたこともなく、別途交付税法の改正案として提出していることは許せない。今後は再びこのようなことをしてはならない。自治大臣、大蔵大臣の見解を改めて求めます。

○国務大臣(小沢一郎君) 国会で答弁いたしました事項につきましては、誠実にこれを履行しなければならぬ義務があるものでございます。したがって、先生御指摘の意を踏まえまして、今後十分そういう姿勢で対処してまいりたいと考えております。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘を受けました後、私どもも検討をいたしました。結果として先ほど自治大臣が統一見解を申し述べたとおりでございますが、よしんば中期的な地方財政の健全化を考えた一つの手法であったとしても、国会で答弁をしたことの手法を変えるわけではございません。少なくとも当該委員会の冒頭とかあるいはそれ以前に事前了解とか、そういう手段はとるべきものであったと私も反省をいたしております。

○村沢牧君 昨年の臨時特別法は六十一年度限りというものであったので、六十一年度以降交付税に加算するという答弁は当然の答弁であつたと考えます。したがって、昨年の答弁が極めて常識的な答弁であつた。そうだとするならば、それと同じように、本法改正案による財政措置は、理論的に言えば六十一年度から行うのがこれまた当然だと考えますが、どうですか、自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) この点につきましては、六十一年度といたしましたことについては、いわゆる特会の元金の償還等も始まるわけでございます。そういう意味におきまして、地方財政の中期的な健全化を図る上にはそのようなした方

がよろしいであろう、そういうような観点も踏まえましてそのような措置にしたわけであります。

○村沢牧君 大蔵大臣、交付税特会の償還が始まるからこういう措置をとったというのであります。私はそれだけでは不十分だと思う。大蔵省と自治省と協議してこういう措置をとったのでありますから、これはやはり政府の財政再建との関連もあつたと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 財政再建の期間というものを私も絶えず念頭に置いておることは、これは否定すべきことではございませんが、中期的な地方財政の健全化を考へていった場合に、十六年から、どうせという言葉はちよつとおかしいんですが、交付税特会の借入金償還が始まるわけですから、それに平仄を合わせて差し支えないとでも申しましようか、そういう考へ方に立つたわけでありまして、それにしても事前に了解を得るべき課題であつたということは、逃げも隠れもいたしません。

○村沢牧君 そこで、十六年度約束をしても、政府の公約とする六十五年度特例公債償却、これが軌道に乗らなくてもこの約束どおり十六年度からこの措置をとりますか。

○国務大臣(小沢一郎君) この点につきましましては、この約束に基づきまして法律改正を行うこととしておるところでありまして、したがつて国の財政状況のいかんにかかわらず、法律の定めるところによりまして地方交付税総額に加算されるものと確信しております。

○村沢牧君 大蔵大臣、六十五年度になつても、一生懸命やつてみたけれども赤字公債から償却できなかつた、したがつて今十六年度ということにしておるけれども、十六年度になればもつとこれを延長して先送りをしていく、そんなことは絶対にありませんね。財政再建に関係なく、このことは実行していくのですか。

○国務大臣(竹下登君) 厳密に言いますれば、「暫定的に、昭和十六年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、その

取り扱ひについては、「暫定期間終了後、両省間で調整するものとする」と、こうなつております、この読み方は、しかし、適切に対処してまいるといふことは、やつぱりそのとおりで、今自治大臣からお答えの趣旨のとおりでありますというふうにお答えすべきであると思ひます。

○村沢牧君 今の大蔵大臣の答弁は私理解できませんが、事務当局、答えてください。

○政府委員(保田博君) ちよつと大臣、質問の意味をお取り違へになつたかと思ひますが、御質問の点は、少なくとも交付税法の規定が厳然として存在するわけでございまして、大蔵省とすればその法律の規定を遵守すべき立場にあると思ひます。

○村沢牧君 大臣、私がお聞きしたのは今自治相が答弁したことであつて、あのとおりでありまして、十六年度になつても財政再建がうまくいかない、だから十六年というのを約束したけれども、また先送りすることは絶対ないのかどうかという事です。

○国務大臣(竹下登君) 今、自治大臣並びに保田次長からお答えしたとおりであります。私は一ページ先を読んでもりました。

○村沢牧君 次長が答へたとおりであると言ひましたけれども、次長はまだ肝心なところは答へてない。だから、十六年度以降になつても先送りすることはありませんか。

○政府委員(保田博君) お尋ねの点につきまして、十六年度以降の交付税の精算ということを決めましたその十六年というものは、当然、国の一応の財政再建といひますか、特例公債依存体質から脱却する時期が六十五年度であるという前提に立つたものであることは間違ひないわけでございます。少なくとも現在の法律では十六年度以降それを精算するということになつておりますから、それを可能ならしめるべく財政改革に全力を尽くす、そういうつもりであります。

○村沢牧君 その点が自治大臣の希望と大蔵省の見解とは違ふわけです。六十五年度赤字公債償却

のために努力して、そこで赤字公債、特例公債から脱却できれば十六年から措置ができるかもしれない。できなくてもやるかどうかということ聞いていますので、大臣、法律をこしらへるのだから、六十五年度赤字公債償却はできなかったから、それは言つたけれども、また十六年と言つたけれども、もう少し先へ送つてくだされといふような法律改正はしません。

○国務大臣(竹下登君) 論理的に六十五年の旗をおろさないで今日来ております。したがつて、現在のところ、その掲げた旗をおろさざるを得ないやうになつてはならぬといふことで努力しております。わけでございますから、今仮に、もしそれができなかった場合はといふことを、やつぱりできなかつた場合のお答えをすることは現時点ではお許しをいただきたいと思います。

○村沢牧君 そんなことを言つたつて、財政措置によつて、地方交付税の改正のまた法律が出てくるのです。十六年から払いますとなつていくでしょう。それを今大蔵大臣の答弁じゃ、危なくでこんなもの、どつちみちそんなの私も反対ですけれども、認められないじゃないですか、そんな十六年と言つたつてわからないということになります。

○国務大臣(竹下登君) 反対であつても別に御質問なさるの結構なことではございますから、それこそ今の村沢さんの御趣旨を体して対応してまいります。

○村沢牧君 自治大臣、この問題どれほど大蔵省と詰めておるのですか。あなたは期待してゐるだけですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど御答弁いたしましたように、また主計局長からも答弁がありまして、次長さんは頭のいい方ですからいろいろ豊かな表現をいたしておりますけれども、簡単に言えば私が先ほど申し上げたとおり、法律改正を行ふわけでありまして、その法律に基づいて当然履行されるものと、そのように思つております。

○村沢牧君 こんなのは危ない問題ですね。危ないことだ。これもまた別途法律の審議もありますから、そこへ譲りましよう。

そこで、先ほど同僚委員から質問しておつたことについて、時間がありませんから簡単に申し上げますが、本年度の補助率カットについては、たばこ消費税の引き上げで完全に面倒を見たところ政府は言つていますが、経常経費のうち地方債で処理した分が三千七百億円、この中で交付団体分は二千八百三十億円あるが、このうち四百億円は十六年度以降の交付税に加算することとしており、残り二千四百四十億円については暫定となつていますが、これは四百億円も十六年度以降交付税に加算するとなれば、二千四百四十億にたつて同じやうに考えればいいが、どうなんですか。

○政府委員(持永亮民君) 御指摘の二千四百四十億円でございますけれども、これは六十一年度の国庫補助負担率が三年間の暫定であるということにかんがみまして、暫定的に十六年度以降に計算をしようといふことにいたしましたわけでございます。確定したといふところまでは申し上げかねるわけでございます。そういうことで、暫定期間が終つた後に自治省、大蔵省、両省でさらに検討をし調整をしていくということでございます。

○村沢牧君 ですから、全部地方債で面倒を見たと言つてはいただけません、今言つた数字は暫定期間が終わつた後にまた自治省と大蔵省で協議をして決めるということですね。これまた財政再建と関連してくるというふうに思ひますが、財政再建がうまくいかないと十六年度以降交付税に加算しないといふこともあり得るのではないかと。そんなこと絶対にありませんか、大蔵省。

○政府委員(保田博君) ただいま国会で御審議をいたしております法律が成立をいたしましたから、我々は議案にこれを実行したいと思つております。

○村沢牧君 成立したら、財政再建とは関連なく、今言つた二千四百四十億は十六年度以降、先ほど申しました四百億円と同じやうに加算す

るものと、そのように思つております。

る。いいですか。

○政府委員(保田博君) 先ほど御答弁申し上げましたことと全く同じでございます。

○村沢牧君 ですから、先ほどの六十六年度と同じことですね、六十六年度以降先送りしたいのですから、補助金カットで地方に迷惑をかけない、国会がうるさいからかけてはいけなと言つて、また地方団体の反対運動を何とか抑えなければならぬから、建前は国が返しておこう、そして六十六年度時点でもできなくなった、自治省、大蔵省で協議したけれどもできなかった、そのときはそのときのことだ、こんな程度のことじやありませんか。

○政府委員(保田博君) いずれにいたしまして、毎年度の予算編成のときに、地方財政計画を策定する際、地方公共団体のあらゆる財政需要とそれから財源を洗い直しまして必要な財政需要はこれを賄うような財源措置を講ずる、これは間違いないことでございます。その際に、交付税につきましては現在はいわゆる所得税、法人税、酒税の三二を基本といたしておるわけでございまして、地方財政全体として足らざる部分があるものとすれば、先ほど来御答弁申し上げておりますような交付税の加算と起債ということによって万全の財政措置を講ずる、そういうつもりでござい

ます。

○村沢牧君 今申し上げた数字を暫定として、大蔵、自治両大臣で話し合つた。自治大臣、そのときは私が今指摘をしたようなこと、必ず大蔵省は交付税に算定をする、そういう約束はできていますか。その時点になって協議しようということじゃありませんか。

○國務大臣(小沢一郎君) 二千四百四十億の点につきましては当面、六十六年度以降加算するということになっておるわけでございます。したがいまして、そのときのいわゆる地方財政の全体の状況等も見なければわかりませんけれども、私どもといたしましては、今後とも地方財政が大変厳しく、その時点においても窮乏になつてい

うような状況下でこの二千四百四十億を加算する措置が必要である、そのように判断される場合には、何としても今回の約束のとおり加算していただきたい、そのように考えておりますが、いずれその時点の全般の状況を判断しながら協議をいたすこととなつておるわけであります。

○村沢牧君 それもおかしいじやないですか、その時点になって地方財政が厳しければ二千四百四十億をぜひ加算してもらいたいなんて、二千四百四十億は加算しますということとてこの時の財政措置を講じたということなんですよ。自治大臣、昨年と同じようなものが一千億あった。ことしはその二倍以上になつておるわけですね。政府が完全に戻すことを約束し、かつそのことを完全に実行しなかつたならば、国の赤字を地方に肩がわりをさせる、それ以外の何物でもないじやないですか。もうちょっとあなたも自治大臣としてしっかりとしてもらわなければ、今言つた答弁では納得できませんね。今約束したけれども、その時点になつて地方財政が苦しかったら大蔵省にひとつ話をして何とかということでは約束が違ふじやないですか、趣旨が。

○國務大臣(小沢一郎君) 私が申し上げましたのは、当面の、今回の約束といたしましては二千四百四十億を加算するということになつておるわけでございまして、いろいろな例えれば税制の抜本改正等もその間に行われるかもしれせんし、いずれにいたしまして、全般の状況を見ながら、今後その意味においては協議、調整の余地があるということであると思ひます。

○村沢牧君 それは今まで説明したこととは違ふし、そんなことを地方団体が聞いたら怒り出しますよ。いかげんなことじやないですか。その時点になつて地方財政が苦しかったら大蔵省と話をして少し何とかしようなんて、違ふよ、そんなのは、暫定にはしておるけれども、これは交付税に入れます、そのように私どもは解釈しておるし地方団体だって解釈してゐるんです。そうしな

きや、ことしの地方財政対策のつじつまが合わないじやないですか。そんないかげんな答弁だめだよ、自治大臣。

○政府委員(持永義民君) 先ほど申し上げましたように、この二千四百四十億分につきましては暫定的に加算するという、これは覚書にも書いてあるわけでございまして、確定はしていないということとてございまして、これにつきまして今後両省間で調整をするわけでございしますが、補助率の問題との絡みもございしますが、自治省といたしましては極力措置がされるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 どうもすつきりした答弁がいただけなくて、ですからこんなことで締結を終わつてしまつては私も大変だといふふうに思ひます。これは締めくくりにならない質問でありますから、また問題を残して終わるということになつてしまつて極めて残念であります。いずれかの機会にまた追及してまいります。

そこで大蔵大臣、ことしはたばこ消費税の引き上げで何とか切り抜けた、来年からは六十二年度財政対策をまつてその対応をするということであらうといふふうに思ひますけれども、そういう答弁を大蔵大臣はしていただけますが、その方向は、一般財源で見るべきもの、交付税の対象とすべきもの、建設地方債を活用するもの、来年以降もおおよそこの三点ではないかと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) おおよそ私もそう思ひます。

○村沢牧君 その場合において極力一般財源で補てんをし、地方財政運営に支障が生じないような万全の措置を講ずべきである。そして、その具体的な措置を予算編成ごとに明示すること。お約束いただけますか。

○國務大臣(竹下登君) ことしも恥を忍んでたばこをお願いしたのでございしますから、基本的に、やはり各年度の地方財政収支見通しに基づいて、いわゆる地財対策に対しては運営に支障を生ずるようなことは絶対してはいかぬと、これ

だけは私ども絶えず念頭に置いておるところであります。

○村沢牧君 ですから、六十二年度財政対策の中において、地方にことしみたいな、たばこ消費税を無理に値上げをして、こんなウルトラCみたいなことをやるのじやなくて、ちゃんと税制の中で考えていく、そういう措置をしていく、そのことが必要だと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) それは本筋そのとおりだと私も思ひます。

○村沢牧君 昨年は一年限りであるという約束で行つた補助金のカット、国会では一年限りの暫定措置とすることの附帯決議も行つています。また、地方団体も政府から一年限りであるという約束を取りつけている。今回、必ずしも皆さんは延長とは言わなくても、しかし三年間の継続というの、これも約束違反だ。三年のうちにまた見直しをやるようなことがあつてはならないし、あくまで三年間の臨時特別措置である。特例期間後はどうするのか、明確にしてください。

○國務大臣(竹下登君) たびたび申し上げましたが、確かに、私どもの側から言わしめてもらうならば、去年は、一年間かけて検討します、その間のアバウト一割一律一括法でございまして、よろしくお願ひします、こう申し上げて、したがつてそれに基づいて一年間議論をいたしまして、検討会の意見を尊重して閣僚会議で決めて閣議決定をしてもらつた。しかしながら、その検討会の意見の中にも両論併記があり、そしてまた補助金閣僚会議においてもどちらかにまとめることができなかった。したがつて、十分の八を十分の七という措置が一つ残つておるわけでありますが、それも確かに三年間の暫定にした一つの大きな要因であるといふふうに思つております。

そこで、三年後どうするか。この問題につきましては当然政府内部におきまして責任を持つて、今後のあり方につきましては六十四年度予算の際にはきちつとした結論を出さなかならぬといふふうに思つております。

○村沢牧君 この法案の審議に際して、政府は補助金問題検討会で検討してもらったとずっと言っているわけですが、なるほどそうでしょう。しかし私は、大蔵大臣、この検討会の検討の内容と事実と違ふと申し上げておきたいと思うんです。

当委員会は先ほど検討会の木下会長に参考人として来てもらって、ここで参考人の意見を徴しました。その際、木下会長は、この検討会は社会保障を中心にして国と地方の機能分担等についていろいろ話をしました、費用分担についてはこれを切り離して検討したわけではありませんが、また財源配分の検討等は関係閣僚会議から要請はされておりました、こういうことをおっしゃっているわけですね。だから、この検討会の検討の中身は、あなたが言うほどすべて満足したものでない、不十分である。これを盾にとって検討しました、検討しましたと、そういう理屈は成り立たない。大蔵大臣は検討会の本筋の検討内容を知っているんですか。ですから私は、議事録を出さないと言っている。あなたが今まで答弁したことを若干違ふんですよ。

○國務大臣(竹下登君) 確かに社会保障を中心にして御議論いただいたことは事実でございます。その際、事務事業の見直し、費用負担のあり方等を念頭に置いて議論をしていただいた。いわゆる公共事業関係費の補助金に対しては御議論はいただいて、中間では私も聞いておりますが、要は結局今日の経済情勢下における事業費の確保というやうなものが、一番やっぱり事業費の確保ありきと、こんな感じで我々閣僚も、そして各公共事業担当大臣との予算の折衝もそういう点で行ってきたということでございますが、検討会で社会保障以外は全く外に置かれておいたというものではございません。

○村沢牧君 ですから、私は総括質問のときにも申し上げましたけれども、国の補助金問題は費用分担のあり方とか国と地方の行政の領域のあり方等を第一義的に考えてやらなければ、ただ補助金カットだけが前面に出たのでは、これは地方財政

の運営その他にも大きな支障を来すし国のとるべき措置ではないということを申し上げたんですが、先ほど申しましたように、そこで検討会は本当に検討していないんです。

ですから、質問が最後の時期になって残念ですが、あなたが、また政府が検討会、検討会と、そういうことを言っていることは、私は賛成できない。そのことを申し上げておきましょう。

そこで、行革審においては一説によるとまたまた補助率の総合的な見直し検討がされ、三分の二、二分の一、三分の一の補助率を整理するというような案も検討されているというふうに聞いております。また、地方交付税の国税三税の三三%引き下げを検討している。国会で補助金法案を審議しているときに、行革審が早くもまた補助率の再検討を行っているということは極めて不謹慎であり国会軽視も甚だしい。どういふふうに思いますか。

大蔵、自治両大臣の覚書にもあるとおり、国と地方の財政関係は崩さない、そして補助率の再見直しは基本的部分、すなわち極端な零細なもの等を除いて行わないこと、補助対象の変更は行わないこと、ましてや交付税の引き下げなんてことは絶対やってはならないと思いますが、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる国と地方を通じる行財政改革を推進するために補助金等の整理合理化は今後も推進していくという、これはずっと続いておると思うのでございます。したがって、毎年毎年の予算編成に際して、補助事業の廃止とか縮小とか、あるいは同化定着したものや一般財源に移行するという大原則は絶えず考えておかなきゃならぬと思いますが、今回の法律をつくるに当たりましたら合意しましたのは、今御指摘なさいましたとおり、「暫定措置の期間内においては、国・地方間の財政関係を基本的に変更するやうな措置は講じない」、補助率に関して議論しましたときにはそういう申し合わせをいたしておるわけでありまして、ただ、一般論としての補助事業

の全体の問題というものは絶えず見ておかなければならぬ課題であろうというふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 交付税は。

○國務大臣(竹下登君) 交付税は、いつも申し上げましたように、これは本来的な財源配分のあり方でございますから、地方税、地方譲与税、そして機能分担から費用負担、すべて幅広いところから検討していかなければならない課題である。いつでも問題意識としてはそう思っております。方ということについて大転換でもあれば、税源配分が違えば別といたしまして、私は総合的に検討すべきもので、短絡的にこれだけをとらえて税率を引き下げるというふうなことは安易に對應すべきものではないというふうに思っております。

○村沢牧君 時間が参りましたので私の質問を終わりますが、先ほど何点か指摘をしたように、大蔵大臣、今日の法律改正なり地方財政対策について完全に措置をしたと言っているけれども、政府が明快に答弁できないものが幾つかある。こういう法律の出し方でもって、何とか地方財政は大丈夫だから安心してくださいというやうなやり方はいけない。極めて不十分でありますけれども、時間が参りましたので私の質問を終わりたいと思っております。

○中野明君 連日御多忙のところを日銀総裁に来ていただきまして非常に恐縮に存じておりますが、月曜日に私、円高の問題につきまして、戦後最高になったということで総裁と議論をしたんですが、あれからまだ一週間しかたっておりませんが、連日高値を更新してまいりまして、きのうの終り値は大体百七十円二十銭、一時よりやや戻した感じはありますが、百七十円ぎりぎりでありまして。この今週全体の為替の動向というものを日銀としてはどういふふうに分析しておられるのか、また今後どう対応していこうとされるのか、最初に伺いたい。

○参考人(登田智君) お答えを申し上げます。

おっしゃられましたように、先週末ごろから円相場はドルに対して一段と上昇して、二十二日以降百六十円台の相場もつけているわけでございます。これは円だけでなくて、ドイツマルクなど欧州通貨もドルに対して顕著に上昇を見ているわけでありまして、最近の為替相場の動きは円高というよりはむしろ全面的なドル安といった様相を呈している、そういうふうに見られるものであります。この背景は、大きくは原油価格の下落や米国の金利の低下にあると思うわけですが、ごく最近につきましては、先週発表されたアメリカの鉱工業生産などの経済指標が総じて足元の景気の弱さを示すものと受け取られたことや、それから海外におきまして一層の円高を求める趣旨のいろいろな発言があったと伝えられることなどが材料とされている、こういうふうに見られるものでございます。ただ、この急激な円高にはかなりいろいろな思惑筋の動きが絡んでいるように思われますので、一方においてはさすがに急速な円高に対する警戒感というのでも市場で見受けられる、こういうふうにも思われるのでございます。

私どももいたしましては、当面におきましては円相場がより安定した動きとなることが何よりも望ましい、こういうふうな考えをしております。今後とも相場、為替市場の動きを注意深く見守りつつ適切に対応していくことに努力するつもりでございます。

○中野明君 伝えられるところによりますと、日銀はしばしば介入をされたというやうなことで、この急激な円高を防止するための逆介入をやられたと私は思います。そこで、日銀としてはこれだけの急激な伸びですから当然米国の中央銀行への政策介入というものを要請したと私は思うんです。これはG5の約束でもあります。その諸外国の反応はどうか。

○参考人(登田智君) どうも為替市場の介入につきましては、為替市場に非常に影響を与える当事者というやうな立場でございますので一般論的な言い方しか申し上げられないのでその点はお許し

をいただきたいと思ひますが、一般論として申し上げれば、為替市場が乱高下するような状態にある場合に適時適切に行うものである。日本銀行がいたしましては米國を初め主要國の通貨当局と為替市場の動きにつきまして常に密接に連絡し、情報交換しつゝ適切に対応することにより努力をしてきてゐるところでございます。

ただ、介入に關しましては、介入の有無を含めいかなる場合にいかなる形で行つたかというような具体的なコメントは、冒頭申し上げましたような趣旨で私の口から申すことはお許しをいたしたい、かように存する次第でございます。

○中野明君 ヨーロッパの方へ何か密接な連絡をとつてゐるということしか申されないんですが、連絡をとつたその結果の向こうの反応はどうなんですか、わかりませんか。

○参考人(津田智君) 為替市場の動きを、それぞの市場の状況というのはお互いに連絡をとるわけでございますし、それに何らかの対応をするという場合にも対応するということも連絡をして対応する、こういうことをいたしてゐる次第でございます。各通貨当局の対応とかそういう連絡に対する姿勢等につきましては、これはお互いにその市場との關係も考慮しつゝ、それ以上申すことはお互いの通貨当局同士の信義の問題でもございまして、それは差し控えていただきたい、かように思ふ次第でございます。

○中野明君 総裁、日本が連日最高値を更新して、そして日銀も今当局者の立場としておっしゃいませんけれども、もう介入しておられることは明らかだと私は思ふんです。けれども、一國の介入だけではもうどうにもならない、こういうところへ来て、G5の合意というのはいくら見せてもらつておられますが、結論の十八では、協調介入をしてお互いに、前回は日本が、アメリカが困つておられて日本の円を高く誘導するということに協調介入をしたわけですが、今は日本は中小企業はもうぶつつぶれようかというふうな困つた状態になつてゐる、そのときにG5の諸外國が政策協調して

くれないうことになるとG5の精神に反するんじゃないか。逆にヨーロッパあるいはアメリカが日本の要請をもし受けないということになる、日本のレートはまだ低過ぎる、このように向うは判断してゐるんじゃないかと、こういうふうには思ひますが、総裁はどう考えますか。

○参考人(津田智君) お示しのように、昨年九月のニューヨークのG5で申し合はせを合意をしたわけでございますが、その内容は、主要國の為替相場が各國のファンダメンタルズを十分に反映するようにドル高の是正を進めていく、そのために有用な場合には緊密に協調すると、こういう合意を見たわけで、その方向で協調介入を行つてきたわけでございます。この合意の精神は、本年一月のロンドンのG5においても確認をされたところでございまして、現在におきましても、こうしたドル高修正という合意の精神に沿つて日本を含め各國とも対応してゐるわけでございます。

私もといたしましては、あくまでも為替相場がファンダメンタルズを十分に反映するように適切な対応に心がけてゐるところでありまして、この点は他のG5の國も同じ考え方にとつてゐると、こういうふうには承知をしてゐるものでございまして。

○中野明君 総裁、昨日も党首会談を次々おやりになつたようですが、どの党からもやはりこの円高の問題は今日日本にとりましては最大の問題でありまして、要請があつたんじゃないかと伝えられておりますし、またそのとおりでしょう。最近の円レートが急激過ぎるというこの判断、日米首脳会談でレーガン大統領に為替市場への介入をお話しになつたのかどうか、それについてレーガン大統領は何かお答えになつたのか、その辺はどうなんでしょう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昨年の九月二十二日のプラザアコードと言われるいわゆるG5以来の变化というものについてはやはりG5は成功であつた、そうしていわゆるドル高の是正というものは貿易關係の調整にも役立ってきた、そういう点においては認識は一致した、それから政策協調は今後も話し合つていく、その点においても一致した。しかし、介入するとかしないとかというそういう問題は日本銀行とか向こうのリザーブの關係がやることであつて、我々政治家がそういうことに入るということは慎んだ方がいいと、そういう考えでおつた。しかし、私は最近のこの円の高上りというものはちよつとひど過ぎると自分

は思つてゐる、日本の國內においても中小企業やそのほか近ごろ大企業でも非常に困難なものが出てきつた。そういう意味において我々の方の認識としては余り急過ぎる、乱高下の氣配がある、そういう認識を申し述べておきました。

○中野明君 ところが、先ほど日銀総裁もお答えになつておるうちに、米高官の円高ありですとか、そういう発言もやつぱり円の上昇の引き金になつてゐるということも否めないわけなんです。ですから、せつぱくアメリカにお行きになつてレーガン大統領とお会いになつてゐる、その後から後から、かえつて円高をおおられて押しつけられてゐるんじゃないか、そういうふうな氣がしてならぬのですけれども、総裁はそう思ひませんか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 我々政治家は一般的政策問題について話し合つておるので、個別的に専門家がどう言つたかというふうなことは余り我々がコメントすることは適當でない、そう思つておりますが、しかし最近のこういう世界通貨に対するドルの急落という問題については、世界的にも関心も呼んでゐるしアメリカ内部においても心配してゐる人もなきにしもあらずだろうと私は思つております。

○中野明君 大蔵大臣、G5ですから、もうこれまで日本が困つてきたら、やはり協調介入の時期じゃないかと私は思ひますが、その辺は大蔵大臣はどうでしょう。

○國務大臣(竹下登君) これは日銀総裁からお答えになりましたとおり、我々は、G5の原則は今でもこれは生きておるわけでございますから、

したがいまして絶えず緊密な連絡をとつて対応すべき問題である。

この問題は、これは中野先生、やりますとか、やりませんとか、どういふときですとか、あすですとか、あさつてですとか、きのうでしたとか、こればかりは、特に今総理からのお話がありまして、非常にドルの全面安を心配しておる向きがありますので、ちよつとした発言が引き金になつて世界じゅうの通貨の混乱という表現が適切か、いろいろの思惑等を生じたりやしませんので、中野さんのおっしゃる意味は私もよく理解をいたしておるということでお答えにさせていただきます。

○中野明君 百七十円台にちよつと戻したように見えますけれども、ニューヨーク市場、ロンドン市場の終り値、本日の日本時間に直した終り値で見ますとやつぱり百六十七円、百六十八円と、こういうことです。ですから当然来週も再び百六十円台に突入するのは必至だろう、こう見ておりますが、一般に百八十円が日本の企業のぎりぎりの採算レートというふうに言ひ人が多いんですが、既にもうそれよりも十円上回つております。各地から悲鳴が聞こえてくる感じがします。ですから、もう円がとめどもなく上昇する危険、心配というものが中小企業の不安を一層増幅させることになりまして。

ですから、日本としては円のもう天井だという感じを持つべきじゃないかと、こう思ふんですが、通貨当局としてはなかなかこれは総裁も言えないことでしょう。レーガン大統領は円は完全に修正されてないというふうなそういう表現をなさつてゐるんですね。ですから、総理も方針というものを、定量的に数字で言えというそんなむちやなことを私思つてゐるわけじゃないんですが、レーガンさんもそういうことを言つてゐるわけですから、ともかく経済全体から見て判断されて現状の円が適當なのかどうか、そういう発言とか、レーガンさんがそういうことを言つてゐるわけですから、やはりそういうことを発言される必

第二十六部 補助金等に関する特別委員会會議録第八号 昭和六十一年四月二十六日【参議院】

要はあるのじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政治家が、特に財政金融にも関係している政治家が、具体的な問題について具体的な発言をするということは適切でない、これは両国とも同じです。

しかし、アメリカ側の事情を見ますと、いわゆるオムニバス法案と言われる保護主義法案が委員会を通過して本会議を待つておる。それで、秋のやはり選挙を控えて民主党、共和党の内部おのおのの中においてこの法案をどうするかということ。ある場合には、今予算あるいは税制関係で血道を上げていますけれども、ある瞬間にさつとこれが出てくる危険性が十分ある。もしそういうことで課徴金なんかまたつけさせられたりすると、かえてこれは世界経済は停滞して悪影響を及ぼす。アメリカはそういう点で、議会が保護主義的傾向にいくのに対して極力警戒して、ホワイトハウスや行政当局はそういう介入とか統制主義的の方角を排除して自由主義を守ろうとしておる。そういう意味において、介入の問題についてもそういうような基本的立場を今の状態では持つておるんです。基本的認識はそういうものだろう。議会を恐れておると、そういうことが政治的に我々は観察されると思つております。

しかし、我が方の立場からしますと、これは円は急上昇し過ぎる、ドルはまた急落し過ぎてゐる、そういう認識を持って、そして、これはいわゆる乱高下に入るのではないか、為替に関する投機筋が相当動いてきているのではないかと、そう見ておつて、これが適正であるとは思つてゐない。その適正であると思つてゐないことを日銀や何かがどうするかということは専門家がやることでありますが、私の認識はそういうことであり、と、そう思つておるわけです。

○中野明君 これは本題でないのです、こればかりやっておると時間がなくなりますので、最後に。

もうここまで参りますと、これは東京サミットを目前にしておりますが、サミットではやはりこれ

は大きな議題となる。私は、してもらわなけりやならぬと思うんです。そして、サミットでいわゆる協調介入の理解を求めるといというのが総理にとつての一つの大きな仕事じゃないかと、こう思うんですが、いかがでしょう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 國際通貨關係の安定という点は、みんなやはり願つておるところであり認識も似ている。今までのサミットでもそういう話をしてまいりました。それと同時に、政策調整の必要性という点も一致していると私は思うんです。そういう意味において、この安定性とそれから政策調整の必要性というものをさらに強調していきたい、そう考えております。

○中野明君 日銀総裁、どうもありがとうございます。

それでは法案の問題に移りたいと思いますが、中曽根内閣は何か少し、私たちの感じではすべて先手先手と打っているように見ておるわけですから、けれども、どうも国内的な問題につきまして、特に法案の提出とかそういう手続の問題については後手後手に回っているんじゃないかという気がしてならぬのですが、結局、民主政治というのは、総理もう百も御承知のように、手続の政治とも言われておりますが、重要な手続が間に合わない。そのために無理が出てきて、結果として去年

に引き続いて同じような苦しみを政府も、そしてまた議会もやっているわけです。これがこの法案の一番の私たち悩んでございまして、国会の審議権まで制約をするような法案の提出の方法というのは、先ほど同僚委員から追及ありましたのでこれ以上言いませんけれども、きょうも連休前の土曜日です。もうこれだけ大勢の人、ここに出ている人だけじゃない、この裏に大変皆さんに御迷惑をかけているわけです。もう本当に気の毒なことだと私は思います。総理もその点はおわかりだと思えます。

ことも入っているでしょう。しかしながら、今日の政治状況を考えたらどうしても何とかしなきゃならぬと、反対ですけれども。そういう参議院の良識と国会の権威を守ろうというはざまで物すごく悩むんですよ。こういうやり方というのはもう改めてもらいたいなと。いつも参議院へ全部しわ寄せがくる、去年に続いて。少しは工夫されています。それは認めます。去年よりは一步も二歩も前進して工夫はされているけれども、苦しみは同じなんです。与野党とも本当にこのことについて、今申し上げたように苦しいぎりぎりの選択を迫られて、きょうここへ来てしまったわけです。ですから、こういうやり方というのは今後もう

余りとられるべきじゃないと、このように思うんですが、総理、御感想を聞かせてください。

○國務大臣（中曾根康弘君） まことに恐縮に存じております。それで連休前の土曜日まで御審議を煩わしておりますで、本当に申しわけないような気がいたしております。一歩ずつ改革してまいりたいと思っております。

○中野明君　ぜひお互いに、我々の方も知恵を出しますが、両方が知恵を出して工夫をせぬとたまらぬです、これは。

それで、予算編成の手続の問題で先日大蔵大臣とちよつと議論をしたんですが、きょうは総理にお尋ねをするんですが、先ほどもお話が出ておりました補助金問題検討会、この報告が出たのが十二月二十日ですね。そして明くる日には補助金問題関係閣僚会議で、もう全面的にこれを受け入れてやりますと、こういうことです。そして、もう二十三日には予算編成方針が決まって内示が出ているんです。ですから、これは手続の後追いになっているような気がするんですね。自治大臣も厚生大臣もそのときおられなかったものですが、ぱつとかわっているからもう言いようがないんです。大蔵大臣が一人残っているだけなんです。ですから、本当に補助金問題検討会の報告書を真剣に検討する時間があつたと思えぬのです。大蔵大臣は何回も大蔵大臣を続けてやっておられ

ますから頭に入っているんでしょうけれども、本
当にこういうやり方、しかも総理のいわゆる諮問
機関である地方制度調査会というのはこれははっ
きり法律に基づいております。ところが補助金問
題検討会というのは、今はやりと言えば言葉が強
いですが、あなたのお好きなの言うのです
か、どう言ったらいいんでしょうか、これがやっ
ぱりいつも議論になるんですが、私的懇談会で
す。そしてけさほども来ていただいたんですけれ
ども、はっきりそうおっしゃっています、権限も
何もありません。それはそのとおりでと思いま
す。

そういうことを考えますと、地方制度調査会の

答申は十一月二十七日に出ているんです。この補助金の問題についての内容を私見てみますと、検討会の報告よりもよほど豊かで合理的で納得ができることが多いんです、地方の側にとっても我々国会から見ても。ところが、それがもう先月、前の月に出ている、一カ月ほど前に出ているのに、一番後の補助金問題検討会の報告が出てくるのを待ってあって、それが出てきたら、はいと言って全面的にこれを予算に活用しましたと言うけれども、活用する間がないから結局後追い、この検討会はいわゆる追認の役目を果たしただけじゃないか、こういうふうにしか私にはとれないんですよ。

ですから、せっかく同じことを議論するのでしたら、総理の諮問機関である、あなた自身が任命をされた法律に基づいた諮問機関の専門家が集まって長い歴史を持ってやっているところの方が一カ月も前に出ているのに、それには目もくれないで補助金問題検討会の結論を用いるというこのやり方は、私はやはり私的諮問機関に対する批判の一つになっている、こう思うんです。ですから、こういうやり方を改めて、こんなの二重でしょう、あるんですから。それをぜひ改めてもらいたいなと、こういうふうに思いますが、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 中野さんのおっしゃる意

味はわかりますが、いわば地方制度調査会の方は地財側から見た意見が出て、また財政制度審議会というところになりますと財政中心の意見が聞かれます。したがって、今度の場合はいわゆる補助金問題関係審議会というもので決めます。しかし、会議は必ずしもみんな専門家が来るわけじゃないからというので、参考させていただくために検討会をつくって、検討会十二回、その都度聞かされておきます。大体の問題点を。そこでまとめてもらったのを翌日の閣僚会議で決めて、そして閣議了解をいただいたということになります。から、ある意味においては行政の権限で決めていくというのも行政の一つのあり方ではなからうかというふうに思っています。いわば厚生大臣、そしてまた自治大臣、大蔵大臣、それぞれの立場に立ちながら対等な三者会談とかいうものでやるわけではありますから、行政の措置として位置づけするためには、閣僚会議に基づく閣議決定というののも一つの見識のあるものではなからうか。ただ、その際も、地方財政制度の関係の答申等も十分念頭に置かせていただければ、いろいろな措置でもって出口ベースだけは守らなさいとかぬという合意の背景もそこにあつたではないかというふうに思っています。これは話になりません。しかし、今おっしゃいますように、八条機関等を活用すべきであるという御意見は、それなりに十分ちやうだいで御意見だと思えます。

○中野明君 同じ問題をやるのにこういうやり方はよくないかと私は思っています。しかも、今申し上げたように結論、報告が出て、明るく日にはそれをうのみにしているというのじゃ、これは話にならないことなんです。

それで、地方の方は、地方団体は国の財政が極めて厳しいことは承知しております。ある程度の協力はやむを得ないと考えていたが、地方団体が反発するのは、その金額に対してよりも補助金等の削減の手法に対して反発をしているのであって、筋の通った補助金の整理ならむしろ地方団体

が引き受けてもよいという姿勢でありました。ところが、地方団体の主張は各方面の強い反対に遭って、補助金等の整理は地方団体の納得するやり方で行われなければならないという立論は十分に実らなかつた、こういう不満を述べている人もおられるわけですね。ですから、やはり国と地方は総理もいつも言われるように車の両輪ですから、だからそういう面ではどうしても地方の意見というものも反映してあげないとこれはうまくいかないのじゃないかと、このように思っています。

そこで、先日私、補助金問題検討会に大蔵省、自治省その他が説明のために提出した資料を要求したら来ました。自治省が出した提出資料の中にこういうことを書いておられます。「単なる補助負担率の引下げは、公経済の中で国から地方への負担を移すだけで、公経済全体としての支出が抑制されるものではない」、そのとおりだと思えます。ところが、いろいろ言われていますけれども、結論として、一番心配しているこれになって、自治省の考え方と全然違ふ、無理に抑えつけられたと言わざるを得ぬような結果が出ています。

そこで、総務庁長官にも来ていただいているんですが、今回のこの法律案を静かにごらんになって、そしてこれは行政改革から見てどうなんですか。どうごらんになっておられますか。

○国務大臣（江崎真澄君）これは行政改革の面から申しますと、やはり聖域は置かない、それから地方の情勢に合ったものはやはり地方にお願いをし、また中央が引き受けるものは中央が引き受ける、そして簡素効率化を図っていく、こういう見地に立つて慎重に検討した結果の答申が前回果次にわたって出ておるわけで、それを踏まえて今度の検討会へと、こうなつたわけでありまして、したがって、それはそれと。

それから、さつき村沢さんの御質問にありましたように、地方交付税の交付税率の見直しまでやるんじゃないかと。これは新聞で私も拝見しました。しかし、そういう税の根本に関することも

ちろん議論の中では出たと思えます、マスコミにのる以上は。けれど、そういうことは結論にはなっていないというふうに聞いておりますので、ついでの折ですからお答えしておきますが、そういうふうに聖域なしにいろいろ議論はしておられる。その積み重ねの上に、果次にわたって行ってきたところの結果、検討会において三年延長をした、こういう道行きになっておる、そういうふうに御理解をお願いします。

○中野明君 今私がお尋ねしているのは、公経済の中で国から地方に移しかえるだけでしたら、これは国の方何と行政改革になつたかもしれませんが、地方は逆ですものね、移しかえられたんですから。そうすると、公経済の中の行政改革になつておらぬじゃないか、こういうことなんですか、どうですか。

○国務大臣（江崎真澄君）これはもう仰せの点はよくわかります。国の財政も苦しい、地方の財政も苦しい、その度合いの違ひは国よりは地方の方が豊かなところもありますが、しかし、一々それを今ここで議論しようとは思いません。やはり地方になじむものについては権限委譲もしてそうして担っていただく、こういうことで適正化を図つた、三年間の延長を図つた、こういうわけでございまして、その点は御理解おきを願ひとうございます。

○中野明君 ちょっとお答え納得できないんですが、公経済の中でやつただけですから、国の方は行政改革の一環かもしれないけれども、地方は公経済全体から見たら何も削減にもなっていないし、振りがえられただけだから、こんなものをもって行政改革という認識を持たれたら困る、行政改革というのはそんなものじゃないというのを私は言いたいんですけれども、まあいいでしょう。

そこで、先ほどの円高の問題ですが、けさほど総務庁長官も答えてなつていました、円高の差益還元ということで、これはやはり国民にその差益は還元しなきゃなりません。我が党の鈴木副

委員長が政府に対して質問主意書を出されました、それをつぶさに私も拝見いたしました。またこゝに答へは消極的ですね。もっと本気になつてほしい、こう思うんです。

まず運輸省、何かこの円高差益還元で、運輸省関係でも質問主意書が出ています。運輸大臣、お考えがあらうらお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣（三塚博君）円高差益が出ますれば、直ちにやるのが政治の原則だと思ひます。ところが、運輸関係、御案内のように、バス、タクシー、国内航空、旅客船、トラックをとりましても、費用構成に占める人件費率というのが圧倒的に高いわけでございまして。タクシーでいいますと七五％、こういうことで大体七〇％。燃費の構成比は一〇％以下というのが多いわけでありまして。旅客船は二・二％程度でございまして、率ということになりまして、今回の円高は、占める比率は〇・七で、額で百十億圓というのがバスです。タクシーはLPGであります、〇・六で百二十億、こんなことに相なりまして、全体で九百二十億、こういうのが輸送関係に占めるメリットであります。

ところが、御案内のように、今日の景気停滞というんでしょうか、輸送の状況からいいますと停滞状態にございまして、このことがこれを引つ張り、到底このことを料金の下げに回すにはまだそういう状況にございせん。こういうのが率直に申し上げて現状であります。しかしながら、今後の諸状況を踏まえながら取り組んでいかなければなりません。

ただ、一点言えまことは、国際航空、これはどうだと言われたいでございますが、この点は、ドル建てで料金をいたしますものでありますから、この分について国際航空は逆に五百億圓程度マイナスになります。しかしながら、総体で見られますほどに相なりせん。外航海運はドル建てでありますから、逆にこれは五百億圓近い赤字

が出て、海運・造船に足を引っ張られるという結果に相なつておるといふことであります。

○中野明君 要するに、国民の皆さんにやはりそういうことをわからす必要がありますね。普通、タクシー料金でも、値上げのときには、油が上がつからないといふものがある。値上げをして、この質問主意書にも書いておられますように、四十七年から五十四年の間にオイルショックというように、この間に倍になっていきますね、基本料金が。そういうことがみんな印象にあるわけですよ。油が上がつたからタクシーの料金を上げてくれといふて、もう何遍も上げて倍になつたといふ印象が残っているわけですね。それが今度の円高、しかも油の値は下がった、二重に安くなっているんだからという。それをやはり国民の皆さんに納得させるようにしないと、けさほどは総務庁長官との議論で聞いておられますね、国民としては何かこう期待をしておられますよ。それがひとつも下がらぬと、これはどういふからくりになっているんだということになるわけですね。

農水省もそうなんです。農水省も、日本はもう世界一食糧を輸入している国だ。魚介類もそうすね。それらが目に見えて一割下がったとか二割下がったといふことになると、ああこれは円高のありがたみだなといふことになるわけなんですけれども、一切そういう話は聞かぬのです。ですから、その辺を関係の各省はもとより力を入れて、私たちもそれは実態調査をしたりしてやっていきますけれども、力を入れてやはり国民の皆さんに還元をしていく、そういうことをしていくことが政治の責任だろと思ひますので、その辺は総理ひとつ各省を督促してぜひやっていただきたいと思ひます。お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 円高に由来する余剰があるという場合は、できるだけこれは消費者に還元するというのが原則であるべきであらうと思つて、その趣旨に沿つて努力してまいります。

きのう政府税調が中間報告を出しました。先ほどお話が出ておりましたが、今回は、大蔵大臣にこれは反省もしてもらわなきゃなりませんし、国会ではいつも、何か税金のことを言うときと政府税調やと言つてそこへ逃げ込んでそこでやつておられますので、我々が余計なことを言つて、予見を差し挟むとか言つて非常に聖域にしておられるんです。きのうのテレビもごらんになつておつたおつしやるから申し上げるんですけれども、政府税調の小倉会長が非常に不満を漏らしておられますね、あのテレビを通じて、きょうの新聞でも、こういうことが、やっぱり国民に政府税調というもの、あのあり方についても不信を持たせる、そういうことになつてくると思ひます。

特に小倉会長がきのうテレビで不満を漏らしておられたのは、政府税調の審議内容を自民党税制調査会がいろいろ取り上げて一日早いこと発表している。これはさつきお話が出ておりましたように、総理、選挙目当てで言われてもしょうがないんです。それで、増税の方は秋に最終報告といふことになるわけですから、こういうやり方。だから小倉会長は、「政治と行政のいまの關係がいいとは思つていない」といふふうな不信を持つて批判をしておられます。こういうことが、今情報が発達しているときですから、もうテレビ、私も気になることだし、国民は皆見ておられます。一体政府税調といふのは何してつて、総理が何とかして税調に活力を入れようといふことで、何人か、新聞の記事では「暴れ馬」とか書いていますけれども、こういう表現がいいかどうか知りませんが、この人がやはりむなしさを吐露しておられる。要するに「外部から入つて感じるの、委員を長くやらせてはだめだ」といふこと。官僚と発想が同質化してしまつておられるわけですね。

だから、そういうことをいろいろ考えますと、新聞の報道ですからどこまでといふことを言われ

ると私も自信がありません。本人に聞いたわけじゃないんですけれども、小倉会長も、増税の手だてが固まらないうちに大幅減税を打ち出されてはたまらないと、大蔵省から報告の身身に歯だめをかけたことに加えて、今度の自民党からの一日早い発表といふことで非常に不満を持っておられるわけですね。こういうことを改めていただかないと、税金に対しては国民の関心は、先ほど総理も大蔵大臣も答えておられたように、最大の関心が集まつていくときでしょう。そのときに、何かその税金のことを一生懸命審議してくれる税調の会長が不満を持つておられるのでは困りますね。その辺、大蔵大臣どう思われますか。

○国務大臣(竹下登君) 政府税調の過去からの経過を見ますと、確かに政府税調の御答申を政策選択の段階で実行できなかったこともございまして、それとてその都度了解を得ておりますが、これはやむを得ないこともそれはあるかと思つております。また、今年のように、たばこを政府税調が済んでからお願ひするとか、そういう反省すべき点も確かにあると思つておりますが、にもかかわらず本心に熱心に御討議をいただいておりますので、私どもはやはりこれは最大限に尊重して、そしてあらゆる協力を惜しまないといふことで、謙虚に意見を聞くべき問題であらうといふふうに思つております。

党税調との一日早かつたかどうかの問題については、ちよつと私の論評の外に置かしていただきたいと思ひます。

○中野明君 そういう点を、総理、やはり世論は敏感なものですから、そういう批判が出るようなことはやはり慎むべきじゃないかと、このように思ひますので、あえて申し上げておきました。それから、今たばこの話が出ましたが、先日も当委員会で仕掛人は私でございますと素直に認められてまして、すべての責任を一身にお受けになっておられるといふことに私は大したものと思つておりますが、しかしながらたばこの値を上げられ

余分に吸うようになりましてよ。ずっと長いですが、毎日、これで上がつたらたまたまぬなという感じがするんですが、来年はどうされるのか。これまた税調とおつしやるんですけれども、決断は政府ですからね。大蔵大臣、たばこの自動販売機を、あれは全部じゃないんですが、変えないといふかねですね。それに一台八万円ぐらいかかるんですよ、直すのに。全国に何万台かまだあるんですよ。あなたが仕掛けたために、小売はそれだけ余分に金が必要なんです。これは内需拡大になるのかどうか知りませんが、これは内需拡大になるのかと、へんすとか、来年それよりもっと上げるとか、こういうことになつてきたときには困りますよ。

だから、こういうことはそういうことなことをやらないで、まだ税調でまだこんなことが出てくるかわかりませんね。もうこれはやめておきなさい、もとへ戻せんか。もうこれは出てくるかもしれないけれども、だからあのやり方はよくなかったですね、税調が終わつてからのやり方は。この点は小売店の人たちに迷惑をする人がおられます。そしてまた、来年どうなるんだらうかといふふうな余計な心配までさすんですから、やっぱりその責任はあります。もう自分なされたんですからこれ以上言いませんけれどもね。

最後になりますが、総理、きのうから、これはよその党のことになつて申しわけないんですけれども、おたくの党の中で有志の議員が同時選挙反対や言うて決起大会を開いて、文書をつくつて自民党の全議員に配るというやうなことの動きがあったやに伝えられておられますが、同じ自民党の中で、総理は総裁ですから、だから総理の言動、総理を取り巻く周囲の人の言動の中に、自民党の議員さんの中で、各派閥からやつぱり集まつていたらしいんですが、そういう不安を与えるといふことはよろしくないなと。

同時にまた、野党まで連動して、もう衆議院は大騒ぎしていますよ。これは同じ党の人たちにもそういう不安を与えるといふのはよろしくない

など、こう思うんですが、内政干渉になると怒られたら私困りますので余り言いませんけれども、総理、同時選挙などで皆もうろろせぬように、国会の審議もほったらかして国元へ帰ったりするようなことのないように、参議院は土曜までこうやって頑張っているんですから、何かこではっきり、ただ考えておられませんだけじゃ余計いかにぬです。もうちょっとはっきり何かみんなに余り慌てるなという方法はないんですかね。自民党さんまで慌てているから、ちょっとこつちも慌てます。どうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 解散は考えておりませんと前から申し上げておりました。

○中野明君 声がちょっと小さくなったから、なおまた皆走り出すんじゃないかと思うから、もうちょっと大きな声でしゃべったらどうでしょう、もう一度。

○国務大臣(中曾根康弘君) 解散は考えておりませんと前から申し上げておりました。

○中野明君 終わります。

○橋本教君 私、問題の燃工連事件からまず質問に入りたいと思います。

この問題については既に政権与党の自民党の有力代議士にまで波及をするという事態になりまして、事は極めて重大であります。かつてはロッキード事件がありました。そしてまた、最近マルコス疑惑の問題が取りざたされておるのであります。それが更に燃工連事件は具体的な政界腐敗という状況が国民の前に明白になってきつた。重大な事態を迎えております。この問題は、我が国の政治の体質に深くメスを入れなきゃならぬ重大な事態であります。国民の政治に対する信頼をも損なう、そういった面の重大さを考えても、総理として事態は重く認識していらっしゃると思ひますが、まず最初に重ねて総理の御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 燃工連事件につきましては、事件が稲村代議士にまで波及してまいりまして、甚だ遺憾でございます。きのうも申し上げ

ましたとおり、深く反省をして、こういうことが再び起こらないように戒めていきたいと思っております。

○橋本教君 刑事局長にお伺いしたいのであります。この問題については先ほど稲村代議士に関する容疑事実の説明がございました。私は検察官はこの問題に際しても不正な犯罪行為は許さないという厳正な立場を貫いて捜査を遂げつつあるように期待をしておりますけれども、いやしくも国会議員に対して事情聴取を特定の容疑事実について行つという段階に検察庁が踏み切ることについては、その事実について、あるいは法律の適用についても犯罪の成立の可能性が十分あるということについて確信を持っておやりのことだと、こう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察当局といたしましては、証拠に基づきまして事実を認定し、また法律を正當に適用いたして解釈いたしました。収賄の容疑事実を認定したところでございます。

○橋本教君 今おっしゃったように、収賄の容疑事実を具体的に証拠に基づいて認定したということでございます。

そこで、まず伺ひますが、収賄の金額としては幾らと認定しておりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 数百万円ということでございます。

○橋本教君 それから、問題の職務権限でありまして、私もこの点は法務委員会でも刑事局長と若干の意見の交換、質問をいたしました。稲村代議士が商工委員として商工委員会において法案の審議あるいは国政調査権の発動による問題の審議、こういったことに直接の職務権限を持てていることは明白であります。そういった職務権限を基本的に持っている稲村代議士が横手代議士を通じて質問するように仲介、あつせんする行為、そして同時に、みずから通産省に働きかけをして、それに対する答弁を業界要求どおり有利に答弁するように働きかける行為、このいずれについても職務行為そのもの、あるいは本来の権限あり

る職務行為と密接に関連した職務行為、こういうことで収賄を成立せしめるに足る職務権限ありという認定を法律的にも確信を持たれたと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の二つの行為が職務に関する行為であると、かように考えておるところでございます。

○橋本教君 したがって、法的にも事実からも容疑事実は極めて明白であります。しかも、これについて十分客観的証拠によつて確信を持つて事情聴取に踏み切つたということも明らかであります。

重ねて刑事局長にお伺ひしますが、今、国会開会中でありまして、逮捕に踏み切るためには逮捕の許諾請求が必要であります。そこまでの手続を今おとりになつていない理由は、特段の理由があるのですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 任意の取り調べで十分であるという判断でございます。

○橋本教君 本人は記者会見をして全面的に否定をしておりますけれども、今日の裁判や捜査は、いわゆる自由偏重ではなくて、捜査の常道は客観的証拠を収集し積み上げることにあることは、今日の刑事訴訟法の規定から言つて明らかであります。本人が全面的に否定しているにもかかわらず、任意捜査で足りるという現在の判断をしておられるというところは、客観的によほど確信ある証拠を入手しておられるというように推測し得るのですが、そう解してよろしいですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 証拠に基づいて事実を認定いたしておるところでございます。ただ、具体的な個々の証拠については申し上げかねるのでございます。

○橋本教君 私は、あえて逮捕せよということを決して言つてはいるつもりではないことを言つておきますが、任意捜査で足りるということであれば、任意捜査であるのもこれも捜査の常道でありますから結構であります。しかし、今お話しした法的判断の確信、それから客観的な容疑事実に対する証拠の収集という点からいいますと、普通なら逮捕状を請求し得るだけの資料はもう十分収集している状況にあると、こう見て差し支えないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 任意捜査でやつてはいるのでございまして、ただいまの点につきましてはお答えいたしかねるのでございます。

○橋本教君 総理にお伺ひしたいのであります。今私が質問いたしましたように厳正に検察庁としては捜査を遂げつつある。しかも、それは有力な客観的証拠に基づいて、本人の全面否定にもかかわらず、法的にも、事実の証拠の上でも確信を持つて進められておる。かつて伊藤検事総長は巨悪を逃さないということをロッキード事件の際にも名言として言われましたけれども、検察のそういう正正義感あふれる姿勢というのは私は当然正しいものだ、こう思うわけでありまして、今検察のそういう答弁を踏まえても、全面否定を本人がしているにもかかわらず、この問題について客観的に物事を判断するならば、事態の重大さは一層明白であります。

そこで、私は総理にお伺ひしたいのであります。この稲村代議士は総理の中曾根派の有力政治家であり、また中曾根内閣で閣僚にもなつた人である。同時に政権与党の有力政治家でもある。私はこの問題について、政権与党が国民と政府に負っている責任の重大さを考えますと、この問題について総理は総裁としても、また総理という立場において国民との関係においても厳正な処置をとって臨まれる姿勢が必要ではないかと思ひます。いかががお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 司法当局の捜査の推移を今見守つておるという状況であります。

○橋本教君 本人は否定をして、離党する意思がないということを記者会見で言つたようでありまして、それは本人の自由な意思であります。しかし、私はそれを本人の立場でとやかく言うのではなくて、事態の重大さと、それから総理が本来負つていらつしやるべき責任の重大さを考えるとき

は、捜査の推移を見守るとおっしゃったその進展のいかんによつては様を正して、本人に離党勧告など厳正な処置をとられることが政治の信頼を回復する上で重大な一つの手続になると、こう思うのでありますが、捜査の進展を見ておっしゃるそれに関連をして、今私が指摘したことについてのお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく司法当局の捜査の推移を見守っておる、こういう状況であります。

○橋本教君 総理、くだいようであります。私は総理の厳然たる姿勢を伺いたしたのであります。まさにあなたの派閥の有力政治家なればこそ、また総裁でいらつしやる自民党の政治家なればこそ、このことを私はあなたに聞けるわけでありまして、事態の推移いかんによつては本人に離党勧告することもあり得るといふのは総理の断固たる姿勢の一つとして当然のことではないかと思うのですが、違いますか、重ねて御答弁をいただきますのであります。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく司法当局の手に渡った司法刑事事件になっておるのでございますから、ともかく捜査の状況、今後の推移を見守っておるという態度を持しております。

○橋本教君 法務省に伺いますが、捜査を遂げれば当然起訴という方向に踏み切られる、そういう状況はあるように新聞その他にも報道されておりますが、私は事実が明白となれば、当然起訴ということも検察官はお考えの中の一つに置いて厳正な捜査を進めているに違いないと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(岡村素孝君) 検察当局におきましては捜査を遂げました結果、何らかの処分をいたすものでございますが、処分につきましてはまだ今後の問題でございますので、今の段階でどういふ処分をするかについては申し上げかねるのでございます。

○橋本教君 明確に処分の結果を今聞こうとは思いませんが、私が言うのは、今法務省がおっしゃ

ったように、職務権限の關係についても事実についても客観的証拠を持って、確信を持って捜査を進められておるわけですから、その捜査の結果、起訴することもあり得る、そういうような考えでおやりになつておるのではないかと、当然のことではないかと思うんですが、もう一度答えてください。起訴することがあり得ないということでは捜査しているわけではないでしょう。

○政府委員(岡村素孝君) 一般的には御質問のとおりでございますが、具体的本件につきましては御答弁は差し控えたいと思つております。

○橋本教君 したがつて、総理がおっしゃる事態の推移によつてはということ、次に新たに起訴ということの段階を踏まえて、その時点で、それもこれからの推移の一つの重要なプロセスとして考える必要があるというようにお考えの上で、推移を見るというようにおっしゃつたわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく、司法当局の手に渡った、刑事事件となつて案件中の問題でございまして、推移をよく見守つておるという態度を持しております。

○橋本教君 私は、問題の政治的重要性を思ひますと、総理としていま一歩踏み込んだ厳正な姿勢があつてしかるべきだと思うのでありますが、その段階に御答弁がとどまつておるようでありまして、先へ質問を続けていきたいと思つております。

私は、ここで総務長官にお聞きしたいのであります。私が、この問題は、一つは燃工連が直接に通産省の役人に働きかけて、いわゆる接待その他いろいろ攻勢をかけたというルートがあります。これは、通産省の役人が既に起訴をされておる。一方、政治家に対してはいろいろを贈つて、有利になるように国会で取り上げてもらう、あるいは直接通産省に働きかけてもらう、こういう工作があつたようであります。

そこで問題は、問題となつたあの機械り機械、より糸機械の設備共同廃棄事業の問題であります。この事業について、そういった業界のいろいろ攻勢、直接の通産官僚への働きかけ、あるいは政

治家を通じての働きかけによつて、本来公正であるべき通産省のこの共同廃棄事業に関する事業、あるいは設備構造改善に関する事業が公正にやられたのか、曲げられたのか、そこにそういった影響力が入つた結果、設備共同廃棄事業が継続をされ、早期に実施をされ、構造改善事業が五年の延長になるというようなことになつていったのか、これは、行政の立場で私は厳密に検討すべき必要があると思つております。法務省は犯罪の捜査を厳正にいたします。しかし、犯罪の捜査とは別に、行政監視という建前を置いて、そういった観点を貫いて調査をするという必要がある事件には出てくるのではないかとこのように思ふのであります。が、お考えはいかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 政府の監督下にある団体に関連してこういう不祥事が出たということはまことに遺憾なことだと私も考えております。

この燃工連事件は、今、総理も答えておられますように、既に司直の手に渡つております。それから共同のいわゆる設備廃棄事業、これについても直接官庁である、所管省である通産省が関係者を出して、しかも逮捕をされたということから、通産省としても二度とこういうようなことがあつてはならないということで厳重にこれらの取り締まり、また見直しを行つておるところであります。

したがつて、我々監察権を持つ総務庁としては、司直の動向は司直の動向といたしまして、とりあえず行政官庁である通産省の対応、そしてその厳正な対応によつて再びこういうことの起こらないようにする調査、管理、この動向を厳重に見守つておるところがたまたまの姿勢でございます。

○橋本教君 総務庁に伺いますが、通産省に対して、この事業にかかわつてこれまで行政監察を行つた事実はありますか、ありませんか。

○政府委員(竹村豊君) この事件に關しての調査というのはございません。

今までやりましたもので参考までに申し上げますと、中小企業倒産防止共済法あるいは中小企業

地域情報センター事業、この種のものについて調査をしております。

○橋本教君 総務長官、私の手元に昭和四十八年度版の「行政監察年報」というのがあります。これによりまして、行政監察の目的は、行政官庁が政府内部にありながら、政府内部としても客観的、公正な立場を貫いて、行政に対して政府の自律的な内部統制機能、これを行い、そのことによつて行政の公正と効率的な運用、さらに綱紀の肅正、維持、これを図ることがその目的として掲げられております。

したがつて、そういう点からいいますと、まさに行政の公正さ、綱紀の維持、こういう点について今重大な事態が発生しておるわけでありまして、今、総務長官がおっしゃるやうに、まず当該官庁がえりを正して調査をする。当然でしょう。しかし同時に、総務庁は、重大な調査権限と機能を持つてゐる役所として、通産省の調査の結果を踏まえて、本件について必要あらば行政監察を行つて、この本に書いてあるやうに、その責任を明らかにし、綱紀の維持を図り、将来の予防的効果の確保、こういった問題についてもしかるべき措置をとるといふことを検討する必要があるのでは

ありませんか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は全くそのとおりだと思つております。したがつて、主務官庁である通産省の厳正、公平、しかも二度とこういうことが起こらないやうに、また仕組みに一体どういふ不合理があつたのか、これらの監察結果を待つて、厳重にこれを見守り、注視し、必要があれば私どもが当然公正を期して監察をする、これはありますが、まず主務官庁にゆだねておるというのが現段階であります。

○橋本教君 会計検査院にお伺いしたいと思うのであります。この問題についてはこれまで国会でも数々の論議がありましたが、燃系工連事件で、国の資金の融資や補助を受けて、しかもそれが虚偽の申請によつて、廃棄の敷に入つてゐるのに入つてい

ないようにして国の資金の補助や融資を受けるということになり、これはまさに詐欺的行為であります。国の資金の流れがそういうことに使われるということは、会計検査院としても見逃すことのできな重大な事態だと思ふのですが、この点についての御関心はいかがですか。

○説明員(秋本勝彦君) お答えいたします。

会計検査院といたしまして、今回の事態を大変重大なものとして受けとめているわけでございます。中小企業事業団の設備共同廃棄事業に對します貸し付けにつきましては、現在、逐次検査を実施しているところでございます。そして、その検査におきましては、従来同様に不適正な事態の有無の調査をすることはもちろんでございますが、また御指摘のように、制度自体に問題はないか、またその有効性は確保されているのか、そういう点についても検討しなければならぬ、かように考えております。

○橋本教君 重ねて伺いますが、この問題でも一つの問題は、燃工連が国から受けた融資や補助を一部債券投資その他に運用して運用益を上げて、その金をいろいろな官界、政界工作に使った、そういった疑いも報道されているわけであり、もし、それが事実だとしたら、国から受けた補助金やあるいは融資をそういった不正な金を生み出すために運用するなどということは、これまたもつてのほかであり、国の資金の流れを厳正にやらなくちゃならぬという立場から見ますと、これも会計検査院が当然重視をすべき違法、不当な事項になると思ふのですが、いかがですか。

○説明員(秋本勝彦君) そのような点も含めまして検討をいたしたいと思っております。

○橋本教君 だから、したがって今回の燃工連事件については会計検査院としても全面的に重視をして調査するという方向を一層今後とも強化されることを私も期待するわけでありますが、そういう方向で調査を鋭意急いでおやりいただくというのを要求したいのですが、いかがですか。

○説明員(秋本勝彦君) 今、鋭意検査をしている

ところでございます。

○橋本教君 早く厳正な検査を遂げて、結論を明確に国民の前にしていただきたいと思ふのであります。

ここで自治省に伺います。

今、刑事局長が答弁をされましたように、稲村代議士が収賄したと見られる金額は数百万円であり、昭和五十七年あるいは五十八年、そのころの数百万円と見られるお金がつまり政治的寄附、献金として正当に政治資金規正法に基づいて届け出がなされている事実がありますか、ありませんか。いかがですか。

○政府委員(小笠原臣也君) お答えを申し上げます。

本日御連絡がございましたので私も調べてみたわけでございますが、稲村議員及び稲村議員の指定団体である産業構造研究会につきまして、自治大臣に提出をされております五十七年分及び五十八年分の収支報告書には燃工連からの寄附の記載はございません。

○橋本教君 重ねて伺いますが、この前も伺ったことがあるのもう明白なんです、受け取っておりながらそれを届け出していないことになり、政治資金規正法違反という問題が起ると思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(小笠原臣也君) 政治資金規正法第十二条第一項の規定によりまして報告を政治団体の会計責任者はしなければならぬということになっておりますが、これに違反をして収支報告書に記載をしなかった場合には、政治資金規正法の第二十五条の規定によりまして罰金に処するということになっております。

○橋本教君 自治省、罰金だけじゃないでしょう。禁錮五年以下でしよう。

○政府委員(小笠原臣也君) 失礼いたしました。

「五年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。」と、こういう規定になっております。

○橋本教君 軽くしちやいけませんよ。法律どおり答弁しなくちゃ。

したがって、こういった政治資金規正法違反という容疑も明らかであります。

時間がなくなつたのでありますが、この燃工連事件については、伝えられるように、三、四十人を含む多数の政治家への献金、これが問題に、議論に新聞紙上でもなっております。それらは、パーティー券、盆暮れのつけ届けあるいは旅行のせんべつ、いろいろな形をとっておりますし、あるいは選挙のときの支援ということもありましよう。しかし、それらは、この燃工連事件に関連をして動いた金として法務省は犯罪になる範囲において徹底的に捜査をいたしますが、国会としては政治的、道義的責任を明確にする意味からいっても、また自治省としては政治資金規正法の厳格な適用からいっても全面的に洗つて調査をするのが当然であります。こういう立場でこの問題が全面的に国民の前に解明されなければならぬと私は思っておりますが、総理のお考えはいかがでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) とにかくこの事件が司直の手に渡つておるわけでございますから、事件の全貌がどういふふう展開していくか、それをよく見守つておると、それが今の立場として正しいと思つております。

○橋本教君 それじゃ、時間が参りましたので、最後に刑事局長にもう一度伺いますが、問題となつておる横手代議士、稲村代議士に限らず、収賄の容疑があればもちろんですが、政治資金規正法違反という、禁錮五年以下の刑に相当する犯罪の成否についてもあわせて徹底的に調査をされることを厳しく要求したいのでありますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰孝君) 検察当局といたしましては、刑罰法令に触れるような事案につきましては、適切に捜査をいたしまして、具体的事案に即して処理をいたすものと思つております。

○橋本教君 じゃ終わります。

○井上計君 最初に、平泉経企庁長官にお伺いをいたします。

去る三月二十五日の長官の新聞記者会見では、当時、私も予算委員会審議に非常に支障を来しまして困つたことがあります。しかし、一月後の昨日の長官の記者会見で述べになりましたことについては大いに賛意を表し、また期待をしておるわけでありますが、そこでお伺いをいたします。

長官は、昨日の記者会見で急激な円高で中小企業など深刻な影響が出ておるので、大蔵、通産両省と協議を急ぎ云々というふうなことを述べられたやうであります。さて具体的なこの円高対策、緊急な輸出中小企業向け等々に属する対策について具体的にどのようなことをお考えになつておられますか、まずお伺いをいたします。

○國務大臣(平泉歩君) 昨年の九月以来円が急激に上がつてまいりました。殊に最近のテンポが非常に速いと、こういうことでございまして、御存じのとおり我々の方といたしましては去る八日に総合経済対策というのを決定いたしました。中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引き下げ、また下請企業への不当な円高の転嫁を防止するための指導の強化、また産地中小企業活路開拓アドバイザーというものを新設をいたしまして指導助言を行う、また産地対策推進協議会というものを設置する云々というものを決定いたしました。これは御承知のとおりでございます。

またそれから日数がたつておらないわけでございしますが、急速に円高が進行いたしておるわけでございまして、私も経企庁におきまして、また通産当局において実際に各地の産業の状況把握をしておるわけでございしますが、情勢を見ておりますと相当な景気観に影響が出ておるということでございます。深刻な情勢であると私もよく認識をいたしておりますところでございます。通産当局に對しましても情勢をさらに一層よく把握をしてほしいということも要請をいたしておるわけでございします。そういう中で、経企庁が中心となりまして通産、大蔵、関係の省の事務当局に協議をしてもらうことをいたしております。今鋭意

対策を検討中でございます。大変真剣に問題に取り組んでおるつもりでございます。

○井上計君 具体的にいろいろのことをもつと積極的に考えをいただきたいと、こう思います。そこで長官、記者会見で述べられた中にあるようにありますけれども、輸出型産地の中小企業の現状については、担保能力などの問題があり、金利が安くなったからといってその恩恵を中小企業が得られるとは限らないと、こう指摘をされておるようであります。全くそのとおりであろうと、こう思います。担保ももう既に使い果たしておりますし、あるいは中小企業転換法によって担保の指定業種についての拡大等々が行われておりますが、それとても使えないというふうなほど中小企業の実態は悪化しておるわけであります。それらのことについても経企庁として十分新しいひとつ具体策をお考えいただきたい、これは要望しておきます。

そこで、もう一つお伺いしたいんであります。実は一昨日のやはり当委員会の総括質問で大蔵大臣に私的に要望したわけであります。それは財投金利の引き下げです。もう既に公定歩合が相次いで引き下げをされまして、いわば最低というふうなプライムレートが出つつあります。そこで、現在政策金融は、中小企業に対する今回の円高対策等についての政策金融も五％というふうなことになると思いますが、これではもう本当の意味での政策金融にならない、こういう深刻な事態になって。したがって私は大蔵大臣に要望いたしましたのは、資金運用部資金法を改正して、すなわち昭和三十六年ごろのいわば高金利時代に決められたこの利率を、低金利時代に即応できるような資金法の改正を行って財投金利を下げるべきであるということをお大蔵大臣にお願いいたしました。

きょうは、もう大蔵大臣にはそれを伺っておりますからお聞きする必要はありません、大蔵大臣のお答えはわかっておりますから。そこで、それらについて経企庁長官はどうお考えでありますか、お伺いをいたします。

か、お伺いをいたします。

○国務大臣(平泉渉君) 言うまでもなく、所管は大蔵大臣の所管の問題でございますが、今おっしゃっておられる問題は、私ども経済官庁は共通の認識として非常に重要な問題であるということ、我々はそのような問題を合せて検討しなきゃならぬという認識でございます。

○井上計君 共通の認識ということをお承知したもので、大いに期待いたします。したがって、これらの問題等について今後大蔵、通産両省と慎重に協議をし検討して云々ということでありまして、ぜひその面も含めて経企庁としても御検討いただき、また既に通産省は大蔵省に対してこの財投金利の引き下げ等についてはもう要望しておるかに聞いておりますから、一緒になって経企庁も積極的に働きかけをしていただきますと、おとこの大蔵大臣の答弁はなかなか慎重過ぎまして私としては期待に反する、こういうふうなことでありますから、ぜひひとつ経企庁長官が大いに御努力をいただきたい、この点をひとつ要望しておきます。

そこで総理、お休みで恐縮ですが一言お伺いしたいんですが、昨夜テレビで「総理にきく」という番組がありました。私もこのテレビを拝見いたしました。その中で総理、直向する大きな政治課題等々につきましていろいろとわかりやすく国民に対してお述べになりまして、私もなるほどなと、あるいはこれだから総理の支持率が高いんだなというふうに改めて感じたわけであります。話が出ておりますけれども、急激な最近の円高に对应して内需喚起、財政金融政策などあらゆる面で緊急政策をやる、このようにお述べになりました。また、そのために為替相場場の安定と輸出関連中小企業救済については全力を挙げる、このように言われておりますが、改めて総理の具体的な方針、さらに御決意をひとつ承りたい、かように思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円の急上昇のために

時間的余裕もなく、中小企業あるいは既に大企業の一部でも対応することが難しくなってきたという現状を我々は憂えております。したがって、これらに対応する政策を政府としてよく考えなければいけない。これはいろいろな総合的な対策でいくべきであって、一つだけで立ち向かえるというものではない。ある意味においては国際的な政策協調という問題もございましょうし、ある場合には、国内的な金融政策や、あるいは公共事業そのほかの内需振興政策や、あるいはさらに輸入関連からくるところの余剰利益の消費者還元の問題とか、あるいは中小企業に対するさらなる金融的な措置とか、そういうあらゆる政策の組み合わせを考えつつ、中小企業に対して何とか手を差し伸べていきたいと考えておる次第です。

○井上計君 既に同僚委員からも同じような趣旨の要望、また総理のお答えもいただいております。私も既に、今度サミットに臨まれるに当たりますので、総理に対していろいろな御努力を要請しておりますからもうこれ以上申し上げませんが、そのような中で今後の対策として、先ほど経企庁長官にも申し上げました、また先大蔵大臣にも要望いたしました、財投金利の問題等々につきましても、非常に難しい問題ではありますけれどもあわせてひとつ御検討いただきたい、こう思います。

特にまた、資金法を改正するとしてもそう容易なことではなからうと、こう考えます。したがって、当然のことながら国民金融公庫等の中小企業金融公庫に対するいわば金利の逆ざやが生じることはもう間違いないからうと、こう考えます。既に、そうでなくても六十一年度の利子補給が中小企業対策予算に大幅に食い込んでおるわけでありまして、これはもうと食いついていくことになると事実上中小企業対策は何もできない、こう申し上げてよろしいと思いますが、あわせてそれらの点につきましても格段の御努力をいただくようにひとつ要望しておきます。これはもう総理、御

答弁は結構でございます。

次に、昨日のやはり新聞報道にありますけれども、自民党税調では新しく財源として日本型付加価値税を検討したと、このように新聞に大きく報道をされております。第九十一国会すなわち昭和五十四年の十二月二十一日に衆参両院において国会決議がなされました。それはもう言うまでもなく財政再建に関する決議でありまして、その中に、これは既に大蔵大臣十二分に御承知のとおりでありますけれども、「政府が閣議決定により昭和五十五年導入するための具体的方策として、これまで検討してきたいわゆる一般消費税(仮称)は、その仕組み、構造等につき十分国民の理解を得られなかつた。従って財政再建は、一般消費税(仮称)によらず、まず行政改革による経費の節減、歳出の削減合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等を抜本的に」云々と、こうあるわけであります。

そこでお伺いしたいのは、まず日本型付加価値税とは何ぞや、E C方式とは違う独自の日本型の付加価値税をいふこととありますけれども、まず総理にお伺いしたいのは、この国会決議を中曾根内閣としてどのように受けとめておられるのか、現在でもこれを尊重するという御意向をお持ちであるのかどうか、まず総理に最初これをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) お示しの国会決議については、これを尊重してまいりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) これはまさに私大蔵大臣でございます。当時、この決議の案文をおつくりになるときも、御親切に一緒に入れていただいたりいたしましたので、これはただいま総理からお答えがあったとおり、守るべきものであると考えております。

○井上計君 中曾根内閣としてもこれを尊重し守っていくと、こういうふうなお答えであります。そこで具体的に伺いたいいたしますけれども、新聞報道ではありますけれども、自民党の税調の中

間報告を受けて大蔵省が検討中の付加価値税の仕組みというものが出ております。結局は最終消費者にいわば転嫁するわけでありまして、先ほどの国会決議にある一般消費税と現在検討をしておられるという日本型付加価値税とどう違うのか、この点ひとつ明らかに答えをいただきたい、こう思います。

○国務大臣(竹下登君) まず税制調査会をやつていただくべきものであります。それもいわゆる課税ベースの広い間接税のあり方という問題が税制調査会として広範な検討領域の中に入っておりますので、取りまとめの手順からすれば、税制調査会の、きのうまでが前半とすれば、後半の審議課題となるであろうというふうに行われておりますし、それまで全く審議が何も行われていない段階で役所が具体的な考え方をまとめたという事実は全くない。これは私の想像であつたとしても、お許しをいただくといたしまして、納品・請求書で確認というような記事はいわゆる推測記事というものでないかというふうに考えております。

○井上計君 それぞれお答えをいただきましたが、私がまずお伺いしているのは、具体的な検討をしていないということでありまして、していただければやむを得ないと思ひますけれども、新聞報道によると、既に具体的な検討を大蔵省は始めておる、その仕組みはこうであるということとは実はちゃんと新聞に載っているんですね。それから見ると、日本型の付加価値税とは言いながら事実上は消費税なんですね、末端の消費者に転嫁されることはもう間違いないんですから。したがって、さきの国会決議による一般消費税(仮称)ではありますけれども、それを導入しないという国会決議、それを守ると先ほど総理も大蔵大臣もおっしゃったわけでありまして、それとの乖離はどうであるかということが実はお尋ねの主眼であるわけでありまして、いかがでありますか。

○国務大臣(竹下登君) 税制の後半の審議でございまして、日本型付加価値税(仮称)とでも申しましようか、これをまだ全く検討していない

というのが実情でございますから、比較して云々するということはちょっと今の段階ではできないんじゃないかなろうか。あくまでも従来税制で指摘されておりますのは、課税ベースの広い間接税のあり方について今後検討しないよというところまでが限界でございますし、一つ一つあのときにいろいろ考えておりました、いわゆる一般消費税(仮称)との相違がどこにあるかというように議論は、今ちょっとまだこの決議というものの対しても余り部内でもそう勉強すべき課題ではないじゃないかなと思っております。あのときの議論は、いろいろ参加した諸君もまだ随分おりますけれども。

○井上計君 きょうは時間がありませんので、これは重要な問題でありますから、また別の機会にもっと具体的に伺ひし、具体的に指摘し、また具体的な反論を申し上げたい、こう考えておりますが、新聞報道等でもありますから、どこまで大蔵省は検討されておるか、税制がどこまで検討されておるか全くわかりませんけれども、いずれにしても、今後検討されるにしても、やはりこのような仕組みであるなら国会で導入をやめるということを決議した一般消費税と全く変わらぬということ。それから、先ほどちょっと大蔵大臣お話しになりましたが、E C型と違うと言つても、じやE Cの送り状方式と日本の納品書とどう違うのか。大体日本では納品書で送り状という人もある。伝票を使つている人もあります。全く同じである。インボイスと日本の納品書と違うと言われるところと違ふのかな、こういう疑念を持っておりますので、その点についてひとつまた改めて伺ひをいたします。

所得減税をいふことについても新聞報道にあります。確かに大蔵結核でありますけれども、じやこの財源をどうされるのか。この財源が、新聞にもありますけれども、大幅な所得減税を行うためにこの日本型付加価値税を導入するということであるとすると、全くこれは羊頭狗肉の、さらに国民から反対をされる大きな問題であると、こう

考えますので、この点についてはお答えは要りませんけれども、強く指摘をし、また大いにひとつ今後とも御検討いただくことを要望しておきます。

次に、私も今審議に参加しておりますこの法案であります。三年の時限立法でありますけれども、先ほど大蔵大臣はその後どうするかというふうなことに同僚委員からの質問にいろいろとお答えになっておりますが、また政府委員からも先ほどお答えがありましたけれども、私は、この三年の間に財政がもっと変わつてきた場合、変わる可能性は多分にあると、こう思っています。よくあることであるでしょう、これはめつたにないと思ひますが、悪くなることは可能性大であると、こう考えますが、どんなに財政状態が悪くなつてもこの法律案にあるように三年間は補助率等々の変更を行わないと、こういうことをお考えであるのかどうか、これが第一点。

もう一つは、零細な補助金あるいは箱物補助金の整理等については、当然引き続いて続けていかなくちゃいかぬ。その結論が出た場合に、これは三年間の期間中であつて、その場合にそのような補助金の整理等々について起る法律改正は行うことがあるのかどうか。

この二点をお伺ひいたします。

○国務大臣(竹下登君) まず第一点でございますが、この暫定期間内におきましては国と地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の変更を行うことは考えていない。

それから二番目の問題は、箱物補助金とか奨励補助金とかは、これは絶えざるいわゆる合理化の対象として毎年予算のときに引き続き検討を続けていかなきゃならぬ、すなわち廃止するものも一般財源化するものも依然としてあつてもいいというふうにご考慮しております。

○井上計君 そのお答えを了として、今後またこの推移については重大な関心を持ってまいりたいと思ひます。

時間がなくなりましたから最後に総理にお伺ひ

したいんでありますけれども、我が党が党首会談で、三月二十日でありましたけれども、我が党の本委員長から総理に申し入れをいたしましたときに、現在の行革審の存続について申し入れを行つておるわけでありまして。行政改革はようやく入り口の段階であるうと、私もそのような理解でありますし、さらにまた膨大な補助金の整理、見直しもこれからという段階であります。したがってこれからさらに行革審の存続が必要になつてくると、こう考えておりますが、総理は今後行革審の存続についてどう考えるのか、また現時点で行革審の果たしている役割の評価等についてはどのようにお考えでありますか、それをお伺ひいたします。

○国務大臣(中曽根康弘君) 行革審が臨調に引き続いて果たしておる役割については、非常に大きなものがあると感謝もしております。今後どういう形で後のことをやるかということについては、まず第一に行革審内部においてどういう意見があるか、そういうこともよく徴してみたいと思つて、現在のところは白紙の状態でございます。

○井上計君 終わります。

○下村泰君 私は常に障害者のことしかお尋ねいたしませんけれども、今度の法案の中におきまして、この委員会の中におきまして、総理からたびたびありがたい言葉をいただいております。また、なご意を強くしておりますけれども、まだまだ何と云つても日本はスウェーデンあたりに比べると大変劣るらしい状態なんです。

私、できるだけ障害者の方々も普通学校へ入れていただいて、健常者と一緒に勉強させるという方法が一番いいことはいふんです。それが一番また親御さんたちも願つておることなんです。

ここに、ある女性の方がスウェーデンの盲学校というところについて調査をなさつておられる。恐らくこのリポートは文部大臣もお読みになつたことだろうと思ひますけれども、念のために、総理はこちらの方まで気がお回りにならないと思ひますから、一応ちょっと御報告だけさせていただきます。

けれども、首都のストックホルムのはずれにあるトムテボグという盲学校があるんだそうでございます。こゝは盲教育百八十年という歴史を持っている学校なんだそうです。ところがこの学校が今度閉鎖されました。なぜ閉鎖されたかと申しますと、アメリカよりスウェーデンが一足遅く障害児と普通児と一緒に勉強させる統合教育を一九五〇年代から始めたために生徒さんがいなくなつた。

これが大きな原因なんでございますけれども、このスウェーデンあたりの教育の方法を見ますと、普通学校へお子さんを入れます。そうしますと、何にも教えないんだそうです。この教室で勉強したら次に今度はここの教室へ行くというところについて、ここをこう行つてこう行けよと言

うだけで、手を引いてやるわけでも何でもありません。ですから、その子供自身が自分の足で完全にその教室まで行かなきゃならない。ただし、歩いていくところに障害物があると、それを今度は健常者の生徒がどけることはするんだそうです。そういうふうな配慮はするんですけれども、手をとって助けるというふうなことはしない。あくまでもその学校に学んでいる間に社会に出ていけるだけの力をつけさせる、こういうような教育方法なんだそうでございます。

この中に中学校二年のお子さんの言葉が出ています。それによつても、「ぼくは普通学校にもっと早くくればよかった。いずれは社会に出るんだもの。早く慣れていたほうが楽だからね。ぼくは音楽教師になりたいんだ。こういうふうにおっしゃっている。この人は全盲です。そして、この盲学校が閉鎖されたためにそこに働いていらつしやる先生方は大変不安に襲われたそうです。自分たちの職場がなくなると。ところが、閉鎖したその盲学校は、視覚障害児教育センターとして今度は国内的に大きな活動を始めたんだそうです。ですから、そこにいらした先生方は、今度は巡回して普通学校へ行つて、このお子さんたちの面倒を見るというふうな仕事に変わつてきているんだそうです。

その巡回教師のフレミングという方がいらつしやるんですが、この方が、これは日本のことをずばり指しているような感じなんですけれども、「自治体によつては、統合教育は教育費がかかりすぎる」と苦情をいう。でも、トータルに考えると、自立した障害者を育てることは社会にとつて、得なんです。自立出来ない人を一生、社会が面倒をみる費用を考へてごらん下さい。社会にとつても家族にとつても重荷になりますよ。こういうことをおっしゃつていらっしゃるんですね。これはちよつと耳の痛い話です。そしてなお、このスウェーデンの現在の厚生副大臣は盲人の方だそうなんです、スウェーデンでは。

ところが、日本の場合にはどうかと申しますと、文部省は必ず答えは決まつております。「文部省としてはあくまでもお子さんのためになるような教育をしています。社会的、教育学的にいって、百年の歴史をもつ盲学校が盲児の教育の場として、一番ふさわしいとの見解から、盲児は盲学校にいていただく方がよい。従つて、統合教育の実態を把握してございせんし、調査もしてございせんし、これが常に文部省のお答えなんです。ですから僕がここまで話をして、文部大臣いかがでしようと言つと、恐らく文部大臣はこれしか答えてこない。何かありますか。いや私はそんな考えじゃない、もうちよつと進歩的な考えだという考えがございしたら答えてみて下さい。

○国務大臣(海部俊樹) 文部省といたしましては、その児童生徒の本当にためになるような教育をして、その児童生徒が社会により早く自立できるように教育、指導をすべきであるという基本は持つておりますが、先生、ただ文部省の場合も、点字をどうしても身につけていただかなきゃならぬという必要な方と、それから少し教科書の活字を大きくすれば弱視でこれは見ていただけるという方にはちゃんと配慮をしまして、一般の学校の特殊学級で一般の字よりもちよつと大きい弱視児用の教科書で、そういうところは統合教育とは

違いますが、交流教育というふうなことで、一生懸命社会の環境になれてもらうようなそういう進路指導等もしておりますが、盲学校の方では、盲人となられた方のハンディをどうして補つていつたらいいのか、日常の生活体験とか、あるいは特殊な教育領域の中で、職業訓練とか自立していただけるに必要ないろいろなものを身につけてもらえるような、そんなカリキュラムを組んだ方がよいためには必要だと思うところではそういったような専門教育を続けておると、こういうことでござい

ます。

○下村泰君 やつぱりこの答えから余り出ていませんね。

ところが、じゃ世間の方はどうかと申しますと、東京世田谷区上北沢に「障害児を普通学校へ・全国連絡会」というのがあつたそうです。こゝで、毎年二月と十月に電話相談を行つていらっしゃるそうです。こゝで二月一日から三日間、やつぱり電話相談を受けました。そうしますと、全国から百七十八件電話相談が来ているそうです。それは今も申し上げましたような、できるだけ統合教育してほしい、普通学校へ行きたいというお父さん、お母さん方の願い。百七十八件に上つておりますけれども、来なかったのは青森、栃木、富山、福井、岐阜、滋賀、鳥取、徳島、ここが来なくて、あとは全部来たそうです。そして、朝から夜まで電話が鳴りつぱなりました。それで、それで、その相談の内容は今申し上げたようなことなんです。

これは何回お尋ねしてもこれ以上はお話は進まないでございまして、ただし、こういうことは、先日申し上げました佐賀県の県立高校の神埼高校、あるいは問題になつてくる。その後これは文部省の方で調べた上でございまして、

○政府委員(高石邦男) 御質問を受けまして、早速県の方に問い合わせをしております。でございます。県の方からは正式に文書でその経過を報告するということになっております。

○下村泰君 それで、今度はこれとつながるんですけれども、こういった例えば知恵おくれのお子さんとかあるいは体にハンディを持つておるお子さんが、じゃ普通の学校に行くかどうかという結果になるか、こういう投書があります。これは一月三十日、朝日の「テーマ談話室」というコーナーに投書されております。

双生児の私の姉は知恵が遅れています。小学生になつて、他の子供たちは遊べるのはおろか、熱く焼いた王冠を顔に押しつけてやけどさせたり、石の入った雪を投げつけるなど、かばう私までしよつちやう痛めつけられていました。必死で逃げ回り、耐えていました。

私たちは、弱者を守つてくれる大きな力をもつて望んでいました。それは学校の指導です。見かねた母がするがやうな思いで訴えらるやうにと言ふばかり。けがをさせないためとか、一緒に遊ぶ学校にいれば私がつからうとか。何という偽善ぶりでしょう。弱者への思いやりもなく、ただ学校にとつての厄介払いがしたいだけ。担任の先生は、姉を特殊学級へ入れる手続きに骨を折ることで義務が果たせると本気で思つていました。

授業中に悔しくて泣く私を、私の担任の先生は指名せずとしておいてくれました。どうすることもできないから、せめてそつとしておいてくれたその先生のほうに、一応はいじめつ子たちをたしなめる格好をする先生よりずっと誠意を感じたものです。

これは多摩市の中島よし子さんという方の投書なんです。だから、私もこういうのを見ると悩むんです。統合教育というものは私は望んでいる。ところが、実際にそういうお子さんが学校に行くという目には遭う。

そうして今度は、日本でも珍しいんだそうです。十八歳以下を対象とした全国でも珍しい子供専門精神病院、これは東京都立梅ヶ丘病院、ここに最近いじめられて精神分裂症に陥るというふうなお子さんが大変入院しているんだそうです。こ

すけれども、こういった例えば知恵おくれのお子さんとかあるいは体にハンディを持つておるお子さんが、じゃ普通の学校に行くかどうかという結果になるか、こういう投書があります。これは一月三十日、朝日の「テーマ談話室」というコーナーに投書されております。

双生児の私の姉は知恵が遅れています。小学生になつて、他の子供たちは遊べるのはおろか、熱く焼いた王冠を顔に押しつけてやけどさせたり、石の入った雪を投げつけるなど、かばう私までしよつちやう痛めつけられていました。必死で逃げ回り、耐えていました。

私たちは、弱者を守つてくれる大きな力をもつて望んでいました。それは学校の指導です。見かねた母がするがやうな思いで訴えらるやうにと言ふばかり。けがをさせないためとか、一緒に遊ぶ学校にいれば私がつからうとか。何という偽善ぶりでしょう。弱者への思いやりもなく、ただ学校にとつての厄介払いがしたいだけ。担任の先生は、姉を特殊学級へ入れる手続きに骨を折ることで義務が果たせると本気で思つていました。

授業中に悔しくて泣く私を、私の担任の先生は指名せずとしておいてくれました。どうすることもできないから、せめてそつとしておいてくれたその先生のほうに、一応はいじめつ子たちをたしなめる格好をする先生よりずっと誠意を感じたものです。

れも問題ですわね。そして、昨年度は四十九人が登校拒否で入院して、その半数がいじめなんだそうです。そして、昨日もどなたかやはいじめの問題から、ちょうど岡田有希子という子が、これはプロダクションのあれも悪いだろうと思うんですけれども、自殺したことが引き金になりました。四月中でも大変な件数が出ています。それから、五十八年の調査を見ても、自殺した少年六百五十七人のうち七十三人、五十九年には五百七十二人のうち五十九人、これが全部年間を通じて四月が一番多いんですね。ですからちょうど交換期ですね、四月、こういう時期にこういう行為をするお子さんが多い。そして、この都立梅ヶ丘病院にもこういうお子さんが入ってきている。いじめをなくするにはどうすればいいのだろうかというところがやっぱり一つの大きな社会問題だと思っています。

一つには、総理、私はこういうことを思うんですよ。最近の子供たちというのは昔と違っていて大家族の中に住んでおられませんわね。総理のお年ぐらいの方はほとんど大家族でした、これは竹下大蔵大臣もそうだろうと思いますけれども、その大家族の中で、兄弟が多ければ多いほどそういう子はいじめられもしないし、いじめにも回らないんですね、兄弟同士でなぐり合いますから。それで、兄弟同士の中で淘汰されて育ってきました。ですから、兄弟というのは一番社会の最小公倍数みたいなもので、そこでお互いが切磋琢磨してきているから、こういう家庭に育った子供というのは意外といじめっ子にもならないし、いじめられもしないんですね。

ところが、最近核家族ですから、もう一人っ子あるいは二人っ子、大事にしますわ、過保護で。こういう子というのはどうしても運動不足になったり、外へ出て、うちの上の孫なんかそうすけれども、まあよたよたしてどうにもならない。今一生懸命教育はしていますが、これが育ったらいじめられる方に回るんじゃないかと今から心配しておりますけれども、そういうような状態が非

常にまたこういうふうな環境をつくり出しているんじゃないかと思うんです。

いいますよ、昔の修身とまではいきませんが、いいますか、人間として人間を愛するよう心を入れ替えるような教育時間を一週間に一度、一時に入れていただいて、もつと人間と人間が愛というものを育てるような、自分のほつたをひっぱたいて相手の痛さがわかるくらいの子供をつくらなければならない、いじめというのは私は永久にないと思わなければならない、今のところの情勢では、どういふふうにお考えでしょう、まず大臣、お答えください。

○国務大臣(海部俊樹) 御指摘のように、家庭の教育機能というものが、いい悪いは別でございしますが、最近低下してきておるとよく言われます。私自身も六人兄弟でしたから、弟とけんかするときは柱や机のない方にそつと投げぐるの配慮はしたつもりでございまして、我が身をつねて人の痛さを知れというようなことは家庭の中で身につけました。出てくるスライカの大きさが違ふときは、おれは上から二番目だからこれはおれのものだという確信だけはしましたけれども、決して一番大きいのはとりませんでした。それは争いを好まない平和愛好主義者でありましたと言います。これはうそになるわけでは、親が年の順に食べろと言うからそうしただけのことですが、それが家庭の教育力だったと、私なりにこう思っております。

ところが、いい悪いは別にして、このごろ御家庭からそれが消えていきますと、同世代年齢が初めて出会うのが学校の場合ですから、そこで初めてぶつかったときにはいろいろ訓練——訓練と言います。言葉は悪いですが、兄弟げんかなんてやっていませぬから、だからそういうところをいろいろ形態が変わってきたんじゃないだろうか心配されておりますので、今先生具体的に御指摘のように、

学校教育の現場の中で、人に対する思いやりとか家庭で身につけることを接点の中で身につけていく、いろいろな方法があるかと思いますが、道徳の時間にお話するというよりも、あ

る学校のように、給食の時間に兄弟をつくつて、上の者は熱いものを持ってこい、下の者はこればれたものを拾え、そういうことの御指導でも心の交流はできると思いますし、またルールに従ったスポーツとか学校行事をやっていたら、汗を流して時間とかエネルギーをそちらへ持っていくながら、人に対する思いやりとか、やっていいこと悪いことがわかってくると思うんです。

ですから、学校現場にお願ひして下さる教育課程の中で、今も道徳領域の指導はございますが、それでいいのかどうか教育課程審議会に今審議をお願いしておりますところでありまして、私たちはそれよりも、もつとそれを乗り越えて、授業の時間や体操の時間や放課後の時間等も含めて、学校活動全体の中であつたり目標を付けていく活動と、か声をかけていただくとか、人生最初の教師であるお父様お母様にも特に御家庭で気をつけていただくとか、先生はお孫さんのことまでお気配りいただいております、そういう家庭や社会みんなが心を寄せ合つて、心を開いて相談し合つて、手を差し伸べて引つ張つてあげようという体制ができていくことが一番望ましいことで、いじめめというものはルールに違反した最もよくないことであるということを徹底させることが望ましいと考えております。

○下村泰着 大変また御自分の御経験からいろいろなお話をしてくださいましたけれども、とにかくある程度、統合教育までいかなくても、そういう学校へ健常者の生徒を行かせてボランティア活動させる、こんなものも一つの私は方法だと思っております。それから、私に言わせてもらえば今の先生は頼りないですから、幾ら先生方に頼んでも大した効果は上がってこないと思っております。私の小学校時代の先生と今の先生と比べると、

大変差があるような気がするんですね。ですから、私は昔の先生に殷られた覚えもございすけれども、それは当然悪くて殷られたという経験しか持っておりません。先生に頼っているとうしろでもこれはできませんから、できるだけ親の方がちゃんと心配しなきゃいかぬと思います。

ところで、今私の申し上げたようなことで総理のもしお考えがございましたら、一言お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘) カリキュラムをどう組むかという問題に関係してくると思ひますが、これは文部省が専門的にいろいろ研究、検討しておるところだと思ひますが、やはり今文部大臣がおっしゃいましたように、総合的に目を配つてやるということが基本的には大事だと思ひます。しかし、やはり一週間に一時間、私らの場合は月曜日の朝、最初の一時間でしただけども、昔は修身というのがありまして、どういふふうにしていくかという一番素朴なしつけを教えられましてすね。それはやっぱり教えられて初めてなるほどそういうものかというのわかつてきたという、自分の経験ではそうすね。

しかし、それがまた行き過ぎると非常に硬直した教育になったり、あるいは国家主義を教え過ぎるとか、そういう変な面に曲がついていってはいけませんけれども、人間として生きていくために必要な基本の型を教える、そういう点は動物と人間と違う一番のポイントでありますから、言葉で教えてくれるということは、「キタキツネ物語」という映画を見たことがありますが、キツネは人間らしい教え方というのがあると思ひます。そういう意味で、新しい今の時代に合った教え方というものがある基本的な生き方として教えていく必要があるんじゃないだろうか。柔道でも何でも基本の型を教えなければこれは始まらぬのです。応用を先にやつのでは、とてもこれはモデルをもらわなければならぬ。やっぱりそういうよう

な要素が日本の教育課程にも必要ではないかと私は個人的に感じております。

○下村泰君 どうもありがとうございます。

私が質問するときは、本場に総理の顔は和やかな顔になりまして、それで理事の方もいろいろと御配慮なさってくれたんだと思いますけれども、どうぞひとつ文部大臣もよろしく障害児のことは考えていただきたい。厚生大臣もよろしくお願いいたします。御返事は要りませんから、厚生大臣、終わります。

○委員長(嶋崎均君) この際、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど村沢委員に対する答弁の中で、「何とぞ御了解を賜りたい」と申し上げましたが、「何とか御了解を賜りたい」ということに訂正させていただきますと存じます。

○委員長(嶋崎均君) 以上をもちまして質疑は終了いたしました。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○磯山篤君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

言うまでもなく、本法律案は、国庫補助率の引き下げに関するもの、国庫補助金の一般財源化に関するもの、厚生年金等特別会計の国庫負担率の延べに関するものなど四十九項目、四十八法律に及ぶものでありますが、財政の見地から共通の措置であるとして一括したものと説弁を弄しておりますが、昨年の補助金特別委員会の審議経過を全く無視したものであり、政府の暴挙は断じて許すわけにはいきません。

しかも、本法律案提出の経緯についても指摘し

なければなりません。政府は、補助金問題検討会の報告を最大限尊重するとしておりますが、検討会の議事録の公表を拒否し、また各段階の地方公共団体の意見にも十分耳を傾けようとはせず、さらには地方制度調査会の答申は一方的に無視するという御都合主義、独善的な手法は言語道断と言わざるを得ません。

臨調、国鉄監理委員会等、総理好みのメンバーを集め、また経緯に見られるごとく、私的諮問機関による非民主的な誘導政治は、かつての危険なわまりない権力政治の体質を感じざるを得ないのであります。

中曾根内閣の予算編成に明確にあらわれております社会保障、国民福祉の後退に比べ、軍事費の突出ぶりはこのことを端的に物語るものであり、バスターより大砲への道をとろうとする政治姿勢に強く警告を与え、以下反対の理由を申し上げます。

第一の理由は、六十年度限りという前提で成立した補助金一括法が、六十一年度以降三年間延長され、しかも補助率が一段と切り込まれるなど、政府は昨年の審議経緯を無視したものであり、重大な公約違反を犯しているものであります。

昨年度の法律は時限立法であったことは言うまでもなく、本年四月一日をもつてその補助率に戻ることが地方公共団体との約束ではなかったのではないのでしょうか。地方の時代が叫ばれて久しくなりましたが、地方は目下、自律、自主性確立に向けて努力をしている際であります。このときに、国自身がこれを崩そうとしていることは、全く遺憾千万であります。

しかも、国と地方との役割分担、財源配分のあり方について明確な指針もつくらず、地方財政富裕論にくみし、単に国の財政事情のみを口実として地方への負担転嫁を強化し、さらに地域住民の負担と犠牲を押しつけていることは、地方自治、地方財政法の精神にも反するもので、到底容認することはできません。

六十一年度一兆一千七百億円に及ぶ地方財政へ

の負担押しつけに対し、財政上の措置を講じたとしておりますが、その実態は、たばこ消費税の引き上げと建設地方債の増発であります。これらは地方財政の危機に一層の拍車をかけ、将来財政基盤をますます弱くする以外の何物でもありません。また、返済についても、金額、時期などについても自信のある態度も示されず、納得は絶対にできません。五十八兆円の借入金残高を抱え、公債負担比率二〇％を超える団体が千三十三団体にも膨れ上がっている地方の実態をどう理解しているのか、甚だ疑問であります。

第二の理由は、本法律案の提出時期などの手順に関する問題であります。

昨年度の審議におきまして、委員長見解及び附帯決議において、「制度施策の根幹にかかわり、かつ予算執行に関連する法案については、参議院の審議が制約を受けることのないよう国会提出の時期等の問題点に留意すること。」の一項目を設け、政府に対し、同じ轍を踏まないよう警告を与えていたところであります。

しかるに、本年も全く同じく一方的に財政負担を転嫁しておきながら、地方を人質にとり、法案の早期処理を強要する態度は審議権を無視するものであり、これまた到底容認できないところであります。行革特例法の例を引くまでもなく、重要な制度の変更を伴う場合には、事前の審議が必要であり、その上に立つて新制度に基づく予算編成を行うべきであり、これこそ財政民主主義の基本であることを強調しておきたいと思ひます。

第三は、厚生年金等特別会計への国庫負担率の延べを行うなど、安易な帳じり合わせであります。

五十七年度から今年度までの繰り延べ額は、運用収入を含めて一兆四千億円の巨額に上っておりますが、この返済計画すら明示しない態度は極めて不当であります。これ以外にも、国民年金標準化措置、政管健保への国庫負担率の延べ策など、本来予算計上しなければならない経費を先送りすることはいわば隠れた財政赤字を増大させるもの

であり、財政審が指摘しております財政の質的改善にも逆行するものであります。財政をゆがめると同時に、私が指摘しました財政赤字下の後年度負担の数字に見られるごとく、ますます財政再建を困難にするものであります。

以上、簡単に反対理由を述べたところでありますが、なお、補助金は国民の血税であります。したがって、補助金の執行に当たり不法、不当な事件が発生しないよう厳格な執行を特に注意を喚起して、私の反対討論を終わります。

以上です。(拍手)

○倉田寛之君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について賛成の討論を行います。

今日、我が国財政は巨額の公債残高を抱えながらなお多くの公債に依存し、歳出の主要項目の第一位は公債利払いのための国債費であるという極めて深刻な事態となっております。今後の人口の高齢化の進展や国際国家としての責任の増大を考えると、これまで以上の徹底した財政改革なかりせば二十一世紀の活力ある日本経済の展開は困難であります。このためには、社会経済の大きな変化に対して財政がこれに対応できる力を回復することが肝要であります。この観点から、一般歳出の四割以上を占める補助金等の見直しを行うことは、財政改革を進めるに当たって避けられぬ緊急の課題であります。

申し上げるまでもなく、補助金等は特定の施策を推進する政策手段として主要な機能を持っておりますが、反面、地方行政の自主性を損ねたり財政資金の効率的運用を妨げるなどの問題があり、従来から既得権化、惰性的運用等種々の指摘が行われ、その見直し、是正が求められていたところでありました。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、補助金問題検討会の報告の趣旨にのっとり、社会保障を中心に事務事業の見直しを行いながら、補助率の総合的見直しを行っております。一部に、昭和六十

年度一年限りとした補助率一律カットを延長したもので地方に負担を転嫁するものであるとの指摘があります。これは全くの誤解に基づくものであります。また、補助率の見直しに当たっては、たばこ消費税の税率引き上げという極めて異例の措置を初めとして、地方財政の運営に支障を生じないよう補てんすることとしております。

言わずもがなであります。地方財政もまた巨額の借入金を抱え、国と同様、厳しい対応を余儀なくされている状況の中であって、従来とも国と歩調を合わせ行財政改革を推進して経費全般について節減合理化を行っておりますが、今回特に補助金の引き下げ措置について地方団体の納得をいいただきましたことは、これを是とするものであります。

この際、政府に一言申し述べます。

まず、今年度の一般歳出額を前年度以下に圧縮する中であって、一般公共事業費については四・三％も伸びておりますが、本案の成立遅延により公共事業の前倒し執行も社会資本の整備にも重大な支障が生ずるわけであり、とりわけこの公共事業に多くを依存している地域経済への影響ははかり知れないものがあります。

そこで、本案成立後、直ちに公共事業の箇所づけが行えるよう万般の準備を行うこと。さらには、今後とも国、地方を通ずる行財政改革を喫緊の重要課題として受けとめ、地方自治を尊重しつつ、補助金を含む歳出全般にわたる節減合理化を推進して、限られた財政資金の効率的運用を願いたい。また、補助金等がむだ、不正に使われることのないよう十分チェックし、厳正なる執行を強く要望いたします。私の賛成討論を終わります。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

今日、我が国を取り巻く政治、経済等内外の諸情勢は、一段と深まる国際化時代の中で極めて厳

しい状況にあり、その対応は一步誤れば我が国経済及び国民生活に甚大な影響を及ぼすものばかりであります。

昨秋のニューヨークG5以降の急激な円高によるデフレ圧力は、政府の円高メロット発言とは裏腹に、輸出関連中小企業に深刻な影響を落としております。また、対外的には五百億ドルを超える貿易黒字に対する海外からの市場開放圧力は一段と強まり、我が国は文字どおり内外憂患の間で、これまでの他力本願的な外需依存型経済から内需型経済への転換を強く迫られているのであります。

しかし、中曽根内閣の経済政策は、民活だの、やれ規制緩和だのと、お金を使わない掛け声だけの政策であり、その実態は内需拡大策とはほど遠く、否むしろこの間に経済の実相はますます外需型へ傾斜を強めてきたと言っても過言ではありません。さらに、中曽根総理はさきの訪米に際して、事前に国会に一度の報告もなかった私的諮問機関にすぎない経緯研の報告を、あたかも国民的合意事項であるがごとく米政府に説明しているなど、その言動は国民感情を逆なでする以外の何物でもありません。中曽根内閣の独善的政策に強く警告し、以下、順次反対の理由を具体的に申し上げます。

反対理由の第一は、国の財政悪化による歳出削減を一方的に地方に転嫁しているばかりか、本措置が何ら行政改革に役立っていないこととあります。

昨年度からの一方的な補助負担率の引き下げにより、六十年年度五千八百億円、六十一年年度は一兆一千七百億円ものツケをすべて地方に押しつけようとしておりますが、これにより地方財政は財政調整資金等積立金の取り崩しや公共料金等の値上げに追い込まれ、その影響は、政府の影響なしとの答弁とは裏腹に極めて深刻化しております。また、補助負担率引き下げの多くは、補助金問題検討会で地方代表者の強い反対があったにもかかわらず、政府側による論拠不十分な地方財政富裕論

をよりどころに強引に決められたものであり、これこそ地方独自の行財政改革の努力をじゅうりんとする中央政府の暴挙であり、断じて容認できません。

また、既に役割が終わったり、あるいは零細と言われる補助金の整理こそまず手をつけなければならぬにもかかわらず、単に補助負担率を引き下げただけの措置は行政改革とはほど遠く、補助金の零細化を一層強めたにすぎず、政府に猛省を促すものであります。

反対理由の第二は、補助負担率の引き下げは六十年年度限りの措置であると約束したにもかかわらず、さらに補助負担率を引き下げ、しかも三年間も延長する改悪となっていることとあります。

昨年度の審議の際、再三にわたる質疑に対し、政府は補助負担率引き下げは一年限りの暫定措置であると明言したのであります。しかるに政府は、補助金問題検討会での議論を経て再度国と地方の事務事業の見直しを行ったものであり、単なる昨年度の延長ではないとの理屈をもって補助負担率を一段と引き下げ、しかも六十三年度までの延長をもくろんでいるのであります。

さらに重大なことは、六十四年度には五十九年度の率に戻すべきであるとの我々の主張に対しては明言を避けているばかりか、同法の再延長もあり得るかの答弁をしているのであります。

このような政府の態度こそ、国と地方の信頼関係を裏切り、政治不信をますます助長する以外の何物でもなく、到底認めることはできません。

反対理由の第三は、昨年度の本院での議論を無視し、再び四十八法律、四十九項目にまたがる事項を無理やり一本化していることとあります。近年の財政悪化に伴い、政府は苦し紛れに法案の一本化によって当面を糊塗することが多くなっておりますが、本来、趣旨の異なる法律は別個の法律として提出するのが近代法治国家の責任ある対応であることは申すまでもありません。昨年の我々の鋭い指摘に対し、政府は今後その趣旨に沿って努力すると答弁しておきながら、本年再び同

様の誤りを犯しているのは国会軽視も甚しく、断じて容認できるものではありません。

さらに、本法律案の附則において、その執行を四月に遡及させようとしておりますが、これでは本法律案がいつ成立しようとするの執行には関係なく、政府にとって全く痛痒を感じない仕組みとなっており、こうした手法は議会制民主主義の否定につながるものと断ぜざるを得ず、到底認めることはできません。

最後に、本法律案のような制度、施策の根幹にかかわる重大な政策変更は、五十六年の行革関連法がそうであったように、予算編成前に国会の承認を得ておくべきであることも昨年の大きな論点であったにもかかわらず、本法律案の提出が本年になってから行われるなど、昨年の問題点が何ら改善されていないのは極めて不満であります。

このような政府の国会軽視の姿勢に強く抗議し、以後国政の重大な政策変更の場合には、事前に国会で十分議論を尽くすよう政府が配慮すべきであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

（拍手）

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本案が地方財政危機に拍車をかけ、社会福祉や教育、生活密着型公共事業の後退など、国民生活に深刻な影響を与えるという点であります。

政府は、補助金等は削減しても、財政上の万全の措置をとっており国民に直接影響はない、国と地方の負担区分の問題にすぎないと言います。しかし、それがどんなに欺瞞に満ちた説明であるかは、地方債の深刻な増発、財政調整基金、減債基金などの取り崩し、さらに児童館など住民生活に密着している地方単独補助金の廃止や縮小、保育料、公立高校授業料値上げなど、住民負担の増大、住民サービスの切り捨て等を見れば明らかです。

昨年度、六千四百億の補助金一括削減は一年限

りと答弁しておきながら、ことしはさらに二倍以上の一兆二千八百億の負担を地方自治体に転嫁しました。しかも、今回の補助金一律カットを三年間の臨時特例と言っていますが、三年後にもとに戻される保証は何もなく、むしろ憲法、教育基本法などを踏みにじる全面的な制度の改悪へ導く危険さがあるのです。

第二は、本案が地方自治の破壊につながる危険を持つという点であります。

自民党中曽根内閣は、国庫負担、補助率の一括削減を地方行革の重要な一環と位置づけるとともに、地方の自主性の尊重という美名のもとに事務整理合理化、地方行革大綱の全面实施及び裁判抜き代執行の導入などで地方自治を行財政の両面から一段と締めつけています。このため、自治破壊が一挙に進もうとしています。

本法案は、臨時行革も五年目に入ったことし、軍備拡大と国民生活に犠牲を強いる路線を一層推し進めることは明らかです。これは戦後政治の総決算、国際国家日本、国家改造の美名のもとにアメリカに追随し、大企業に大いにサービスする一方で、戦後、民主憲法のもと、営々として築かれてきた諸制度を根柢から突き崩そうとするもので、断じて容認することはできません。

第三は、本法案に見られる法案の一括処理方式が、議会制民主主義の形骸化を一層推し進めるということであります。

本法案には、国民生活に密接な社会保障、社会福祉関係の法律十三本、教育関係四本、国民生活密着型の公共事業関係十九本など四十八本の法律が含まれておりますが、これを一くりにして一挙に処理しようとするものであります。

今日、中曽根首相は、経構研などの私的諮問機関を利用することを、反動的な政治を進める手段の一つに使っています。本法の一括処理方式での提出も、国民の声を封じて悪法の成立を図ろうとするもので、議会制民主主義を踏みにじるファシオ的な手法と言わざるを得ません。

本法案は、衆議院でも極めて不十分な審議のま

ま本院に送付され、本委員会における審議は六日にも満たないものであります。

我が党は、本法案の重要性に照らして、慎重で徹底した審議を求め、国民の声を反映させるための地方公聴会、関係参考人の意見聴取を強く主張してきましたが、本日、審議不十分のまま議了されようとしています。

我が党は、このような国会審議のあり方についても強く抗議をして、反対討論を終わります。

（拍手）

○井上計君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっており、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

第一の理由は、一律補助率のカットは六十年代限りの暫定措置とすべきとの国会の意思に反し、その上補助率のカットの対象を拡大し、しかも三年間の暫定措置として補助率のカットを強行することであり、このことはもとに不満であり、国会を軽視したと言わざるを得ません。

第二は、補助率のカットにより、国が本来一般会計で負担すべきものを、地方公共団体の借金に肩がわりさせることであります。国の財政政策の失敗を地方公共団体にしわ寄せする政府の姿勢はまことに遺憾であります。

第三は、地方への負担の転嫁にとどまらず、補助率のカットの穴埋めとして、たばこ消費税の増税という形で国民に対し負担を転嫁したことであり、

補助率を単にカットするだけでは、国、地方合わせて公費の負担は変わらず、行革に逆行する措置であります。十分な行革を行わず負担を国民に転嫁することに、政府は反省し、その誤りを認めるべきであります。また、税調の審議終了後、予算のつじつま合わせのため、たばこ消費税の増税を決めたことは、税調をないがしろにしたものであり、このようなことは今後断じて繰り返すべきではありません。

第四は、補助率カットに伴う地方財政対策は十

分措置したといえながら、それは今年度についてのみであって、来年度以降十分な財政措置を行う保障が全くないということであり、

第五は、補助率カットに対する地方財政対策として、建設地方債の元利償還を地方交付税で措置する傾向が強まるに伴い、地方団体固有の財源である地方交付税が国庫補助金に性格を強め、それだけ地方独自の施策の範囲を狭めてしまうことになっていくことでもあります。

また、過疎地など、投資的事業に一〇〇%近い地方債の充当が認められている地域では、経常経費に充てる一般財源が乏しく、経常経費部門の事業に支障を来すおそれがあり、地域間の格差を拡大することになるといえることでもあります。

以上が反対の理由であります。最後に、昨年と同様本案の衆議院通過がおくれたため、参議院の審議に支障を来し、さらに地方団体の財政運営に多大な影響を生じしめたことに、対し遺憾の意を表し、討論を終わります。（拍手）

○委員長（嶋崎均君） 以上で討論は終局いたしました。

それでは、これより採決に入ります。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（嶋崎均君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、嶋山君から発言を求められておりますので、これを許します。嶋山君。

○嶋山篤君 私は、ただいま可決されました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律

案に対する附帯決議（案）
政府は次の事項について十分配慮すべきである。

一、制度、施策の根柢にかかわり、かつ予算執行に関連する法律案については、参議院の審議が制約を受けることのないよう特段に留意すること。

予算と表裏一体の関係にある法律案について、本院の審査が予算成立後の後追いとなる場合、国民や地方公共団体に迷惑をかける事態を回避するよう努めること。

二、今回の措置は、国庫補助金等に係る三年間の暫定措置であることに鑑み、六十二年度以降も地方の行財政運営に支障を生じないよう、万全の措置を講ずるとともに、具体的な措置内容や予算編成時ごとに明示すること。

暫定措置期間中は、国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更は行わないこと。

三、厚生年金等に対する国庫負担の繰延べに係る元利の返済に当たっては、計画的かつ速やかに行うこと。

四、特例措置に伴い発行する調整債の元利の償還について、発行の経緯に鑑み、交付税の基準財政需要額に適切に算入すること。

五、今後の税財政制度の改革に当たっては、地方財政の自主性を尊重し、財源の国と地方の均衡を図り、安定的地方財政の確立に努めること。

六、国と地方の事務事業の在り方について、引き続き検討を進めること。

七、補助金の執行に当たっては、不法、不当など国民の血税の使い方や指弾を受けることのないよう厳格に行うこと。

八、公共事業前倒しに当たっては、地域振興、地域格差の是正等地方の実情を十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（嶋崎均君）　ただいま嶋山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（嶋崎均君）　多数と認めます。よって、嶋山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣（竹下登君）　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長（嶋崎均君）　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（嶋崎均君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（嶋崎均君）　一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議了いたしました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきましては、委員の皆様方の御協力を賜りまして、連日にわたり審議が行われ、本土曜日に議了するに至りました。

この間、委員長といたしましては、至らぬ点多々あったかと存じますが、会派を超えた委員の皆様方の御協力に対し、ここに衷心より厚く御礼申し上げます。ごあいさついたします。本日にありがとうございます。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十八分散会

昭和六十一年五月十日印刷

昭和六十一年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D